

令和7年（第5回）山鹿市議会 12月定例会

会期日程表

日次	月 日	曜 日	本 会 議	委員会／備考
1	11月25日	火	開会・提案理由説明	
2	11月26日	水		発言通告締切：正午
3	11月27日	木		
4	11月28日	金		
5	11月29日	(土)		
6	11月30日	(日)		
7	12月 1日	月		
8	12月 2日	火	質疑・一般質問	
9	12月 3日	水	質疑・一般質問・委員会付託	
10	12月 4日	木		予算決算委員会
11	12月 5日	金		
12	12月 6日	(土)		
13	12月 7日	(日)		
14	12月 8日	月		建設経済委員会／分科会
15	12月 9日	火		市民福祉委員会／分科会
16	12月10日	水		総務文教委員会／分科会
17	12月11日	木		
18	12月12日	金		予算決算委員会
19	12月13日	(土)		
20	12月14日	(日)		
21	12月15日	月		
22	12月16日	火		議会運営委員会
23	12月17日	水	委員長報告・討論・採決・閉会	

令和7年（第5回）山鹿市議会12月定例会

目 次

第1号（11月25日）	頁
1. 議事日程	3
2. 本日の会議に付した事件	4
3. 出席議員	4
4. 説明のため出席した者	5
5. 事務局職員出席者	5
6. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
7. 日程第2 会期の決定	6
8. 日程第3 議案第59号～議案第90号	7
9. 提案理由の説明	7
(1) 議案第59号（吉岡総務部長）	7
(2) 議案第60号（小山市民部長）	8
(3) 議案第61号（原福祉部政策審議員）	8
(4) 議案第62号（原福祉部政策審議員）	8
(5) 議案第63号（原福祉部政策審議員）	8
(6) 議案第64号（新堀商工観光部長）	9
(7) 議案第65号（隈部建設部長）	9
(8) 議案第66号（隈部建設部長）	9
(9) 議案第67号（隈部建設部長）	9
(10) 議案第68号（迎田水道局長）	10
(11) 議案第69号（黒田消防本部消防長）	10
(12) 議案第70号（吉岡総務部長）	11
(13) 議案第71号（原福祉部政策審議員）	12
(14) 議案第72号（原福祉部政策審議員）	12
(15) 議案第73号（原福祉部政策審議員）	13
(16) 議案第74号（新堀商工観光部長）	13
(17) 議案第75号（迎田水道局長）	14
(18) 議案第76号（入江市民医療センター事務部長）	14
(19) 議案第77号（功能建設部次長）	15
(20) 議案第78号（功能建設部次長）	15

(21) 議案第79号 (西島教育部長)	15
(22) 議案第80号 (原福祉部政策審議員)	16
(23) 議案第81号 (吉岡総務部長)	16
(24) 議案第82号 (鶴川農林部長)	18
(25) 議案第83号 (新堀商工観光部長)	18
(26) 議案第84号 (新堀商工観光部長)	18
(27) 議案第85号 (吉岡総務部長)	19
(28) 議案第86号 (阿蘇品副市長)	19
(29) 議案第87号 (阿蘇品副市長)	19
(30) 議案第88号 (阿蘇品副市長)	19
(31) 議案第89号 (阿蘇品副市長)	19
(32) 議案第90号 (阿蘇品副市長)	19
10. 散 会	20

第2号 (12月2日)

1. 議事日程	23
2. 本日の会議に付した事件	24
3. 出席議員	24
4. 説明のため出席した者	25
5. 事務局職員出席者	26
6. 日程第1 質疑・一般質問	27
(1) 豊田新二郎議員一般質問	27
○北本教育部首席教育審議員答弁	28
(2) 豊田新二郎議員一般質問	28
○北本教育部首席教育審議員答弁	29
(3) 豊田新二郎議員一般質問	30
○北本教育部首席教育審議員答弁	30
(4) 豊田新二郎議員一般質問	31
○新堀商工観光部長答弁	31
(5) 豊田新二郎議員一般質問	32
○吉岡総務部長答弁	32
(6) 豊田新二郎議員一般質問	33
○新堀商工観光部長答弁	33
(7) 豊田新二郎議員一般質問	34

○迎田水道局長答弁	34
○隈部建設部長答弁	35
(8) 豊田新二郎議員一般質問	36
○隈部建設部長答弁	37
(9) 豊田新二郎議員一般質問	37
○迎田水道局長答弁	38
○隈部建設部長答弁	39
(10) 豊田新二郎議員一般質問	39
○隈部建設部長答弁	40
(11) 豊田新二郎議員一般質問	41
○隈部建設部長答弁	42
(12) 豊田新二郎議員一般質問	42
(13) 高松佳美議員一般質問	43
○徳丸福祉部長答弁	44
(14) 高松佳美議員一般質問	45
○徳丸福祉部長答弁	45
(15) 高松佳美議員一般質問	45
○徳丸福祉部長答弁	46
(16) 高松佳美議員一般質問	46
○徳丸福祉部長答弁	47
(17) 高松佳美議員一般質問	47
○徳丸福祉部長答弁	47
(18) 高松佳美議員一般質問	48
○徳丸福祉部長答弁	48
(19) 高松佳美議員一般質問	48
○徳丸福祉部長答弁	49
(20) 高松佳美議員一般質問	49
○徳丸福祉部長答弁	49
(21) 高松佳美議員一般質問	50
○徳丸福祉部長答弁	50
(22) 高松佳美議員一般質問	50
○徳丸福祉部長答弁	50
(23) 高松佳美議員一般質問	51
○中村選挙管理委員会事務局長答弁	51

(24) 高松佳美議員一般質問	52
○中村選挙管理委員会事務局長答弁	52
(25) 高松佳美議員一般質問	53
○中村選挙管理委員会事務局長答弁	53
(26) 高松佳美議員一般質問	53
(27) 芋生よしや議員一般質問	54
○吉岡総務部長答弁	55
(28) 芋生よしや議員一般質問	55
○早田市長答弁	56
(29) 芋生よしや議員一般質問	56
○早田市長答弁	58
(30) 芋生よしや議員一般質問	58
○早田市長答弁	58
(31) 芋生よしや議員一般質問	59
○西島教育部長答弁	59
(32) 芋生よしや議員一般質問	60
○早田市長答弁	60
(33) 芋生よしや議員一般質問	60
○早田市長答弁	61
(34) 芋生よしや議員一般質問	61
○新堀商工観光部長答弁	61
(35) 芋生よしや議員一般質問	62
○新堀商工観光部長答弁	62
(36) 芋生よしや議員一般質問	63
○小山市民部長答弁	63
(37) 芋生よしや議員一般質問	64
○迎田水道局長答弁	64
(38) 芋生よしや議員一般質問	65
○小山市民部長答弁	65
(39) 芋生よしや議員一般質問	65
○早田市長答弁	67
(40) 芋生よしや議員一般質問	67
○早田市長答弁	68
(41) 芋生よしや議員一般質問	68

(42) 工藤彩友美議員一般質問	68
○吉岡総務部長答弁	70
(43) 工藤彩友美議員一般質問	70
○吉岡総務部長答弁	71
(44) 工藤彩友美議員一般質問	71
○北本教育部首席教育審議員答弁	72
(45) 工藤彩友美議員一般質問	73
○北本教育部首席教育審議員答弁	74
(46) 工藤彩友美議員一般質問	75
○北本教育部首席教育審議員答弁	75
(47) 工藤彩友美議員一般質問	76
○新堀商工観光部長答弁	77
(48) 工藤彩友美議員一般質問	77
○新堀商工観光部長答弁	78
(49) 工藤彩友美議員一般質問	78
○新堀商工観光部長答弁	79
(50) 工藤彩友美議員一般質問	80
(51) 古川和博議員一般質問	81
○隈部建設部長答弁	82
(52) 古川和博議員一般質問	82
○隈部建設部長答弁	83
(53) 古川和博議員一般質問	84
○隈部建設部長答弁	84
(54) 古川和博議員一般質問	85
○西島教育部長答弁	86
(55) 古川和博議員一般質問	87
○西島教育部長答弁	87
(56) 古川和博議員一般質問	88
○隈部建設部長答弁	88
(57) 古川和博議員一般質問	89
○新堀商工観光部長答弁	90
(58) 古川和博議員一般質問	90
○徳丸福祉部長答弁	91
(59) 古川和博議員一般質問	92

○入江市民医療センター事務部長答弁	93
(60) 古川和博議員一般質問	94
(61) 古家茂臣議員一般質問	95
○吉岡総務部長答弁	96
(62) 古家茂臣議員一般質問	96
○徳丸福祉部長答弁	98
(63) 古家茂臣議員一般質問	99
(64) 小林文江議員一般質問	100
○北本教育部首席教育審議員答弁	101
(65) 小林文江議員一般質問	102
○北本教育部首席教育審議員答弁	102
(66) 小林文江議員一般質問	103
○北本教育部首席教育審議員答弁	103
(67) 小林文江議員一般質問	104
○北本教育部首席教育審議員答弁	104
(68) 小林文江議員一般質問	105
○鶴川農林部長答弁	106
(69) 小林文江議員一般質問	107
○鶴川農林部長答弁	107
(70) 小林文江議員一般質問	108
○鶴川農林部長答弁	108
(71) 小林文江議員一般質問	108
○鶴川農林部長答弁	109
(72) 小林文江議員一般質問	109
7. 散会	110

第3号（12月3日）

1. 議事日程	113
2. 本日の会議に付した事件	114
3. 出席議員	114
4. 説明のため出席した者	115
5. 事務局職員出席者	115
6. 日程第1 質疑・一般質問	116
(1) 松見真一議員一般質問	116

○徳丸福祉部長答弁	117
(2) 松見真一議員一般質問	118
○小山市民部長答弁	119
(3) 松見真一議員一般質問	119
○小山市民部長答弁	119
(4) 松見真一議員一般質問	120
○隈部建設部長答弁	121
(5) 松見真一議員一般質問	121
○隈部建設部長答弁	122
(6) 松見真一議員一般質問	122
(7) 原芳郎議員一般質問	123
○西島教育部長答弁	123
(8) 原芳郎議員一般質問	124
○西島教育部長答弁	125
(9) 原芳郎議員一般質問	125
○西島教育部長答弁	126
(10) 原芳郎議員一般質問	126
○西島教育部長答弁	127
(11) 原芳郎議員一般質問	127
○西島教育部長答弁	128
(12) 原芳郎議員一般質問	128
○西島教育部長答弁	128
(13) 原芳郎議員一般質問	129
○新堀商工観光部長答弁	129
(14) 原芳郎議員一般質問	130
○西島教育部長答弁	131
(15) 原芳郎議員一般質問	132
○鶴川農林部長答弁	132
(16) 原芳郎議員一般質問	133
○鶴川農林部長答弁	134
(17) 原芳郎議員一般質問	134
○新堀商工観光部長答弁	135
(18) 原芳郎議員一般質問	136
○吉岡総務部長答弁	136

(19) 原芳郎議員一般質問	136
○新堀商工觀光部長答弁	137
(20) 原芳郎議員一般質問	137
(21) 金光一誠議員一般質問	138
○鶴川農林部長答弁	139
(22) 金光一誠議員一般質問	140
○鶴川農林部長答弁	140
(23) 金光一誠議員一般質問	141
○西島教育部長答弁	142
(24) 金光一誠議員一般質問	142
○早田市長答弁	144
(25) 金光一誠議員一般質問	145
(26) 山下誠治議員一般質問	146
○吉岡総務部長答弁	146
(27) 山下誠治議員一般質問	147
○隈部建設部長答弁	147
(28) 山下誠治議員一般質問	148
○北本教育部首席教育審議員答弁	149
(29) 山下誠治議員一般質問	149
○北本教育部首席教育審議員答弁	150
(30) 山下誠治議員一般質問	150
(31) 永田壯拏議員一般質問	151
○吉岡総務部長答弁	152
(32) 永田壯拏議員一般質問	152
○吉岡総務部長答弁	153
(33) 永田壯拏議員一般質問	153
○吉岡総務部長答弁	154
(34) 永田壯拏議員一般質問	154
○新堀商工觀光部長答弁	155
(35) 永田壯拏議員一般質問	156
○新堀商工觀光部長答弁	156
(36) 永田壯拏議員一般質問	157
○新堀商工觀光部長答弁	158
(37) 永田壯拏議員一般質問	159

○早田市長答弁	159
(38) 永田壯拠議員一般質問	160
○早田市長答弁	161
(39) 永田壯拠議員一般質問	161
○吉岡総務部長答弁	162
(40) 永田壯拠議員一般質問	162
○吉岡総務部長答弁	162
(41) 永田壯拠議員一般質問	163
○吉岡総務部長答弁	163
(42) 永田壯拠議員一般質問	164
(43) 勢田昭一議員一般質問	164
○吉岡総務部長答弁	165
(44) 勢田昭一議員一般質問	165
○吉岡総務部長答弁	166
(45) 勢田昭一議員一般質問	166
○新堀商工観光部長答弁	167
(46) 勢田昭一議員一般質問	168
○新堀商工観光部長答弁	168
(47) 勢田昭一議員一般質問	169
○北本教育部首席教育審議員答弁	170
(48) 勢田昭一議員一般質問	170
○北本教育部首席教育審議員答弁	171
(49) 勢田昭一議員一般質問	171
○北本教育部首席教育審議員答弁	171
(50) 勢田昭一議員一般質問	172
(51) 永田紘二議員一般質問	173
○吉岡総務部長答弁	174
(52) 永田紘二議員一般質問	174
○北本教育部首席教育審議員答弁	175
(53) 永田紘二議員一般質問	175
○入江市民医療センター事務部長答弁	176
(54) 永田紘二議員一般質問	177
○入江市民医療センター事務部長答弁	177
(55) 永田紘二議員一般質問	178

○入江市民医療センター事務部長答弁	178
(56) 永田紘二議員一般質問	179
○徳丸福祉部長答弁	179
(57) 永田紘二議員一般質問	180
○徳丸福祉部長答弁	180
(58) 永田紘二議員一般質問	181
7. 日程第2 委員会付託	181
8. 散会	182

第4号（12月17日）

1. 議事日程	185
2. 本日の会議に付した事件	186
3. 出席議員	187
4. 説明のため出席した者	187
5. 事務局職員出席者	188
6. 日程第1 議案第59号～議案第90号	189
7. 各常任委員長の報告	189
(1) 建設経済委員長報告	189
(2) 市民福祉委員長報告	190
(3) 総務文教委員長報告	190
(4) 予算決算委員長報告	190
8. 質疑	191
9. 討論	191
(1) 芹生よしや議員討論	192
10. 採決	194
11. 日程第2 議員提出議案第2号	197
12. 提案理由の説明	197
(1) 議員提出議案第2号（永田壮拡議員）	197
13. 質疑	198
14. 討論	198
15. 採決	198
16. 日程第3 議案第91号～議案第101号	
議員提出議案第3号	
意見書案第1号	198

17. 提案理由の説明	198
(1) 議案第91号 (吉岡総務部長)	199
(2) 議案第92号 (吉岡総務部長)	199
(3) 議案第93号 (吉岡総務部長)	199
(4) 議案第94号 (吉岡総務部長)	200
(5) 議案第95号 (吉岡総務部長)	200
(6) 議案第96号 (吉岡総務部長)	200
(7) 議案第97号 (吉岡総務部長)	200
(8) 議案第98号 (吉岡総務部長)	200
(9) 議案第99号 (吉岡総務部長)	200
(10) 議案第100号 (吉岡総務部長)	201
(11) 議案第101号 (吉岡総務部長)	201
(12) 議員提出議案第3号 (服部香代議員)	201
(13) 意見書案第1号 (永田壯拡議員)	201
18. 質疑	202
19. 討論	202
(1) 芋生よしや議員討論	203
20. 採決	204
21. 閉会	204

11月25日(火曜日)

令和7年（第5回）山鹿市議会12月定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和7年11月25日（火曜日）午前10時開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第59号 山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第60号 山鹿市税条例の一部を改正する条例

議案第61号 山鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第62号 山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

議案第63号 山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第64号 山鹿市矢谷渓谷キャンプ場条例の一部を改正する条例

議案第65号 山鹿市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第66号 山鹿市下水道条例の一部を改正する条例

議案第67号 山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

議案第68号 山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第69号 山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例

議案第70号 令和7年度山鹿市一般会計補正予算（第3号）

議案第71号 令和7年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第72号 令和7年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第73号 令和7年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第74号 令和7年度山鹿市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）

議案第75号 令和7年度山鹿市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第76号 令和7年度山鹿市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第77号 令和7年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第78号 令和7年度山鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

議案第79号 工事請負契約の締結について（鹿本体育館空調設備設置工事）

議案第80号 訴えの提起について（藤井地区児童遊園）

議案第81号 基本構想の策定について

議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について
(山鹿市一本松農村公園)

議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について
(山鹿市矢谷渓谷キャンプ場(矢谷渓谷))

議案第84号 公の施設の指定管理者の指定について
(山鹿市矢谷渓谷キャンプ場(奥矢谷渓谷きらり))

議案第85号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議案第86号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第87号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第88号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第89号 人権擁護委員の推薦について

議案第90号 人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（20名）

1番	工	藤	彩友美
2番	北	原	和智
3番	高	松	佳美
4番	小	林	文江
5番	古	家	茂臣
6番	永	田	壮拡
7番	原	芳	郎
8番	隈	部	賢治
9番	高	橋	龍一
10番	豊	田	新二郎
11番	山	下	誠治
12番	古	川	和博
13番	金	光	一誠
14番	松	見	真一
15番	小	川	榮二
16番	芋	生	よしや
17番	勢	田	昭一
18番	有	働	辰喜

19番 服 部 香 代
20番 永 田 紘 二

説明のため出席した者

市 長	早 田 順 一
副 市 長	阿蘇品 貴 司
教 育 長	堀 田 浩 一 郎
総 務 部 長	吉 岡 隆
市 民 部 長	小 山 天
農 林 部 長	鶴 川 浩 一 郎
商 工 観 光 部 長	新 堀 竜 一 郎
建 設 部 長	隈 部 光 磨
教 育 部 長	西 島 靖 雄
市民医療センター事務部長	入 江 智 紀
消防本部消防長	黒 田 武 德
総務部政策審議員	永 田 健 一
市民部政策審議員	園 田 和 雄
福祉部政策審議員	原 幸 德
建 設 部 次 長	功 能 宇 治
水 道 局 長	迎 田 祐 樹
教育部首席教育審議員	北 本 憲 仁
財 務 課 長	富 崎 嘉 隆
国民年金課長	川 上 高 博
子 ど も 課 長	原 口 雄 二
農 業 振 興 課 長	佐 伯 勝 德

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	森 田 英 美
議 会 事 務 局 局 長 補 佐	服 部 隆 文
書 記	一 法 師 由 臣

午前10時00分 開会

○有働辰喜 議長

ただいまから令和7年（第5回）山鹿市議会12月定例会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○有働辰喜 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、豊田新二郎議員、高橋龍一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○有働辰喜 議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から12月17日までの23日間とい
たしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月17日までの23日間とするこ
とに決しました。

この際、市長から発言の申出があつておりますので、これを許可いたします。早
田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

皆さん、おはようございます。

令和7年12月定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

まず、近況といたしまして、この9月から11月にかけて、市内各地で祭りや
文化・スポーツイベント等が開催されました。各地で見られた地域の皆様の笑顔が
印象的で、特に子供たちが元気いっぱい熱心に活躍する姿には、未来への希望を
感じました。このようなすばらしい催しを支えてくださった地域の皆様や関係者の
皆様に、改めてお礼を申し上げます。

そして、来る今月30日には、山鹿灯籠ウィメンズマラソンが開催されます。
1,000名を超える選手がエントリーされ、市外・県外からも多数の選手にお越しい

ただけるとのことです。私たち市民といたしましても、おもてなしの心を持って迎えたいと思っております。さらに、来月7日には、「だから、山鹿。20周年感謝祭」が予定をされています。民間主体で進められるこれらの取組は、市民の皆様の地域への熱意を、山鹿市への熱意を感じさせるもので、大変ありがとうございます。

さて、今年も残すところあと1か月余りとなりました。年末に向けて世間は慌ただしさを増しておりますが、同時に空気の乾燥に伴い、火災が発生しやすい気象条件となる季節でもあります。

先日、本市におきましても建物火災が発生したほか、大分市佐賀関地区での大規模火災は、改めて火災予防の重要性を痛感する出来事となりました。被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

また、寒さも厳しくなり、体調管理が一層重要な時期でもあります。交通安全や火災予防とともに十分御留意いただき、充実した年末をお迎えいただければと思います。

本定例会において御審議いただきます議案は、条例11件、予算9件、工事請負契約の締結1件、基本構想の策定、指定管理者の指定3件、人事案件5件及びその他2件でございます。これら諸議案につきましては、担当職員が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げまして、開会の御挨拶といたします。

————— ○ —————

日程第3 議案第59号～議案第90号

○有働辰喜 議長

日程第3、議案第59号から議案第90号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉岡総務部長。

〔吉岡隆 総務部長 登壇〕

○吉岡隆 総務部長

議案第59号 山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

本案は、職員の出退勤時間を柔軟に設定できる、いわゆるフレックスタイム制度を導入するものです。その内容としまして、1週間の勤務時間、38時間45分を維持することを条件に、出勤時間の選択や、1日の勤務時間の調整を可能にするものです。この制度を活用することで週休3日の取得も可能となります。

今回の改正により、働き方の柔軟性を高め、安定的かつ持続的な人材確保を目指すものです。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

小山市民部長。

[小山天 市民部長 登壇]

○小山天 市民部長

議案第60号 山鹿市税条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、身体障害者等に対する軽自動車税等の種別割の減免の対象を拡大するため、所要の規定を整備するものです。

改正の内容といたしましては、障害の程度により、本人運転のみを減免対象としていたものにつきまして、家族運転の場合も対象に加えるものです。

なお、附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行とし、必要な経過措置を定めるものです。

以上、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

原福祉部政策審議員。

[原幸徳 福祉部政策審議員 登壇]

○原幸徳 福祉部政策審議員

議案第61号 山鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、御説明します。

本案は、子ども・子育て支援法等の改正に伴い、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子供を育てている家庭が、就労要件を問わず月10時間を上限として、柔軟に保育所等を利用できる新たな、子ども誰でも通園制度が令和8年度から本格実施されることを受け、これを実施する事業所の設備及び運営に関する認可基準を条例で定める必要があることから制定するものです。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

次に、議案第62号 山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、御説明します。

本案は、内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正により虐待対応が強化されたことに伴い、所要の規定を整備するものです。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

次に、議案第63号 山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、御説明します。

本案は、内閣府令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により虐待対応が強化されたことや、利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を

行わないことができる場合が追加されたことに伴い、所要の規定を整備するものです。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

議案第64号 山鹿市矢谷渓谷キャンプ場条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、受益者負担の適正化を図り、持続可能な管理運営のための使用料の改定及び一部の附属施設を廃止するため、提案するものです。

使用料につきましては、入場料を中学生以上1人当たり、現行315円を600円に、小学生1人当たり、現行210円を400円に改定いたします。

なお、附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

隈部建設部長。

[隈部光磨 建設部長 登壇]

○隈部光磨 建設部長

議案第65号、議案第66号、議案第67号について、御説明申し上げます。

まず、議案第65号 山鹿市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

山鹿市下水道事業計画の変更に伴い、下水道事業の排水人口を2万4910人に改定することに伴い、条例を改正する必要があり、提案するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行します。

続きまして、議案第66号 山鹿市下水道条例の一部を改正する条例及び議案第67号 山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

両議案は、改正の趣旨が同様でございますので、併せて説明させていただきます。

本案の改正の理由としまして、将来人口の減少や節水機器の普及などにより、使用料収入が減少する一方、今後は老朽施設の更新費用や災害に備えた耐震化、物価上昇による経費の増加などが見込まれ、経営状況の悪化は避けられない見込みです。

下水道事業及び農業集落排水事業は、市民生活や経済活動に不可欠なものであり、

安定かつ継続したサービスの提供を目的とした経営基盤の強化に向け、使用料体系の統一及び使用料改定などが必要なため、条例の改正を提案するものです。

そのほか、災害、その他非常の場合において、被災地における排水設備工事の適正な実施を図るため、他の市町村長等が指定した排水設備指定工事店による排水設備工事に関して、所要の規定を整備するものです。

附則として、この条例は一部の規定を除き、令和8年4月1日から施行します。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

迎田水道局長。

[迎田祐樹 水道局長 登壇]

○迎田祐樹 水道局長

議案第68号 山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、災害、その他非常の場合において、宅内配管の早期復旧や被災地における給水装置工事の適正な実施を図るため、他の市町村長等が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事に関して所要の規定を整備するため提案するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

黒田消防本部消防長。

[黒田武徳 消防本部消防長 登壇]

○黒田武徳 消防本部消防長

議案第69号 山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を受けて、被害の拡大などが懸念される林野火災を予防するために、国からの通知を踏まえて、所要の規定の整備を行うものです。

改正の内容は、市町村単位で気象状況に応じて林野火災注意報または林野火災警報を発令できる仕組みを新たに設け、警報発令時の屋外での火の使用制限などを定めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和8年1月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

議案第70号 令和7年度山鹿市一般会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正額は7億9030万3000円で、補正後の総額は348億4734万1000円です。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費です。今回の補正予算に計上している事業について、年度内完了が困難なものにつきまして、繰越明許費を設定するもので、内容は記載のとおりです。

5ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正です。資源ごみ等リサイクル推進業務について、事業費を補正するほか、令和8年度以降に係る事業について、新たに3件設定するものです。

6ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正です。義務教育施設整備事業、社会教育施設整備事業及び災害復旧事業について地方債を追加するほか、市場の金利上昇傾向を鑑み、借入利率の上限を3%から6%に引き上げるものです。

続きまして、補正予算の主な内容につきまして、歳出により御説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）情報化推進費235万4000円につきましては、庁舎内等に設置している無料Wi-Fi設備端末の更新経費です。

16ページをお願いいたします。

（款）民生費、（目）障害者福祉費1億7970万6000円は、自立支援介護・訓練等給付事業等の経費になります。

（目）高齢者福祉総務費64万円は、介護保険事業繰出金でシステム改修経費になります。

17ページをお願いいたします。

（款）農林水産業費、（目）農業振興費2643万6000円は、農業担い手支援総合対策事業、鳥獣被害防止対策事業費等の補助金になります。

18ページをお願いいたします。

（款）商工費、（目）企業誘致対策費3939万9000円は、工業団地整備事業特別会

計への繰出金になります。

（目）観光費264万4000円は、インバウンド誘客促進事業に係る補助金になります。

19ページをお願いいたします。

（款）教育費に計上している施設管理経費は、熱中症対策として冷水器を設置する経費になります。

（目）教育振興費666万円は、山鹿版プログラミング学習に係る機材購入の経費になります。

20ページをお願いいたします。

（目）保健体育総務費377万3000円のうち330万円は、山鹿灯籠ウィメンズマラソンへの補助金になります。

21ページをお願いいたします。

（款）災害復旧費につきましては、本年夏に発生した大雨により被害を受けた農地、農業用施設、林業用施設及び道路・河川に係る災害復旧経費を計上しており、復旧総額5億661万5000円になります。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

原福祉部政策審議員。

[原幸徳 福祉部政策審議員 登壇]

○原幸徳 福祉部政策審議員

議案第71号 令和7年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明します。

1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ616万円を追加し、66億9747万8000円とするものです。

補正予算の内容について、事項別明細書の歳出により御説明します。

5ページをお願いします。

下段の歳出、（款）総務費、（目）賦課徴収費の補正額616万円は、国の少子化対策の抜本的強化に向けて新たな財源確保に対応するため、令和8年度から国民健康保険税の算定区分において、子ども・子育て支援納付金分が追加されることに伴い、システム改修を行う必要があることから、補正するものです。

なお、財源は全額国庫支出金です。

次に議案第72号 令和7年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明します。

1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ340万4000円を追加し、10億7186万7000円とするものです。

補正予算の内容について、事項別明細書の歳出により、御説明します。

5ページをお願いします。

下段の歳出、（款）総務費、（目）一般管理費の補正額340万4000円は、議案第71号同様、令和8年度から後期高齢者医療保険料の算定区分において、子ども・子育て支援納付金分が追加されることに伴い、システム改修を行う必要があることから、補正するものです。

なお、財源は全額国庫支出金です。

次に議案第73号 令和7年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明します。

1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ127万9000円を追加し、70億1958万7000円とするものです。

補正予算の内容について、事項別明細書の歳出により、御説明します。

5ページをお願いします。

下段の歳出、（款）総務費、（目）一般管理費の補正額127万9000円は、令和7年度における税制改正を受けて、令和8年度の介護保険料算定の際に一部調整をするためのシステム改修を行う必要があることから、補正するものです。

なお、財源は国と市が2分の1ずつです。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

議案第74号 令和7年度山鹿市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3939万9000円を追加し、総額を2億160万4000円とするものです。

補正予算の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

歳入予算について、説明いたします。

（款）の1繰入金、（目）の1一般会計繰入金は、工業団地整備費繰入金として、補正額3939万9000円を計上しております。

6ページをお願いいたします。

歳出予算の主なものについて、説明いたします。

（款）の1事業費、（目）の1工業団地整備事業費の補正額3939万9000円は、用地買収に伴う農業補償調査の委託料と、立木補償に係る経費でございます。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

迎田水道局長。

[迎田祐樹 水道局長 登壇]

○迎田祐樹 水道局長

議案第75号 令和7年度山鹿市水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、金利の上昇に伴い、企業債に係る限度利率を引き上げるものです。

1ページをお願いいたします。

第2条、予算第5条に定めた企業債について、限度利率を3.0%以内から6.0%以内とするものです。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

入江市民医療センター事務部長。

[入江智紀 市民医療センター事務部長 登壇]

○入江智紀 市民医療センター事務部長

議案第76号 令和7年度山鹿市病院事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第2条、支出の（第1款）病院事業費用の既決予定額に870万円を追加し、46億4865万円とするものです。一時借入金限度額の補正に伴う、支払利息の上昇分に係る補正となります。

2ページをお願いいたします。

第3条は、企業債の補正です。金利の上昇に伴い、企業債に係る限度利率を3%から6%に引き上げるものです。

第4条は、一時借入金の補正です。事業資金の不足により、限度額に5億円を追加し、20億円に引き上げるものです。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

功能建設部次長。

[功能宇治 建設部次長 登壇]

○功能宇治 建設部次長

議案第77号 令和7年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第78号 令和7年度山鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

両議案は、補正の趣旨が同様でございますので、併せて御説明させていただきます。

本案の補正理由としまして、金利の上昇に伴い、企業債に係る限度利率を6.0%に引き上げるものでございます。

議案第77号の1ページをお願いいたします。

第2条、企業債の補正、利率3.0%以内を6.0%以内とするものでございます。

次に、議案第78号の1ページをお願いいたします。

第2条、企業債の補正、利率3.0%以内を6.0%以内とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

西島教育部長。

[西島靖雄 教育部長 登壇]

○西島靖雄 教育部長

議案第79号 工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

本案は、鹿本体育館空調設備設置工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があり、提案するものでございます。

契約の目的は、鹿本体育館空調設備設置工事です。

契約の方法は、一般競争入札です。

今回の一般競争入札は、2者が共同連携して工事を請け負う特定建設工事共同企業体、いわゆるJV方式で、代表構成員は熊本県内、構成員は山鹿市内に本店または営業所を有することを条件といたします。

契約の金額は2億2550万円、契約の相手方は、協成・有働建設工事共同企業体、代表者は熊本市東区御領六丁目4番52号、協成設備工業株式会社、代表取締役、高村洋行氏でございます。

次のページを御覧ください。

工事の場所は、山鹿市鹿本町来民722番地。

工事の概要としまして、構造は鉄筋コンクリート造1階建て、延床面積3,549.40平方メートルの建築物の空調設備設置工事一式でございます。

工期は、本契約成立日の翌日から、令和8年3月31日まででございます。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

原福祉部政策審議員。

[原幸徳 福祉部政策審議員 登壇]

○原幸徳 福祉部政策審議員

議案第80号 訴えの提起について、御説明します。

本案は、山鹿市藤井地区にある市有地、藤井地区児童遊園5,928平方メートルのうち、1,627平方メートルの土地が、本市への所有権移転登記ができていないため、本市の所有権を主張する訴えの提起等をする必要があることから、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

議案第81号 基本構想の策定について、御説明申し上げます。

本案は、第3次山鹿市総合計画の基本構想を定めるため、議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

2ページをお願いいたします。

今回の基本構想では、令和8年度から向こう8年間にわたる、本市が目指す未来ビジョンと、その実現に向けた指標である重点目標達成指標、さらに未来ビジョンを実現するためのまちづくりのコンセプトを設定しております。本構想は、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための羅針盤となるものです。

次に、本市が目指すべき未来ビジョンを、「ずっと 住みたい 健幸都市 やまが」と定めております。この未来ビジョンには、これから時代に伴う様々な変化に柔軟に対応しながら、私たち自身がこんなまちにしたいという強い思いを持って行動し、理想の未来を築いていこうという願いが込められております。

この未来ビジョンには、市民にとって住み続けたいまちであり、訪れる人にとっては住んでみたいまち、さらに多くの人から選ばれる山鹿であることを表わしております。そして、市民一人一人が心も体も健やかに、幸せに暮らせるまちを目指す思いを決めたものです。

この未来ビジョンの実現に向けて2つの重要目標達成指標を設定しております。これらの指標を通じて、人口減少を抑制しながら、誰もが住み続けたいと感じられるまちづくりを推進することを目指してまいります。

指標の1つ目は、人口ビジョンです。この指標では、人口動態の実態を踏まえ、未来ビジョンに基づく施策の効果を測るため、緩やかな人口減少の抑制を目標として設定しております。

指標の2つ目は、山鹿市に住み続けたいと思う市民の割合といたします。この指標では、現状よりも市民が住み続けたいと思う割合の上昇を目標に掲げております。これにより、市民がまちづくりに積極的に参画する意欲を高めるとともに、人口減少を緩やかに抑制する施策との連動を図ります。

続いて、まちづくりのコンセプトについて、御説明いたします。

未来ビジョンの実現のために、5つのまちづくりのコンセプトを定めております。

1点目は、「彩り豊かなひとを育むまち」であります。

市民一人一人が自分らしく輝きながら、互いに尊重し合い、共生できる環境づくりを推進します。

2点目は、「地域資源を活かし、しごとを生み出し、賑わいを創出するまち」であります。

豊かな地域資源を最大限に活かし、新たな仕事、活気に満ちたにぎわいを創出することで、持続可能な社会の実現を目指します。また、商工業、農林畜水産業、雇用、観光の各分野が連携し、相互に好循環を生み出す施策を積極的に推進します。

3点目は、「快適な暮らしを続けられるまち」であります。

安全で便利な生活インフラや交通網を整え、誰もが安心して快適な暮らしを続けられるまちづくりを実現します。

4点目は、「支え合い健やかに過ごせる健幸なまち」であります。

市民一人一人が心身ともに健康で、幸福を感じながら暮らせるよう、地域全体で支え合いができるまちづくりを進めます。

5点目は、「工夫しながら、わかりやすく、あたたかいサービスを届けるまち」であります。

市民の多様なニーズや社会の変化に柔軟に対応しながら、長期的な視点に基づく行政運営を進めます。市民が求めるニーズに応えるだけでなく、それを超える価値あるサービスを提供できる体制づくりを目指します。

そして、この構想を着実に推進していくため、P D C Aサイクルを活用し、計画の進行管理を行います。さらに、第三者による評価を実施するなど、客観性の確保に努めてまいります。また、計画の進捗状況を定期的に確認し、社会経済情勢の変

化や新たな課題にも柔軟に対応できる仕組みを構築してまいります。

なお、4ページには、先ほど申し上げた未来ビジョンと、その実現に向けたまちづくりのコンセプト、そして未来ビジョンの具体的な進捗を測る指標である重要目標達成指標を体系的に整理したものを添付しておりますので、御参照ください。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

議案第82号、公の施設の名称は、山鹿市一本松農村公園です。指定管理者は、山鹿市鹿本町来民962番地2、かもと物産振興会。指定の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとするものです。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

議案第83号及び議案第84号の公の施設の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

まず、議案第83号 公の施設の名称は、山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（矢谷渓谷）です。

指定管理者は、山鹿市菊鹿町矢谷2005番地2、矢谷渓谷観光開発社。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとするものです。

次のページをお願いいたします。

続きまして、議案第84号 公の施設の名称は、山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり）です。

指定管理者は、熊本市北区植木町岩野48番地1、合同会社P.O.A.T。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとするものです。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

議案第85号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、御説明申し上げます。

本案は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち、交通災害見舞金に関する事務から菊池市が外れることに伴い、当該組合の共同処理する事務及び規約の変更をするものです。

附則としてこの規約は、令和8年4月1日から施行するものです。

なお、本案に関する変更手続につきましては、熊本県市町村総合事務組合を構成する全ての団体において、議決が必要となります。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

阿蘇品副市長。

[阿蘇品貴司 副市長 登壇]

○阿蘇品貴司 副市長

議案第86号から議案第88号までの固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

これら3案件は、本市の固定資産評価審査委員会委員が令和8年3月1日をもちまして任期満了となりますので、次期の固定資産評価審査委員会委員を選任するため、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

議案第86号は、野中弘樹氏の任期満了に伴い、再度、同氏を選任しようとするものです。

議案第87号は、本多隆文氏の任期満了に伴い、再度、同氏を選任しようとするものです。

議案第88号は、由富順子氏の任期満了に伴い、新たに木村ひさ子氏を選任しようとするものです。

なお、それぞれ次のページに略歴を記載しております。御参考の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第89号、議案第90号の人権擁護委員の推薦について、御説明申し上げます。

これら2案件は、2名の人権擁護委員が令和8年3月31日をもちまして任期満了となりますので、次期の人権擁護委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

議案第89号は、現委員、小川芳和氏を再度推薦しようとするものです。

議案第90号は、有働真澄氏の任期満了に伴い、新たに巣山弘清氏を推薦しようとするものでございます。

なお、それぞれ次のページに略歴を記載しております。御参照の上、御同意を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、提案理由の説明を終わります。



散 会

○有働辰喜 議長

今期定例会において受理いたしました請願等の取扱いについては、請願等文書表のとおりといたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時45分 散会



12月2日(火曜日)

令和7年（第5回）山鹿市議会12月定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和7年12月2日（火曜日）午前10時開議

第1 質疑・一般質問

発言通告

1. 豊田新二郎

一般質問

- (1) 小中学生の不登校の現状とSNSトラブル・ネット依存について
- (2) 企業版ふるさと納税について
- (3) 上下水道インフラの安全性と持続可能な運営について

2. 高松佳美

一般質問

- (1) 子供の健診とフォローアップについて
- (2) 子育てと就業の両立支援を目的とした病児・病後児保育の取組について
- (3) 投票率向上と環境整備について

3. 芋生よしや

一般質問

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について
- (2) 健軍駐屯地への長射程ミサイル配備問題について
- (3) 小中学校給食費について
- (4) 地下水保全について

4. 工藤彩友美

一般質問

- (1) 市の防犯対策における警察との連携と小中学校の防犯教育について
- (2) 本市の宿泊業支援の在り方について

5. 古川和博

一般質問

- (1) 下水道料金について
- (2) 八千代座を核としたにぎわい創出について
- (3) 健幸都市宣言について

6. 古家茂臣

一般質問

(1) 市と外郭団体の関わりについて

- ア. 外郭団体とは
- イ. 市の支援内容
- ウ. 関与の在り方の見直し検討

(2) 市長が社会福祉協議会会长を兼務することの課題（双方代理）について

- ア. 双方代理に関する市の見解は
- イ. 会長兼務になった理由
- ウ. 独立性の確保ができるのか

7. 小林文江

一般質問

(1) 中学校の共通標準服導入について

(2) 「農福連携」の推進について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（20名）

1番	工	藤	彩友美
2番	北	原	和智
3番	高	松	佳美
4番	小	林	文江
5番	古	家	茂臣
6番	永	田	壮拡
7番	原	芳	郎
8番	隈	部	賢治
9番	高	橋	龍一
10番	豊	田	新二郎
11番	山	下	誠治
12番	古	川	和博
13番	金	光	一誠
14番	松	見	真一
15番	小	川	榮二

16番 芋生 よしや
17番 勢田 昭一
18番 有働 辰喜
19番 服部 香代
20番 永田 紘二



説明のため出席した者

市長	早田 順一
副市長	阿蘇品 貴司
教育長	堀田 浩一郎
総務部長	吉岡 隆
市民部長	小山 天
福祉部長	徳丸 和孝
農林部長	鶴川 浩一郎
商工観光部長	新堀 竜一郎
建設部長	隈部 光磨
教育部長	西島 靖雄
市民医療センター事務部長	入江 智紀
消防本部消防長	黒田 武徳
総務部政策審議員	永田 健一
市民部政策審議員	園田 和雄
福祉部政策審議員	原幸徳
建設部次長	功能宇治
水道局長	迎田 祐樹
教育部首席教育審議員	北本 憲仁
防災監理課長	福島 光浩
福祉課長	小林 正和
子ども課長	原口 雄二
農業振興課長	佐伯 勝徳
商工政策課長	大塚 昭夫
観光課長	長迫 貴志
選挙管理委員会事務局長	中村 武志
市民医療センター経営管理課長	田尻 祐介

事務局職員出席者

議会事務局長

森田英美

議会事務局局長補佐

服部隆文

書記

一法師由臣

午前10時00分 開議

○有働辰喜 議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1 質疑・一般質問

○有働辰喜 議長

日程第1、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりまますので、順次発言を許します。豊田新二郎議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

皆さん、おはようございます。

議席番号10番、豊田新二郎です。

まず、日曜日に開催された第1回山鹿灯籠ウィメンズマラソンに参加された選手の皆様、そして大会を支えてくださったボランティアスタッフの皆様に心よりねぎらいを申し上げます。皆様の御尽力により、すばらしい大会となったことを心よりお喜び申し上げます。

それでは、発言通告に従いまして、3点の質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

1点目、山鹿市の中学校の不登校の現状と子供のSNSトラブル、ネット依存について伺います。近年、全国的に中学校の不登校が急増しており、文部科学省の調査でも過去最多を更新するなど、深刻な状況が続いております。本市の状況については、令和7年2月27日に開催された令和6年度第2回山鹿市総合教育会議の中で報告等がされており、その一文に不登校の出現率、いわゆる児童・生徒数の総数に占める不登校児童・生徒数について、本市の令和元年度は0.21%で、他の市町村に比べても低い数字であるが、令和3年度に2.24%、令和5年度2.63%と増えている状況である。全国、熊本県と同様に増えているものの、本市は緩やかな右肩上がりである。また、不登校の原因が複雑化しており、従来の無気力、人間関係、本人も原因が分からぬ、新型コロナによる登校意識の変化等の記載がありました。不登校は、単に学校に行けないという現象ではなく、子供たちの心身の健康や将来の進路にも大きく関わる重要な課題であり、社会全体で向き合う必要のある問題であります。本市においても、子供たち一人一人の安心して学べる環境づくりは、自治体として最も重要視すべき取組の一つだと考えております。

また、この不登校の背景には、学習面や家庭環境、友人関係の悩みだけではなく、

SNSトラブルや生活リズムの乱れ、さらには心理的要因の複雑化など、多岐にわたる要因が指摘されています。特にSNSをめぐるトラブルや深夜まで続くインターネットゲームの長時間利用による生活リズムの乱れ等が懸念されているところです。実際、SNS上でのいじめやトラブルが過度のストレスや学校への不安感につながるケース、あるいは夜間のスマートフォン利用が睡眠不足を招き、登校しづらくなるケースなど、デジタル環境が子供たちの心身に与える影響は、年々大きくなっていると感じております。

そこで、お尋ねいたします。本市の不登校の背景や、要因として懸念されるSNSトラブル、またインターネット等の長時間利用による生活習慣の乱れについて、本市教育委員会としてどのように把握されているのかをお伺いします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。北本教育部首席教育審議員。

[北本憲仁 教育部首席教育審議員 登壇]

○北本憲仁 教育部首席教育審議員

御質問の、小中学生の不登校の背景とその要因について、お答えいたします。

本市における不登校の背景としては、議員がおっしゃるように、学習面や家庭環境、友人関係の悩みだけでなく、SNSトラブルや生活リズムの乱れ、さらには心理的な部分の複雑化など、多岐にわたる要因があります。

その要因の一つとして懸念されるインターネット等の長時間利用による生活習慣の乱れの把握は、本市で導入しているタブレットを児童・生徒がどれだけ使用しているかについて、毎月確認をしております。明らかに使用量が多い場合には、学校に連絡して児童・生徒個々の状況について確認し、必要に応じて指導をしてもらっています。

また、SNSトラブルにつきましては、学校から教育委員会に報告された事例はなく、各学校で指導をしている状況です。また、家庭での個人スマートフォン等の活用について、児童・生徒個々の状況は把握しておりませんが、インターネット等の長時間利用による睡眠不足等を伴う生活習慣の乱れで不登校傾向にある児童・生徒については、各学校で把握し、スクールソーシャルワーカー等と連携しながら改善を図っているところです。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

SNSトラブルやインターネットの長時間利用による生活習慣の乱れは、学校だけで対処するには限界があり、家庭でのルールづくりや声かけ、さらには地域での見守りや啓発活動など、多方面での連携が欠かせません。子どもたちが安心してデジタル社会と向き合い、健全に成長していくためには、学校・家庭・地域が同じ方向を向き、役割を共有しながら取り組む体制が重要であると思います。

そこで、お伺いします。SNSトラブルやネット依存を未然に防ぎ、子どもたちの生活習慣の改善につなげていくために、学校・家庭・地域がどのように連携し、どのような支援体制の構築を進めておられるのか、また今後さらに強化していきたいと考えている取組について、お伺いします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。北本教育部首席教育審議員。

[北本憲仁 教育部首席教育審議員 登壇]

○北本憲仁 教育部首席教育審議員

御質問の、SNSトラブルやネット依存を未然に防ぎ、子どもたちの生活習慣の改善につなげていくための学校・家庭・地域の連携体制等について、お答えいたします。

現在、各学校では、情報モラルに関する学習を行うとともに、日常的に児童・生徒の生活状況を把握するために、児童・生徒に定期的なアンケート等を実施し、併せて教育相談を行っております。これらの内容を基に、家庭連絡や家庭訪問を行い、保護者と連携しながら、児童・生徒の生活習慣を整える取組を行っております。

また、幼保小中連携の一環として、PTA組織と連携しながら、中学校区全体でノーメディアデーを設定し、家庭での対話を増やすといった取組を長年継続しております。

このほか、全ての小中学校がコミュニティ・スクールとしての体制を整えており、地域の方にも委員として入っていただいている学校運営協議会において、インターネット社会における生活習慣の改善をテーマにした協議や、毎月2回の「早ね、あいさつ、朝ごはん運動」の推進等、地域ぐるみで児童・生徒を見守り、啓発する取組を進めているところでございます。

今後、学校・家庭・地域、そして行政が情報モラルや生活習慣等に関する課題を共有し、現在行っている取組実践の充実を図っていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

近年、デジタル社会の進展により、子供たちはこれまで以上に多様な情報に触れられ、SNSトラブルや、ネット依存といったリスクも抱える時代となっております。こうした環境の中で、子供たちが安心してデジタルと向き合い、適切に活用しながら、学びを続けられる体制づくりが、これから自治体に強く求められます。

また、全国にはデジタルをリスク管理だけでなく、学びの保障や支援、そして積極的に活用している自治体もあります。例えば、オンライン相談やオンライン別室登校を導入し、家からでも安心して学校とつながれる仕組みを整えた自治体、ICT支援員やスクールソーシャルワーカーと連携し、デジタル上の困りごとを早期に把握する体制を構築している自治体、学校と家庭をつなぐアプリやデジタル連絡ツールを活用し、欠席兆候や生活リズムの変化を早期に共有する仕組みをつくった自治体など、不登校対策においてデジタルを有効に位置づけた取組が広がりつつあります。これからは、デジタルを子供のリスク要因として捉えるだけでなく、むしろつながり続けるための新しい支援ツールとして活用していくという姿勢の表れであり、本市においても参考になると考えられます。

そこで、お伺いします。山鹿市においても、こうした先進事例を踏まえ、子供たちが安心してデジタル社会と向き合いながら、学びを継続できるよう、不登校支援や見守り体制の強化に、デジタルをどのように生かしていくのか、今後の具体的な方向性についてお考えをお伺いします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。北本教育部首席教育審議員。

〔北本憲仁 教育部首席教育審議員 登壇〕

○北本憲仁 教育部首席教育審議員

御質問の、不登校支援や見守り体制の強化にデジタルを生かしていく今後の具体的な方向性について、お答えいたします。

本市では、児童・生徒の状況や希望、保護者の要望があった場合には、全ての学校で、児童・生徒のタブレットを活用したオンライン配信ができる準備が整っております。本年度も8校で、不登校傾向にある児童・生徒、別室登校の児童・生徒に、学びの場を提供するために、実際にタブレットを活用した授業のオンライン配信を実施しました。現在も配信を実施している学校が6校あります。

また、児童・生徒の欠席状況等の把握には、教職員のタブレットにあるアプリを活用しています。保護者にスマートフォン等から欠席連絡をしてもらい、管理職をはじめ、教職員がこのアプリによって全ての児童・生徒の欠席状況について把握できるようになっております。欠席が続く児童・生徒の状況について把握し、担任だ

けでなく、管理職や養護教諭、学年部のほかの教職員が対応する体制を整えております。

さらに、5名のICT支援員が各小中学校を巡回し、授業や学校行事、アンケートや相談活動等におけるデジタル機器の効果的な活用を支援しており、児童・生徒が安心した学校生活を送ることにつなげております。

今後、誰一人取り残さない教育の実現に向けて、学校、家庭、地域、ICT支援員等との連携を確実に図り、児童・生徒が安心してデジタル機器と向き合い、効果的・効率的に活用できる環境づくりを推進してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

オンライン授業や複数人による管理体制等を、デジタルをより有効にされていることで良い取組であると思います。不登校の背景やSNSトラブルへの対応、そして支援体制の今後の方向性についてお伺いしましたが、子供たちを取り巻く環境の変化に対応しながら、より安心して学べる体制を整えていくことの重要性を改めて感じたところです。また、その実現には、学校だけでなく、家庭や地域が情報を共有し、連携しながら支えていくことが不可欠であり、今後もより強固な体制整備をお願いしたいと思います。

次に、企業版ふるさと納税について伺います。企業版ふるさと納税制度は、平成28年度から始まり、企業が地方創生事業に対して寄附を行うことで、法人関係税の控除が受けられる仕組みですが、これまで山鹿市でも地域の活力創出、人材育成、観光振興などを目的として、制度の活用が進めてこられたと思います。国において、制度の適用期限が令和9年度まで再延長されたこととなり、各自治体にとっても改めて地域振興策と企業連携を深める好機を迎えています。

私は、これまで2度、企業版ふるさと納税について質問をしてまいりましたが、今回は制度延長を踏まえたこれまでの実績と今後の取組について伺います。

まず初めに、企業版ふるさと納税のこれまでの寄附実績をお伺いします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問にお答えいたします。

寄附実績としましては、令和4年度は寄附件数が9件、寄附金額が483万5000円、令和5年度は件数が10件、金額が477万5000円、令和6年度は件数が17件、金額が665万円、令和7年度は11月18日現在の申込みで、件数が11件、金額が830万円となっております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

寄附実績を御説明いただきましたが、近年の推移を見る限り、大きな伸びにはつながっておらず、取組の強化が必要であると感じたところです。

次に、これまで企業版ふるさと納税により、いただいた寄附金が具体的にどのような事業、プロジェクトに活用されてきたのか、主な事例についてお伺いします。あわせて、それらの取組によって、どのような成果や波及効果が生まれ、市として人材育成、地域振興、移住促進などの観点から、どのように評価・検証されているのか、また今後の活用方針についてお伺いします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

企業版ふるさと納税制度の活用に当たっては、国から地域再生計画の認定を受ける必要がございます。本市では第2期山鹿市総合戦略を基に策定した地域再生計画が認定されており、同戦略に位置づけられた地方創生に資する事業に寄附金を活用しております。

具体的には、山鹿市ふるさと未来創造事業におけるeスポーツ関連事業や、やまと未来創造塾事業、またにぎわい再創出事業の中で展開しておりますコンベンション宿泊助成や観光プロモーション事業などに充当しております。

次に、こうした事業が地域経済に与えた具体的な波及効果について、御説明申し上げます。例えば、観光の日帰り客数は、第2期総合戦略の開始時である令和2年度の258万人から、令和6年度には294万6000人へと増加いたしました。

また、スポーツコンベンションに伴う市内宿泊者数も、令和2年度の2,686人から令和6年度には9,799人へと大きく伸びております。交流人口の拡大や地域ブランドの向上を通じて、経済波及の広がりが確認できるものと考えております。

さらに、評価・検証につきましては、本市では地域再生計画の基となる山鹿市総合戦略について、毎年度、市民を対象としたアンケート調査を実施した上で、行政内部による一次検証、外部有識者による二次検証を行っております。さらに、市長を本部長とする本部会議で検証結果を確認し、その内容を議会へ御報告しております。

最後に、今後の活用方針について申し上げます。本市では、現在、地方版総合戦略を組み込んだ第3次総合計画のアクションプランを策定中です。令和8年度から開始する本計画で掲げる各事業について、新たに地域再生計画の認定を受け、企業版ふるさと納税をこれまで以上に戦略的な資金調達手段として活用してまいります。地域課題の解決と将来の発展に一層力を入れてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

活用状況と成果について御説明いただきましたが、今後、さらに効果を高めるために、より踏み込んだ取組が必要だと感じております。

そこで、制度が令和9年度まで延長されたことを踏まえ、今後どのような方針で取組を進めていくのか、また企業とのマッチング強化をどのように図っていくのか、そのお考えをお伺いします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問にお答えいたします。

まず、これまでの取組につきましては、東京、関西、福岡などの熊本県人会や、本市に支店・支社等がある企業に対しPR資料を活用した寄附活動を実施してまいりました。今後も引き続き、本市が企業版ふるさと納税支援業務を委託している民間事業者が持つネットワークやノウハウを活用するとともに、市ホームページの充実、熊本県人会や企業へのトップセールス、商工会議所・商工会と連携した企業へのPR、また地元企業で組織する山鹿市企業連絡協議会を通じた本社へのアプローチなど、本市と企業のマッチングを強化することで、さらなる寄附の増額につなげてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

企業へのアプローチ強化に向けた取組方針について説明をいただきましたが、寄附拡大には日頃から早田市長が精力的に取り組まれている企業訪問やトップセールスをより一層戦略的に生かしていくことが重要であると考えます。

限られた財源の中で、持続可能なまちづくりを進めるためにも、個人版ふるさと納税と同様に、企業版ふるさと納税も確かな財源確保の柱として、これまで以上に実効性のある取組を進めていただきたいと思います。

次に、上下水道、インフラの安全性と、持続可能な運営について伺います。山鹿市の公共下水道は、市民の住環境の向上と水質汚濁防止を目的として、昭和44年12月に認可を受け整備が進められ、昭和50年4月より供用を開始されております。また、市町村合併により引き継がれた農業集落排水施設は20か所に及び、道路に埋設された下水道管も相当な延長があると聞いております。これらの多くは高度経済成長期に集中的に整備されたものであり、現在では耐用年数を超えた施設が増加し、老朽化が深刻化している状況にあるのではないかと思われます。全国的にも老朽化した上下水道の破損や道路陥没事故が多発しており、その多くは当時整備されたインフラの更新時期が一斉に到来していることに起因しています。

今年1月に、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故では、走行中のトラックが陥没した穴に転落し、尊い人命が失われましたが、原因は下水道管の損壊とされ、下水道の利用制限が行われるなど、市民生活に大きな影響を及ぼしました。こうした事例を踏まえますと、本市においても同様のリスクが存在しており、市民の安全・安心を守るために、老朽化施設の計画的な点検・更新・維持管理が極めて重要であると思います。

そこで、お伺いします。上下水道の点検や補修は、全国的な課題、そして各自治体共通の問題となっておりますが、本市の上下水道施設の現状について、施設の状況と点検方法、合併後の事故例、改修の進捗状況について、上水道及び下水道それぞれについてお伺いします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。迎田水道局長。

[迎田祐樹 水道局長 登壇]

○迎田祐樹 水道局長

御質問の、上水道施設の現状について、お答えいたします。

本市の上水道事業につきましては、昭和28年の供用開始以来72年が経過しており、その間、配水区域の拡張や簡易水道事業との統合を経て、現在の山鹿市上水道給水区域に至っております。水道管の多くは高度経済成長期に施工されたものが多いため、近年はその経年劣化により、水道管からの漏水が見受けられます。老朽化した水道管の更新が喫緊の課題であると認識しております。

次に、上水道施設の点検方法につきましては、施設及び設備の機能保全のための定期点検のほか、水道施設の稼働状況や各配水区域の配水流量を、中央監視システムにより24時間監視しており、施設や配水流量に異常があれば、直ちに対応できる体制を取っております。

次に、上水道施設における市町合併後の事故につきましては、道路陥没に至るまでの事案は発生しておりません。しかしながら、老朽管が点在し、漏水のリスクが高い山鹿地域につきましては、陥没等の事故防止や維持管理費の抑制を目的として、漏水調査を集中的に実施しております。本調査により発見した漏水箇所の早急な補修が、大規模な陥没等につながる事故を未然に防ぐ一因となっております。

次に、上水道施設の改修の進捗状況につきましては、耐用年数の超過及び漏水の発生度合いにより、緊急度の高い箇所から更新を進めており、本年度については管路更新延長2.17キロメートルを見込んでおります。

今後も、水道事業の財政状況を考慮しながら、老朽管更新事業を令和7年度から令和16年度までの10年間で、延長約18キロメートル、事業費約20億円の規模により計画的に進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求める。隈部建設部長。

[隈部光磨 建設部長 登壇]

○隈部光磨 建設部長

御質問の、下水道施設の現状と維持管理について、お答えいたします。

本市の公共下水道は議員御指摘のとおり、昭和50年の供用開始から50年を経過し、耐用年数50年を超えた下水道管路が増加し、老朽化が深刻化している状況でございます。

公共下水道の管路延長は230キロメートルに及び、令和6年度末で5.9%に当たる約13.6キロメートルが耐用年数を超過しております。10年後の令和17年度末では28.8%に当たる約66キロメートルが耐用年数を超過することが見込まれております。

管路老朽化の進行は、管の破損による機能の低下のみならず、路面と管路の間の空洞化の発生、ひいては道路陥没といった重大な事故につながる喫緊の課題である

と認識しております。

本市においても、平成25年に硫化水素ガスが原因と考えられる管路の腐食により、道路陥没事故が発生しております。幸運にも車両を巻き込む物損事故や人身事故はありませんでしたが、こうした状況を未然に防ぐため、ストックマネジメント計画に基づき、優先順位を判断し、計画的な点検・調査を実施しております。

主な点検方法としましては、管の中に入行って行う目視点検や自走式テレビカメラを管内に入れ、内部の腐食や破損、たるみなどの劣化状況を詳細に診断しております。

改修に当たっては、点検・調査結果に基づき、緊急度の高い箇所から集中的に対策を行い、交通規制や住民生活への影響を最小限に抑えるため、管路の布設替えではなく、現在布設している管路の内部をコーティングし、強度を高める管更生工事により耐震化を図っております。

改修の状況としましては、令和6年度末日現在で1,119メートルの管更生工事を行っております。今後におきましても、優先順位を判断し、計画的に改築更新工事を進めながら、安全で持続可能な下水道事業を目指してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

上下水道施設の現状や点検、改修の取組について御説明いただきました。事故例もあることから、施設の維持管理は市民生活の安全・安心に直結する重要な課題であると考えます。

次に、公道上の下水道マンホール等の管理について伺います。公道上には多くの下水道を管理するマンホールが存在しています。マンホールは下水道施設であると同時に、道路の一部としての機能を持ち、市民の安全に直結する大切な施設であると認識しております。車を運転しておりますと、表面が摩耗して滑りやすくなっています。わざかな段差が見受けられることもあります。こうしたマンホールは、歩行者や高齢者の転倒、自転車やバイクのスリップ事故にもつながる恐れもあるのではないかと危惧しております。実際に、私の知り合いが雨の日にバイクで走行中、マンホール上でスリップして転倒する事故もありました。こうした身近な事例を通して、安全管理の重要性を改めて感じております。

そこで、お伺いします。本市の道路上に設置されているマンホール蓋の今後の改修についての計画と進捗状況について、お尋ねします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。隈部建設部長。

[隈部光磨 建設部長 登壇]

○隈部光磨 建設部長

御質問の、公道上の下水道マンホール等の管理について、お答えいたします。

先ほども御説明させていただきましたが、昭和50年の供用開始から50年を経過し、耐用年数50年を超えた下水道管路が増加し、老朽化が深刻化している状況でございます。

マンホール蓋につきましては、一般的に車道部の標準耐用年数は15年、歩道部で30年とされており、既に耐用年数を超過しているものが多数存在します。腐食による強度低下、蓋のがたつきや周辺舗装の損傷による段差の発生等により、事故につながる恐れがあると認識しております。

こうした状況を踏まえ、ストックマネジメント計画に基づき、腐食の恐れの大きい箇所や緊急輸送道路下などの重要路線を中心に計画的・定期的な点検・調査を実施しております。

なお、蓋の交換に当たっては、令和7年度では実施済を含め146か所のマンホール蓋の交換を予定しており、過去5年では年間約200か所のマンホール蓋の交換を行っております。

また、今後におきましても、道路管理者と連携し、耐用年数を超過した老朽箇所から計画的な改修を行うとともに、市民からの通報等による取替えのほか、道路改良工事などの他工事に合わせて改修を行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

引き続き、市民の安全のために定期的な点検・交換をお願いします。

次に、自然災害への備えについてお伺いします。平成28年4月に発生した熊本地震では、県内各地で上下水道などのライフラインが損壊し、住民生活に多大な影響を及ぼしました。本市においては、当時、幸いにも生活環境への大きな影響はなかったと伺っているものの、熊本地震からおよそ10年が経過しようとしており、年数がたつにつれて施設の老朽化も進行しているものと考えられます。

最近のニュースでは、三重県亀山市で水道の水が茶色く濁り、市民が不便な生活を強いられたというニュースがありました。原因は、水道管内に付着したさびが剥

がれた可能性があるとのことでした。私の自宅付近でも、現在、水道管の布設替工事が行われており、老朽化や地震対策を見据えた新たな水道管への更新が進められているところでございます。このような取組に対して、まずは感謝を申し上げます。

市民に安心・安全な飲み水を安定的に供給することは、ライフラインの中でも命に直結する最も重要なものであり、熊本地震の教訓を踏まえ、自然災害が発生した場合でも水道の供給停止を最小限に抑える取組を進めておられると存じます。

そこで、お伺いします。まず、上水道についてであります。山鹿市の上水道として、自然災害時において市民に安心・安全な飲み水を供給するための取組をどのように行っているか、現在における水道局の体制についてお聞かせください。また、本市における下水道管の耐震化の現状や今後の考え方についてもお伺いします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。迎田水道局長。

[迎田祐樹 水道局長 登壇]

○迎田祐樹 水道局長

御質問の、自然災害への備えについて、お答えいたします。

まず、災害に対応した水道施設の整備につきましては、順次、耐震性水道管への更新を進めております。また、水源地等の施設整備に併せ、現在、中村水源地、方保田配水池及び津留配水池の3施設は、非常時に水の供給や給水車に補給する応急給水拠点機能を有した施設として運用しております。さらに、台風等による停電対策として、水源地及び配水池に自家発電設備を設置しており、電力供給を絶やさず施設が稼働する体制を構築しております。

なお、災害の発生に伴う大規模な漏水や濁り水等により断水となった場合には、断水が解消するまでの間は被災箇所に給水車や給水タンクを配備し、応急給水所を設置するなど、応急給水活動を展開してまいります。加えて、大規模な災害時に、被災した自治体が自力での対応が困難な場合には、他の水道事業体からの応援を要請する相互応援体制が確立されております。これは、水道事業体が加盟する日本水道協会において、災害時の応急給水、応急復旧及び応急復旧資材の提供に関する相互応援の規定がございます。現に、この規定に基づく当協会からの要請により、本年8月の集中豪雨により水道施設が被災した鹿児島県姶良市へ本市の給水車を派遣し、応急給水活動を行っております。

今後も、災害時においても生活に欠かせない水の供給が図れるよう、水道施設の強靭化を計画的に進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。隈部建設部長。

[隈部光磨 建設部長 登壇]

○隈部光磨 建設部長

御質問の、自然災害への備えについて、お答えいたします。

本市の下水道施設は、市民生活を支える重要なライフラインであり、地震などの災害においてもその機能を維持できるよう、施設の耐震化対策は優先課題であると認識しております。

下水道管路の耐震状況につきましては、日本下水道協会の下水道施設の耐震対策指針に準拠し、地震の規模や施設の重要度に応じて、必要な耐震性能を確保することが求められております。この指針において、重要な幹線と示されている処理場に直結する幹線管路の熊本県内の耐震化率は54.1%となっております。

本市の幹線管路の延長は54キロメートルで、そのうち耐震基準を満たしている延長は18キロメートルであり、令和5年度末での耐震化率は33.5%となっております。

今後の計画につきましては、災害時における最低限の排水機能を維持できるよう、特に規模の大きい避難所等に接続する上下水道管路の耐震化を目標とする山鹿市上下水道耐震化計画を令和7年1月に策定し、下水処理場から最終合流地点である宗方ポンプ場、そして山鹿市役所、災害拠点病院である山鹿市民医療センターまでの約3.9キロメートルの管路耐震化工事を早急に進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

上下水道とともに、災害時の安全・安定供給に向けた取組や、耐震化の現状、今後の方向性について確認することができ、安心いたしました。

次に、下水道事業の運営について、お伺いします。本市には多くの下水道関連施設があり、その維持管理には多大な労力と経費を要していることと思います。近年、人口減少傾向が続き、さらに高齢化も進行しております、今後、様々な影響のリスクが想定されます。人口減少に伴って利用者も減少し、それに比例して利用料金収入も減少することから、施設の維持管理がより困難になっていくのではないかと危惧しております。上下水道については、施設の更新に備え、令和6年4月に料金改定を実施され、経営の安定化に努めておられるものと認識しております。

一方で、下水道においては、膨大な施設を管理されており、近年の物価高騰に伴う資材費や人件費の上昇などにより、機械設備はじめとする維持管理経費は今後ま

すます増加していくことと予想されます。しかしながら、下水道は市民生活の基盤であり、地域の衛生環境を守るためにも持続的に維持していかなければならない重要なインフラであると考えます。

そこで、下水道事業の運営について、2点お伺いします。

1点目、料金改定と維持費の見通しについて、燃料費や設備投資などの管理経費が高騰する中、維持管理の現状は大変厳しいものであると思われます。今回、下水道料金の改定が提案されておりますが、料金収入の増加によって、実際にどの程度の維持費が賄われるのか。また、今後も料金を段階的に引き上げていくお考えがあるのか、お伺いします。

2点目、将来を見据えた上下水道事業について、将来的に急激な人口減少が進む中で、限られた利用者に負担を求めるだけでは、施設の維持に限界があると思われます。本市の高齢化や人口減少の現状を踏まえると、時間的猶予はない感じております。私が以前、建設経済委員会に在籍した際、農業集落排水処理場の統廃合によって、維持管理費などの削減を図るとの説明を伺いました。今後、施設の統廃合や効率化などにより、持続可能な下水道事業の運営をどのように進めていかれるのか、下水道事業全体としての将来を見据えた今後の方針をお伺いします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。隈部建設部長。

[隈部光磨 建設部長 登壇]

○隈部光磨 建設部長

御質問の、下水道事業の運営について、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、昨今の物価上昇に伴う燃料費、資材費、人件費などの維持管理に係る費用の高騰は、下水道事業においても大きな課題の1つであります。このような中、地方公営企業である下水道事業は、汚水処理に係る維持管理などの経費は使用料で賄わなければならず、これを示した指標である経費回収率は、下水道事業会計で91.5%、農業集落排水事業会計で88.3%となっております。経費が回収できない状況が続くと、事業の運営が困難になり、持続可能性に深刻な影響を及ぼすこととなります。今回の料金改定においては、安定した事業継続を目標に、経費回収率が100%になるよう改定を予定しているところであります。

なお、今後の下水道使用料については、経営状況や社会情勢を見極めつつ、おおむね5年をめどに収支計画等の見直しを行い、さらなる使用料改定の必要性を慎重に検討したところで進めていきたいと考えております。

続きまして、2点目の御質問、将来を見据えた下水道事業の対策について、お答えいたします。

人口減少問題につきましては、全国的な課題でもあり、今後も減少していくと予測されており、今回の収支計画においても10年後の令和17年で約6,200人、20年後の令和27年で約1万2200人減少する見込みです。このように、人口減少による使用料収入が減少していくと予測されている中、施設の老朽化による経費の増加も重なり、下水道事業を取り巻く環境は大変厳しい状況となっております。しかし、下水道は市民の経済活動に必要不可欠な社会インフラであり、将来にわたって持続させ、安定運営させていくことは重要な責務です。

このような中、将来を見据えた対策として、公共下水道事業においては、ストックマネジメント計画において現存する施設の老朽度合いを判断し、優先順位を設けて、計画的に改築更新を行っていくことで、将来世代における過度な負担の軽減に努めていく必要があると考えております。

また、農業集落排水事業におきまして、処理施設の統廃合になりますが、現在20か所ある処理場を12か所まで削減し、維持管理費や施設の更新費用を抑制する計画です。なお、実施に当たっては、今後の人口動態や収支予測などの費用対効果を慎重に分析したところで計画を進めていかなければならぬと考えております。

このような対策を行いながら、経営健全化に向けた取組を今のうちにしっかりと講じ、将来世代だけに負担を先送りさせないような財政基盤の構築を図りたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

下水道事業を取り巻く厳しい状況や将来を見据えた施設更新、統廃合などの取組について確認することができました。

次に、有収率について、お伺いしたいと思います。本市の下水道事業の経営比較分析表、令和5年度決算で見ますと、特定環境保全公共が下水道や農業集落排水事業では89%であるのに対し、公共下水道は約48.6%、極めて低い数値となっております。この数値は、本来処理すべき生活排水に対して、実際に料金収入につながっている割合が半分程度であり、その裏を返せば、処理している水分の約半分が市民生活で発生する汚水ではない、いわゆる不明水である可能性を示しています。この不明水の抑制と有収率の向上は、行政として取り組むべき最重要課題ですが、そこでお尋ねします。

本市の公共下水道における有収率の現状をどのように抑制して、具体的に改善を

どのように具体的に目標を持たれているのかお伺います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。隈部建設部長。

[隈部光磨 建設部長 登壇]

○隈部光磨 建設部長

御質問の、有収率について、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、本市の有収率につきましては、特に旧山鹿市内の公共下水道事業区域において、令和5年度決算値で48.6%と低い数値となっており、地下水や雨水などの不明水の流入があると考えております。

本市の公共下水道事業は昭和37年に竣工しました山鹿都市下水路を改修し、公共施設、商店、温泉旅館などが集中する中心市街地域を対象として、昭和44年度の事業認可を受け、公共下水道事業が始まっております。この事業は水洗化を基本的な方針としておりましたが、事業当初は、雨水や下水などを分けて流す分流式下水道の管路がなかったため、既存の山鹿都市下水路を使用し、市街地の雨水、温泉水、下水を1か所に集めて処理を行う合流式下水道方式を採用して整備を進めてまいりました。

このように、中心市街地の排水を合流式で集水していることから、側溝に排出されるかけ流しの温泉水や老朽化などにより管路へ侵入する雨水や地下水が、有収率を引き下げる原因と考えております。合流式下水道の管路が現存している熊本市、玉名市、天草市などの地域では、合流式下水道管路への温泉水の排水はないため、同条件での比較はできませんが、それでも本市の有収率は低いと考えており、下水道事業を進める上で、大きな課題の一つとして捉えております。

なお、不明水の抑制につきましては、下水道施設の現状と維持管理の答弁の中で説明させていただきましたが、管路などの老朽化対策と同様な方法で計画との整合性を図りながら改築更新工事を行っております。また、今後におきましても、優先度の高い地域の管内点検を継続しながら、計画的に中心市街地の不明水の流入調査を併せて行い、有収率の向上を目指してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

上下水道の現状と維持管理について、5点お尋ねいたしましたが、下水道管の更新や処理施設の統廃合など、持続可能なライフライン維持のために進めておられる

取組を御説明いただき、料金の改定の必要性についても一定の理解をいたしました。しかしながら、今後の急速な人口減少により、利用者数の減少が避けられない中、段階的な料金改定だけではいずれも限界が来るのではないかと懸念しております。市民がこれからも安心して暮らせる生活基盤を守り続けるためには、施設の統廃合や縮退の検討を急ぎ、併せて有収率の改善に早期に取り組んでいただくことが重要であると考えています。

以上で終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、豊田議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、10分間の休憩をいたします。

午前11時00分 休憩



午前11時09分 開議

○有働辰喜 議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、高松佳美議員の発言を許します。高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

○高松佳美 議員

皆様、おはようございます。

議席番号3番、公明党、高松佳美です。

本日は、傍聴席の皆様、お忙しい中お越しくださり、ありがとうございます。また、本定例会よりライブ配信が開始されております。御覧の皆様、ありがとうございます。

秋たけなわ、先ほど、豊田議員も話されました第1回山鹿灯籠ウィメンズマラソン、1,000人を超える方々が山鹿へ来ていただき、初めての試みとして早朝より交通規制と、たくさんの方々が運営役員として御尽力いただきましたこと、心より感謝申し上げます。私もエントリーさせていただき、沿道からの温かい声援と励ましが何よりも力になりました。

それでは、発言通告に従いまして、市民の皆様からいただいた声を中心に一問一答にて質問させていただきます。

子供の健診とフォローアップについて、次に子育てと就業の両立支援を目的とした病児・病後児保育の取組について、最後に投票率向上と環境整備についての、以上3件の質問をいたします。

子供の健診とフォローアップについて、現在、本市では生後1か月から3歳児ま

で健康診断を実施し、先日、受診率をお尋ねしたところ、100%のこととして、まず安心いたしました。3歳児健診による視覚異常の早期発見について、お伺いします。

現在、弱視の子供の早期発見はどのように進められているのか。また、目の病気や障害等の発見時期が遅れることで、子供への影響をどうお考えでしょうか。弱視の状態を発見すれば、矯正用眼鏡をかけ、脳の見る機能の発達を促し、治療の可能性が高まると言われています。弱視の見逃しを防ぐため、対象となる3歳児全員が検診を受けること、また精密検査が必要と判断された子供が必ず検査を受けることが重要です。眼鏡をかけても視力が出ない弱視等の早期発見のため、屈折検査は大変有効とされております。また、屈折視と斜視を同時に測定できるスポットビジョンスクリーナーという機器もあり、山鹿の3歳児健診における屈折機器の導入状況について、お伺いいたします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問について、お答えいたします。

屈折検査機器、スポットビジョンスクリーナーは、将来の弱視の原因となり得る危険因子をスクリーニングするもので、近視や遠視などの屈折異常、斜視、瞳孔不同、白色瞳孔の兆候などの異常を検出可能で、機器導入には専用の機器、薄暗い部屋の配備、検査を行う保健師等が必要となります。現在、本市では乳幼児健康診査として、1か月児、4か月児、8か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を実施しています。なお、1か月児、4か月児、8か月児の健康診査は、山鹿市独自に実施しているものであり、法定健康診査ではございません。ちなみに1か月児は医療機関等へ委託する個別健康診査として実施し、4か月児以降は、市が行う集団健康診査として実施しています。

視力検査に関しましては、4か月児健康診査から目に関する問診を保健師が行い、眼疾患を疑う異常所見がない場合は、健康診査を担当する小児科医や内科医の医師が診察を行っております。また、3歳児健康診査では事前に家庭で保護者等が視力検査を行った上で、市内の委託した眼科医療機関に屈折検査、眼位・眼球運動等の検査を受けていただく流れとしております。

以上のように、既に眼科の専門医やその医療機関で検査や診察を行っており、屈折異常や斜視等に伴う弱視の見逃しが防げる体制は整っていますので、屈折検査機器、スポットビジョンスクリーナー導入については、現在のところ、考えておりま

せん。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

○高松佳美 議員

共働き世帯などでは、3歳児健診に来て、後日、別で眼科受診するのは負担ではないでしょうか。同時に行い、再検査が必要な対象児が受診するほうが早期発見・早期治療につながるのではないかでしょうか。なお、山鹿市近隣市、玉名市、合志市、菊池市、荒尾市等では、既に取り入れられております。この点についてのお考えをお聞かせください。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問について、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、3歳児の集団健診とは別の眼科検査のため、眼科医療機関へ行くことの負担や、同時検査でないため早期発見・早期治療が遅れるのではないかとの御意見もあろうかと思いますが、3歳児の視力検査では、専門知識を有する眼科医による個別健診が、屈折検査機器だけでは判別できない異常の発見や、より正確な視力検査を実施することが可能となることから、現在の実施方法を選定しているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

○高松佳美 議員

より効率的で確実な方法があるのであれば、子供たちのために生かしていくことも必要ではないでしょうか。子供も親も受診しやすい環境づくりのために、今後の丁寧な議論を重ねてまいりたいと思います。

次の質問にまいります。先日、令和8年度市内8校の小学校入学予定の子供たちの就学前健診が行われました。現在の本市の健康診断は先に述べたとおりですが、3歳以降は就学前健診となっており、3年間の空白があります。切れ目のない健診の実施が必要です。5歳前後は言語、社会性が高まる時期にあり、言葉の遅れなど

から、発達障害の特性を認知しやすく、就学前に適切な支援につなげることができます。早期に発見し、安心して就学できる環境を整え、全国的には5歳児健診の実施が推進されています。

就学前健診では、小学校入学に間に合わない場合もあり、国は2028年度には全国で100%の実施を目指す方針です。また、本年度から自治体向け補助も引き上げられ、集団検診の場合、1人当たり3,000円から5,000円に増額されています。5歳児健診の導入を検討できないか、お伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問について、お答えいたします。

5歳の時期は社会性が高まる時期であり、体の成長だけでなく社会性や行動面の発達状況などの把握により発達障害を発見しやすい時期ともされており、国も推奨している健診でございます。

現在、県内14市のうち、5歳児健康診査を実施しているのは上天草市の1市の状況でございます。本市においては、小児科医や発達障害の専門医、公認心理士等の心理職の専門職種の確保ができず、5歳児健康診査は実施できておりませんが、お子さんの成長発達に不安を抱える保護者の相談の場として、専門医師や公認心理士等による発達相談を年30回、3歳児健康診査時に心理職による発達相談を年18回実施しております。

また、健康診査後に経過観察が必要な場合には、地区担当保健師がお子さんの成長発達の確認を行い、必要に応じて発達相談や療育機関などへつなぐことで、保護者の不安軽減とお子さんの健やかな成長への支援を行っているところです。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

○高松佳美 議員

専門性の高い人材の確保は大きな課題です。医師や専門職の確保について、国は以下の方法を提唱しています。1、集団検診、2、保育園・幼稚園の巡回方式、3、園医方式、4、病院での個別検診、また入学決定までの時間が限られる就学前健診よりも、5歳の時点で家族や先生方と多角的に将来を考えることが有効ではないでしょうか。お伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問について、お答えいたします。

5歳児健康診査を実施するに当たっては、専門職の確保が重要となります。議員御紹介の国の提唱する4つの方法をはじめ、本市独自の4か月児、8か月児のどちらかを振り替えることや、実施の時期、会場の確保等も含めて、関係機関との協議を行い、他市の取組状況も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

○高松佳美 議員

導入については、専門職の確保など、課題があるとの御説明をいただきました。

しかし、本市が関係機関と協議し、他市の状況を参考にしながら研究を進めると答弁されたことは、大変心強く感じております。切れ目ない支援を届けるために、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次の質問にまいります。子育てと就業の両立支援を目的とした病児・病後児保育の取組についてです。先日、子育て世帯の方から市民相談が寄せられました。2人のお子さんを育てており、急な発熱で通院、その後、もう1人のお子さんも体調不良となりました。子育て中の家庭においては、仕事や家族の介護、お世話をしてくれる人の体調不良など、子供が病気になった際の預け先が確保できず、保護者、特にお母さんが仕事を休まざるを得ないケースがどうしても発生いたします。特に、回復期ではない段階の子供を預かる病児保育の体制が整っていないことは、働く保護者の就業継続に大きな影響を与えております。

本市の病後児保育につきましても、利用できる施設数や受入体制が限られており、子育てと就業の両立を支える環境整備は、自治体として重要な取組です。本市における病後児保育の令和5年度、令和6年度の利用状況及び定員数について、お伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問について、お答えいたします。

病後児保育事業とは、病気の回復期にある児童を一時的に預かることで、保護者が子育てと就労を両立できるように支援し、併せて児童の健全な育成に寄与することを目的としております。

令和5年度と令和6年度の利用状況については、公立保育所1か所、私立保育所2か所の計3施設の合計で、令和5年度は565人、令和6年度は422人の児童を受け入れました。ちなみに、例年、1歳児から2歳児の利用が多い傾向にございます。

3施設の定員数は、公立の山鹿保育園に併設するあすなろが2名、私立の三玉保育園のさくらんぼが3名から6名、かおう保育園のすずらんが1名から2名です。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

○高松佳美 議員

今後、共働き世帯の増加、独り親世帯の増加、また女性が担う社会的な役割が大きくなっていることを踏まえますと、病後児保育の需要はさらに増加していくことが予想されます。

そこで、お伺いします。今後、病後児保育の需要増加を見据え、本市として定員数の拡充や施設数の増加を検討されておりますでしょうか。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問について、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、共働き世帯や独り親世帯の増加など、病後児保育のニーズは高まっていくことと思いますが、山鹿市としては人口減少や少子化の傾向が続いていること、施設数の増加や定員数の増加は慎重に判断すべきであると考えております。3施設の月別の利用者の推移を見ながら、現在の枠組みの中でできる限りの対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

○高松佳美 議員

それでは、次に病児保育について伺います。本市では、熊本市内就労者等が熊本市の病児保育を利用できる制度はございますが、本市内での実施はございません。本市内就労者や本市内在住の家庭にとっては課題が残ります。この現況を踏まえ、本市の病児保育に対するお考えをお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問について、お答えいたします。

病児保育事業は、病気のお子さんを預かるのは同じですが、病気回復期に入っていない状態の児童を対象とすることから、当然、回復期と比べてリスクを取る必要があり、医療機関との併設型など、密接な連携が望ましいと考えております。

現在、本市において、病児保育事業を始められるだけの環境を用意することは非常に困難であると判断しておりますので、病気の回復期に利用できる病後児保育事業にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

○高松佳美 議員

本市において、病児保育事業開始の環境を用意することは、非常に困難であるとの御答弁ですが、これまで本市として医療機関へ相談や打診をされたことや、今後、協議の場を設けるお考えがありますでしょうか。現時点での状況をお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問について、お答えいたします。

病児保育事業に関しましては、これまで本市から医療機関に対して、病児保育の実施を前提とした具体的な相談や打診を行ったことはありません。現在、病児保育に関する御相談の場を設ける予定はございませんが、機会を捉えて医療機関へ一度お話をさせていただきたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

○高松佳美 議員

今後、病院や保育施設と連携した病児保育の実現について、本市としてのお考えをお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問について、お答えいたします。

病児保育の実現につきましては、お預かりした子供さんの容態急変があった場合、優先的に専門医に診てもらうため、協定に基づく医療機関との連携体制が不可欠だと考えております。この連携できる医療機関の確保、専門的な人材の確保、投薬管理などの運営や安全面において、クリアすべき課題がございますので、現時点では困難であると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

○高松佳美 議員

人材確保について、具体的な調査や情報収集を行われたことはありますでしょうか。また、保護者の利用希望を把握することは、導入可否を判断する上で欠かせません。そこで、病児保育の必要性調査を実施する考えはありますでしょうか。2点について、お伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問について、お答えいたします。

病児保育に係る、人材確保に関するこれまでの具体的な調査や、情報収集の状況について、具体的な調査を行ったことはありませんが、他自治体の事例を通して、看護師や保育士の確保が難しいこと、専門職員の配置に伴う継続的な人件費負担が大きいことなど、人材面の課題については承知しているところでございます。

ただ、本市としましては、様々な子育て支援の事業を展開する中、限られた予算の中で優先順位をつけて、何にどれだけ予算を充てられるのか、慎重に判断してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

○高松佳美 議員

現時点では、実施が難しいとのこと、状況は理解いたしました。しかしながら、支援の重要性と現場の課題は高まっており、今後、ぜひとも前向きな検討をお願い申し上げます。

次の質問にまいります。次に、投票率向上と環境整備についてです。国政選挙及び市議会選挙におきまして、投票率の低下が課題となっております。先日、議員間討議の中でも議題に上がり、協議をいたしました。高齢化で投票所まで足を運ぶことができない人が増えているのも理由の一つと考えられます。

本年8月に行われました八代市議会議員選挙のときお聞きしたところ、山間部、旧坂本村等では、移動期日前投票車がやって来て投票ができる非常に便利で有効な投票方法です。県内の自治体においては、上天草市、山都町などで導入されています。本市においても、投票に行きたくても行けない、自分で行けない、今後そういう方々が増えることを考え、移動期日前投票所を導入することはできないでしょうか。例えば、鹿北、菊鹿、鹿央、鹿本の市民センターについては、期日前投票開始日が本庁舎より遅くなっています。まずは地域ごとに早い日程で移動期日前投票所を設置できないでしょうか。また、本市として、現時点での投票率向上に向けての具体的な取組をお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。中村選挙管理委員会事務局長。

[中村武志 選挙管理委員会事務局長 登壇]

○中村武志 選挙管理委員会事務局長

御質問にお答えいたします。

まず、移動期日前投票所につきましては、各自治体において、交通弱者の方々に対する支援などの取組がなされておりますが、人口規模や産業構造、投票所の数や場所、人員の確保など、自治体ごとに様々な違いがありますので、引き続き精査をしてまいります。

また、投票率の向上につきましては、議会のほうでも積極的に主権者教育に取り

組んでいただいております。子供たちに向けた主権者教育の取組が将来の有権者の投票行動につながるものと考えておりますので、明るい選挙推進協議会や出前講座などでも啓発をしてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

○高松佳美 議員

再度、お伺いいたします。この質問に関しては、令和5年6月に山下誠治議員、同年12月には北原昭三議員が質問されております。そのときの答弁と全く同様の答弁であり、投票機会の確保について、調査研究を進めてまいりますとの答弁でしたが、その後、投票率アップのために、本市は環境整備として、どのようなことに取り組まれてこられたか、具体的な内容をお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。中村選挙管理委員会事務局長。

[中村武志 選挙管理委員会事務局長 登壇]

○中村武志 選挙管理委員会事務局長

御質問にお答えいたします。

本市における年代別の投票率の分析を行いましたところ、令和3年の市長・市議選の数字となりますが、全体の投票率は68.33%でした。この中で18歳の投票率は62.42%、19歳は50.52%、20代は45.14%、30代は57.28%、40代は66.92%、50代は74.51%、60代は81.54%、70代は82.14%、80代以上は55.20%でした。このことから、18歳よりも30代までの投票率が低いということや、80代以上の方の投票率も低いということが分かりました。このことには様々な事情もあると思いますが、移動期日前投票には人員確保等の課題もございますので、引き続き検討をしてまいります。

また、令和6年から投票者の意思疎通を図るためのコミュニケーションボード、イラストを指差しでできるようなものを全ての投票所に期日前投票の期間から配置をしているところでございます。また、代理投票制度の仕組みについても周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

○高松佳美 議員

人員確保については、市役所職員やO Bの方々による投票所運営をしていただいております。様々な課題もございますが、1票の重みと、皆が政治に参加するということを考えると、一層の工夫・努力が必要かと思います。引き続き、投票率アップへの取組を続けていただきたいと思います。

次に、マイナンバーカードを使っての不在者投票申請についてです。進学や単身赴任等で市外へ滞在されている方が、滞在先で投票する場合には、選挙管理委員会に不在者投票宣誓書を提出し、投票用紙等の書類を郵送してもらうことで、不在者投票をすることができます。不在者投票宣誓書を市のホームページからダウンロードし、必要事項を記入、住民票がある選管に郵送します。投票用紙等が自分の手元に届いたら、滞在地の選管に持つて行き投票し、その後、滞在地の選管から住民票のある選管に投票用紙が郵送されます。投票日当日の投票時間が終了するまでに到着しなければ無効です。郵便局へ切手を買いに行き、封筒を準備、ポストへ投函するという行為は、非常に大変で手がかかります。マイナンバーカードを使い、オンライン申請、不在者投票の投票申請手続ができないか、お伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。中村選挙管理委員会事務局長。

[中村武志 選挙管理委員会事務局長 登壇]

○中村武志 選挙管理委員会事務局長

御質問にお答えいたします。

現在、本市では、マイナンバーカードを使った不在者投票の投票用紙のオンライン請求の受付は実施していない状況です。先ほども申し上げましたとおり、18歳の投票率は高い状況にありますが、19歳や20代になると、住民票を残したまま転出されるという場合もあり、そういう方々に対し、不在者投票制度を周知することで投票機会の確保につなげることは大変重要であると考えますので、不在者投票の投票用紙のオンライン請求の受付について、導入自治体の状況を参考にして検討を進め、投票環境の向上に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

○高松佳美 議員

不在者投票の申請として、国が運営するマイナポータルの機能の一つ、大津町、宇城市、菊陽町など、ぴったりサービスを既に利用している自治体もあります。手

続の簡素化、利便性をよくし、少しでも投票率アップができるよう、次回の選挙の際には導入していただけますようお願いいたします。

投票率アップの方法につきましては、様々な方法があるかと思います。一つ一つをまた検討していただきながら、一人でも多くの方が政治に参加できる、そういうシステムづくりをしてまいりたいというふうに思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○有働辰喜 議長

以上で、高松議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩をいたします。午後1時の再開といたします。

午前11時48分 休憩

○

午後1時00分 開議

○有働辰喜 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、芋生よしや議員の発言を許します。芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号16番、日本共産党の芋生よしやです。

通告に従い、今日は4項目、質問をいたします。

S D G s、私もバッヂをつけていますが、持続可能な開発目標、その5番目はジェンダー平等です。10番目が人や国の不平等をなくそう、それから16番目が平和と公正をすべての人にという目標があります。

1番目は、パートナーシップ、ファミリーシップ宣誓制度についてです。マリッジフォーオールジャパンの情報データベース、パートナーシップ制度導入自治体によりますと、2022年11月に人口カバー率62.0%、2024年6月28日時点では459自治体、カバー率は85.1%、今年2025年は約92.99%になりました。都道府県自体あるいは都道府県内の全自治体での導入も、47都道府県のうち33と過半数を超え、自治体数で541自治体とされています。総数は1,788自治体です。また、虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ制度共同調査によりますと、2025年5月31日時点の交付件数は9,837組だそうです。私は、令和4年12月、令和6年9月議会で、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度導入を質問しました。導入を進めていくとの答弁をいただいておりましたが、取組の状況、この導入についてはどうなっている

か、お尋ねをいたします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入につきましては、令和7年4月から5月にかけて、市民の皆様の御意見を伺うため、パブリックコメントを実施いたしました。その結果を踏まえまして、まず山鹿市人権擁護審議会において制度の内容について説明を行いました。その上で、庁内に設置しております例規審査前政策会議において制度内容の検討を行い、導入に向けた準備を進めているところです。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

導入を進めるとの答弁でした。

では、そのパートナーシップですけれども、最近、私は市内の高校生と話す機会があり、今の社会や政治についてアンケートを取っておりましたところ、1人の女子高生が、一番今関心があるのはジェンダー問題、同性同士の結婚のこと、何とかならないのかと思っていると答えてくれました。さらに、高市さんは、そのことに反対の方向ですねと付け加えられたので、とても感心をいたしました。山鹿市、導入を進めていくという答弁で、市長はいつもおっしゃっている選ばれる山鹿の内容が、豊かになると思います。

それでは、次の質間に移ります。2項目めは、健軍駐屯地への長射程ミサイル配備問題についてです。防衛省が敵基地攻撃能力保有に向け、全国6か所に長射程ミサイルを配備する計画で、その先駆けとして、本年度中に健軍駐屯地に配備することが決められ、今年8月29日、九州防衛局長が熊本県知事に直接、健軍駐屯地への長射程ミサイル配備計画の決定を伝えに来ました。健軍駐屯地は、熊本市東区の人口密集地で、隣には市民病院、集合住宅、学校や保育園など、数多くあるところです。11月9日、健軍商店街には長射程ミサイル配備の健軍駐屯地への配備撤回や住民説明会を求める県民など1,200人が集会・パレードを開き、安心して暮らせない、ミサイルは健軍にも日本のどこにも要らない、国は納得のいく説明をするべきだと、

配備が撤回されるまで声を上げ、行動し続けること。一刻も早い住民説明会を求める声明文を防衛省に提出いたしました。私もその集会に参加しましたが、老若男女、県民、また外国人の方も参加され、集会所の台の上に上がり、それぞれの思いや意見を述べられ、皆さんのがんばりがあふれる集会でした。

配備されるのは、初の国産12式地対艦誘導弾の能力向上型で、長射程ミサイルです。これまで健軍駐屯地に配備されていた射程距離200キロメートルのミサイルから、台湾や中国本土まで届く、1,000キロメートルを超える、朝鮮半島や中国の一部まで届く、射程の長いミサイルに置き換わることになります。安保三文書に基づく敵基地攻撃能力を保有する危険なミサイルが、熊本のど真ん中に配備をされるとなると、報復など攻撃の標的になりかねません。

また、健軍駐屯地には弾薬庫が造られることも判明しています。ミサイルはトラックのような車両に、筒状のキャスターを搭載し、発射して移動、発射して移動を繰り返すのだそうです。移動しながら撃つので、健軍駐屯地が攻撃目標にされるわけではないと、木原官房長官の発言がありましたが、逆に県内どこでも攻撃対象になりかねない、危険になるということです。

山鹿市民の間で、この間、オスプレイが上空を飛んでいった、自衛隊機が編隊を組み、何度も旋回していた。そういう声が多く上がり、このミサイル配備のニュースにさらに不安が広がっています。市長に長射程ミサイルの配置計画への見解を求めます。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

健軍駐屯地への長射程ミサイル配備計画については、国防の問題で国の専管事項となるため、私自身がその是非を判断する立場にはないと考えています。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

国防の問題で、国の専管事項となるため、見解を述べる立場にはないのですが、とても情けない答弁です。地方自治体の長として、それでいいのでしょうか。山鹿市民にどう関わってくるのでしょうか。

9月7日、熊日新聞掲載のアンケート結果では、熊本への配備を容認しないとしたのが最も多く48.5%、どちらかといえば容認しないの10.6%を含めると、6割の

方が反対をしています。そのうち、女性では76%が反対しています。容認をしない理由のトップは、有事の際に他国の攻撃の標的になる可能性がある70.2%、平和外交を努力すべき65.4%、他国の領土を攻撃できる兵器の配備で、有事の危険が高まる59.2%と続きます。私は、長射程ミサイル、熊本健軍駐屯地への配備は本当に危険だと思います。

日本共産党の穀田恵二議員が、国会の質問に対して、当時の浜田防衛大臣は、あくまで一般論ということで申し上げれば、大規模な被害が生じる可能性も完全に否定できるものではないと答弁し、被害が生じる可能性を認めざるを得ませんでした。このように、政府自身も危険だと認めています。

このミサイルは、これまでと違って中国本土まで届く1,000キロメートルの射程を持つ攻撃型の移動式ミサイルです。他国の領域を射程に入れるミサイルを配備するのは、専守防衛を逸脱して憲法違反になると思います。防衛省は、ミサイル配備が抑止力となって、日本に対する攻撃そのものの可能性を低下させると説明しています。しかし、その抑止力とは相手側に脅威を与え、攻撃を思いとどまらせようとするものです。

仮に日本が相手に脅威を与えると、相手はその脅威に対して、また脅威で応えようとするのではないでしょうか。例えば、子供のけんかでさえ、こちらが石ころを持って立ち向かうとすれば、相手もやはり石ころを持って対峙してくるのではないかでしょうか。日本を守るという名目で抑止力、つまり相手への脅威を高める行動をとれば、相手も脅威で応え、結果として日本が戦争に陥るリスクを高めることになります。

今回配備されるミサイルは、移動発射式ということです。攻撃対象になるのは、健軍駐屯地だけではありません。九州防衛局長は、地元紙のインタビューで、万が一有事になった場合、真っ先に駐屯地が攻撃対象になりませんかとの質問に、部隊が任務に当たる際は、状況に応じて必要な場所に展開する。ふだんから健軍だけにとどまって対応し続けるのではなく、リスクは大きく変わらないと述べています。しかし、これは逆に、配備するミサイルは移動するので、健軍だけでなく県内各地が攻撃対象になるということです。熊本市民だけの問題ではなく、県民全体の問題です。

山鹿市民の生命に関わる重大な問題です。住民の命と財産を守る主な責任は、市町村にあります。早田市長は、自治体の長として責任を持つ立場ではありませんか。外交や防衛であっても、住民生活に重大な影響を与える可能性があるなら、きちんと国や県に意見を言うべきです。そのことを今最も求めているのは、防衛省、国による住民への直接の説明会です。健軍駐屯地周辺の住民だけではなく、先ほども言

いましたように、県内どこでも不安な状況です。自治体の長として、配備中止を求めるべきではないでしょうか。また、県民への丁寧な説明会を開くよう、国・県に求めるべきではないか。市長の見解を求めます。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

先ほども申し上げましたとおり、国防に関する事柄は国の専管事項であり、私自身がその是非を判断する立場にはありません。しかし、長射程ミサイルの配備に不安を感じる県民がおられることを踏まえ、木村知事が国に対して県民への丁寧な説明を要請され、その結果、九州防衛局において、相談窓口の設置やホームページへの長射程ミサイル配備に関するQ&Aの掲載などの対応を行われています。今後も、国において、県民からの問合せに対し、相談窓口等を通じ、丁寧に対応していただくとともに、Q&Aの充実など、県民の不安解消に努めていただきたいと考えております。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

市長も配備に不安を感じる県民がいることを踏まえ、問合せに丁寧に対応してくれること、不安解消に努めていただきたいと考えていると言及されました。

しかし、防衛局窓口に問い合わせた住民やメディアによると、有事の際の避難先など、重要な質問に対して、防衛局担当者が地元の自治体や内閣府の所管として、明確な回答を持ち合わせていないという状況が報じられています。重要な懸念事項への具体的な回答もできない対応は、住民の理解を得る上で極めて不十分であると、日本共産党は国会でも批判をしております。住民説明会を開催し、住民の切実な不安に応える真摯な姿勢が求められます。市長には、県民の不安解消に努めていただきたいと考えているとのことです。ただ、もう一步前に進めて、住民の命と財産を守る主な責任ある市長としての立場で、配備撤回と住民説明会の開催をぜひ求めていただきたいと思います。その点、お答えをお願いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

先ほどから何度もお話をさせていただいておりますとおり、この件は国防の問題で、専管事項となるため、私自身がこのことについて私自身の考えを述べることはございません。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

私は、市長に首長、自治体の長として、住民の命と財産を守る責任があると思い、お尋ねをしたのですが、何度も私が述べることはできないとのことで、本当に残念です。住民の命を預かっていただいている立場だと思います。軍事対軍事では平和を築くことはできません。外交の力、徹底した外交、対話の力でこそ、平和な国際環境、平和な北東アジアを築くことができると、私は考えています。そのことを述べまして、次の質問に移りたいと思います。

3点目は、小中学校給食についてです。物価高騰の影響はどんどん大きくなるばかりです。37年商売を続け、コロナ禍も何とか乗り切ったのに、不景気でもう駄目ですと、お店をやめることにしたという報告。1万円を持って、これまでだったら3件のお店であれこれ買い物ができていたのに、2件しか行けなくなつた。ぜいたく品ではなく、日常品を買っているのに、これだけ物価高なんだなということを実感している。これは市民からの声です。食材も値上がり継続で、子育て中の世帯では食費も切り詰めなければならない状況ではないでしょうか。

小中学校給食費は、現在、重点支援地方交付金頼みで値上がり分の補助が行われています。国からの交付金の行方はまだ分かりません。しかし、来年度もこの物価高騰の値上げ分、継続して支援するべきではないでしょうか。答弁を求めます。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求める。西島教育部長。

[西島靖雄 教育部長 登壇]

○西島靖雄 教育部長

御質問の、食材費の高騰に伴う補助について、お答えいたします。

本市では、令和7年度において、国の重点支援地方交付金を活用し、小中学校給食の食材費値上げ分の支援を行っているところでございます。

来年度につきましては、国の小学校給食無償化の報道もございますが、現在のところ、詳しい情報はございません。小中学校の給食費に関しましては、今後の国の動向を踏まえながら考えてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

今の国の動向を踏まえながら考えていくという答弁は、市民の福祉増進という自治体の立場を投げ捨てるものではないでしょうか。給食無償化を求める運動は全国で広がり、小中学校とも行う自治体は、2023年度、全自治体の32%まで増えました。国による実施を求める声も高まり、政府は小学校では26年度に実現し、中学校への拡大もできる限り早期に実現するとの方針を、今年2月に示してはおります。しかし、来年度予算に向けた文部科学省の概算要求は、制度の詳細や額を示さない事項要求にとどまっております。しかし、住み続けられる山鹿、選ばれる山鹿を掲げる山鹿市として、国の動向を待つのではなく、子育て世帯を支援するため、段階的にでも給食費の無償化に踏み出すべきではないでしょうか。

そして、先ほどの物価高騰分の支援ですが、説明を聞いたときに小学校分が3217万円ほど、中学校の分は1860万円ほどでした。この額、どうでしょうか。出せない額ではありません。山鹿市は、財政調整基金が54億円、そして令和6年度28億円の黒字、令和5年度も27億円の黒字でした。財政の本来の在り方は、生きている市民のため、その年度に使わなければならぬとなっています。それをため込んでいるのは、今生きている市民に、その分、どこかで負担を強いている、また行政サービスをカットしているということになります。

子供は宝、住み続けられる山鹿、選ばれる山鹿というのは、ただの掛け声ではないと思っています。小学校・中学校給食費の無償化に山鹿市として段階的にでも踏み出すべきだと考えます。市長に答弁を求めます。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

学校給食無償化や一部支援は、子育て支援につながるものと理解をしておりますが、先ほど教育部長が答弁しましたとおり、国の小学校給食無償化等の動向を踏まえながら考えてまいります。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

先ほど財源を申し上げましたが、国の支援を待つ間、本当に今厳しくなっている家計、子育て世帯を応援するために、何らかの手だてを考えて、検討していっていただきたいと思いますが、その検討はできないものでしょうか。市長、答弁を求めたいです。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

今、学校給食は、物価高騰の分、これは支援をさせていただいております。繰り返しになりますけれども、今、国が小学校の給食費の無償化についてどうするかというのを検討されていますので、その動向を踏まえながら考えていきます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

重ね重ね、大変残念な答弁であります。山鹿市民を守るという立場に立っていただきたいと思っています。

それでは、地下水保全、4項目めに移ってまいります。熊本県では、水俣病の被害を拡大した痛苦の教訓から、地下水や河川、土壤が汚染されないかの懸念・不安が県民の中にあるのは当たり前ではないでしょうか。今回、山鹿市が工業団地整備に当たって、地下水の保全、枯渇や汚染から守る手だてが重要となってきます。工業団地造成に当たって、2点お尋ねいたします。

1、水文調査はどういう目的・内容で行うのか、答弁をお願いします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問にお答えいたします。

まず、調査の目的としましては、将来、工場等が操業することにより、工業団地予定地周辺で利用されている地下水や農業用ため池などへの影響の有無を確認すること、また企業を誘致する立地条件に必要な、工業用水としてくみ上げ可能な揚水量などを把握・検証するために調査を行うものです。

調査の内容は、工業団地予定地周辺にある既存の井戸や新設する井戸を使って、地下水の保有量や地下水の流れ、また、水位や水質等の調査を行うものです。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

地下水の保全を目的に調査されるということだそうですが、工業団地を整備するに当たって、本当に大事なことです。地中や地下に水を涵養する台地上の工業団地用地10ヘクタールでは、建物また駐車場などで地下水が浸透しにくく、涵養面積が減少していく恐れもあります。

私は、子供の頃、祖母に連れられ、祖母の姉妹の家に来ると、下吉田の川の水が流れおりましたが、その中に入って遊んでいました。シジミや蛍が育つ清流で、栄養があり、濁りのない水がある場所で、今でもシジミや蛍が生息しているところです。

しかし、下吉田も上のほう、住宅地が増えると、うちの辺りもそうなんんですけど、山鹿市中は天文台というところに住宅地がどつとできましたら、下に湧水などがあったところが止まってしまったという状況があります。この大事なシジミや蛍も育つ清流は、守るべき清流ではないでしょうか。また、開発するに当たって、水の枯渇、地下水量の状況、また汚染、地下水だけでなく、工場による大気も汚染が起きないようにすること。浸透域を確保すること、このことを進出してくる企業に対して条件とすべきではないかと考えます。答弁を求めます。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問にお答えいたします。

このたびの工業団地造成による近隣環境への影響の有無につきましては、重要な要素であると認識しております。工業団地の造成に当たりましては、開発基準で定められた緩衝帯や保水性のある緑地帯の整備をはじめ、雨水が地下へ浸透しやすい透水性工法を選定するなど、地下水の涵養に配慮した計画で進めております。

さらに、井戸がれや湧水停止といった影響を未然に防止するためにも、水文調査の成果や地元住民の御意見を尊重し、環境への影響を最小限に抑えるよう努めてまいります。

新たな工業団地への企業誘致に当たりましては、今後実施する水文調査の結果次第ではありますが、周辺への影響が懸念される場合は、工業用水として利用できる

揚水量を制限した上で、誘致活動を行っていくことも検討しております。

また、進出していく企業の業種にもよりますが、工場排水等につきましては、水質汚濁防止法をはじめとした関係法令により、基準値以下にして排水するよう定められておりますので、立地協定を結ぶ際、環境への責任についても明確化し、地域に御迷惑がかからないように対応してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

答弁によると、水文調査を受け、影響が出そうであれば、企業誘致活動時に揚水量の制限や水質汚濁防止法などの法令の規制などを基に、環境への責任についても明確に対応すると答弁をいただきましたので、ぜひよろしくお願ひいたします。

さて、私は3月議会で地下水汚染や健康被害などが心配になっている有機フッ素化合物について、全国の井戸などで相次いで検出され、宇城市の一部地域で水道に使われている地下水から有機フッ素化合物のうち、有害性が指摘されているPFO-SやPFO-Aの暫定的な目標値を超えて検出されたとお話をしました。

山鹿市での調査は行われているかと、そのときお尋ねしましたところ、上水道の水源は定期的に検査が行われており、全ての水源において暫定目標値以下の結果であった。上水道区域以外には、公民館など、共有施設の飲用井戸水を対象に、令和5年度に菊鹿・鹿央地域をそれぞれ1か所、令和6年度に鹿北・菊鹿・鹿本・鹿央地域の5か所を調査した結果、いずれも暫定目標値以下との答弁でした。その暫定目標値ですが、もう一度、その数値を紹介していただきたいと思います。

そして、この検査をした結果、引き続き公表していただきたいと思いますが、その点を市民部長にお尋ねします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。小山市民部長。

[小山天 市民部長 登壇]

○小山天 市民部長

御質問にお答えいたします。

令和7年3月定例会でお答えいたしました、有機フッ素化合物調査結果につきましては、上水道の市内全ての水源及び上水道区域以外では、公民館などを令和5年度に2か所、令和6年度に5か所、合計7か所を調査した結果、国の目標値、1リットル当たり50ナノグラム以下という結果でございました。

また、調査結果の公表につきましては、上水道は市のホームページで公表しております。上水道区域以外は、調査対象地区の区長さんなどへ報告を行っております。今後も調査結果の公表・報告につきましては、適切な情報発信を行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

公表はホームページで行っているとのことでしたが、私も調べてみましたが、数値としては出されていません。健康に影響が出るような有機フッ素化合物、PFOA、PFOSなどの汚染を防ぐためには、厳格な対応が必要です。先ほど、暫定目標値以下、50ナノグラム以下とのことでした。環境省はこのPFOAとPFOSの人の健康の保護に関する要監視項目に位置づけ、公共用水域及び地下水における暫定指針値、先ほどの1リットル当たり50ナノグラムというのを、今度は合算値というふうに決めておりました。

その後、見直しが行われ、令和7年6月30日に環境省の水・大気環境局長から通知が出されました。水道事業者などに対して、PFOA、PFOSに関する水質検査の実施及び基準を遵守する義務が新たに課されるというものです。1つ、水質基準に関する省令、先ほどは暫定指針値でしたが、基準値として1リットル当たり50ナノグラムとする。2、水道法施行規則について、PFOA及びPFOSの検査の回数がおおむね3か月に1回以上を基本とする内容で、施行日は令和8年4月1日というものです。暫定値だったものが50ナノグラムの基準値とされましたので、まだまだ緩やかなことではありますが、検査回数が改善されたと思います。この通知で、山鹿市の検査も変わっていくのでしょうか。お尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。迎田水道局長。

[迎田祐樹 水道局長 登壇]

○迎田祐樹 水道局長

御質問の、水質基準に関する省令及び水道法施行規則の改正に伴う本市におけるPFOS及びPFOAの水質検査について、お答えいたします。

改正されたこれらの省令が令和8年4月1日から施行されることに伴い、本市水道事業においても、令和8年度からは規定に基づき、13の配水系統ごとに3か月に1回の水質検査を行います。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

通知に従い、検査を行ってくださることで、ぜひお願ひをしたいと思います。

さて、先ほど姫路市のホームページのことをちょっとと言及いたしましたが、山鹿市は検査の結果の数値は公表されておりませんと言ったと思います。姫路市は、数値もちゃんとホームページ、インターネット上に出ております。令和6年度以降に実施した地下水の水質検査の結果の数値が公表されています。少し紹介しますと、測定地点、花田町加納原田84、四郷町見野8.6、四郷町明田18、的形町福泊7.6、それから継25、木場8.7という具合に、数値が出されています。

お気づきだと思いますが、先ほどの花田町加納原田は84という数値が出ています。基準値となった50ナノグラムを過ぎているということです。この超過した地下水に関する対応についてということで、やはり同ページに載っていたのが、令和7年4月23日、加納原田地内でPFOA・PFOSの合算値が、そのときは暫定なんですが、暫定指針値を超過する井戸を確認しました。当該井戸所有者に対し、地下水を飲用しないよう指導するとともに、地域の住民に対し、地下水の飲用を控えるよう周知していますと、こういうふうにホームページに載せられております。

山鹿市も数値も出して公表していただきたいです。今後、その点はできるようになるのかどうかお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。小山市民部長。

[小山天 市民部長 登壇]

○小山天 市民部長

答弁いたします。

数値については、公表につきまして、部内でも検討して、掲載できるように努めていきたいと思います。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

ありがとうございます。すぐには難しいのかもしれません、ぜひ公表していただき、山鹿市の地下水などが安全に使えるようにしていただきたいと思います。

さて、有機フッ素化合物について、心配があるのは世界の動きがあるからです。

先日、私は「ダーク・ウォーターズ、巨大企業が恐れた男」という映画を熊本市で見てきました。PFOAによる環境汚染を隠蔽していた大手化学メーカー、デュポン社を相手に戦った映画です。半導体企業進出で、今、熊本でも様々なことが起きているので、関心が高く、入場できない方が出るほどでした。鑑賞後に、水俣病と同じだねと、何人の方たちが口にされておりました。企業との戦いは大変だということです。

2001年に集団訴訟が起こされてから、次々と訴訟が続き、2025年8月5日、これは朝日新聞の記事にPFOAの汚染訴訟、米国の州に原因企業が過去最大約3000億円で和解というのが出ました。実話に基づいたこの映画をきっかけに、PFOAの有害性が広く知られるようになりました。有機フッ素化合物は6,000種類、いや、それ以上あると言われています。焦げ付き防止フライパンだけでなく、防水スプレー、レインコート、ハンバーガーの包装紙、さらには半導体や自動車製造の過程、そして泡消火器などにも含まれています。沖縄で、泡消火器が原因で数値が上がったのではないかという報道もあっておりましたね。幅広い用途に利用されていて有機フッ素化合物は、環境中で分解されにくく、生物に蓄積しやすいという問題があり、発がん性や免疫力低下など、健康への影響が指摘されているため、国際的に製造・使用が規制されています。

3月議会でもお伝えしましたが、国際基準は1リットル当たり4ナノグラム、日本は50ナノグラムです。国際がん研究機関がPFOAを発がん性がある、PFOAを発がん性がある可能性があると分類したこと、日本の今のリスク評価には問題があるとしています。環境省が行った子供の健康と環境に関する全国調査を用いた信州大学の論文では、PFOAと染色体異常との関連を示唆しており、論文のデータを用いると水質基準は1リットル当たり0.25ナノグラムが妥当と言われているものです。やはり50ナノグラムはとんでもなく緩すぎる基準値です。

そこで、熊本の場合に戻ります。昭和53年に制定された熊本県の地下水条例、平成2年には全国基準のおおむね10倍厳しい排水基準を定めた熊本県地下水水質保全条例を制定し、平成12年にこの2つを統合して、熊本県地下水保全条例を制定しました。さらに、平成20年に第2次総合保全管理計画を策定するなど、地下水保全の対策を進めてきました。そして、世界的水資源確保の重要性などの高まりを受け、平成24年4月、地下水の水質を保全する上で望ましい基準として、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素をはじめとする6物質も追加修正しています。硝酸性窒素、血液の中のヘモグロビンに作用するため、これを含む水などを飲み続けると、対応する酵素をほとんど持たない乳児、6か月未満の子供ですが、酸素欠乏症をもたらす恐れがあるとなっています。硝酸性窒素汚染の主な原因は、過剰な施肥、家畜排せつ物、

生活排水の不適正処理などが考えられます。

熊本県は、現状を見て、地下水を守るための条例改正を積み上げてきたのです。頑張ってきている熊本県の規制を、有機フッ素化合物にも当てはまるようすべきだと考えます。早田市長には、現在の山鹿市の環境を、新たな半導体企業などの進出により、地下水汚染や枯渇が起きるかもしれないことに、県民がこの地下水を守るために、県民の団体が幾つも運動しているのですが、県の地下水保全条例のさらなる厳格化を求めていきます。それを山鹿市の市長にも、ぜひ県に声を上げていただきたいと思いますが、市長としての見解を求めます。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

国が定め、公表している水質の目標値については、科学的知見に基づき、体重50キログラムの人が、水を一生涯にわたって毎日2リットルを飲用したとしても、健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定をされております。国の動向を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

国が定めて、公表している目標値なので、それを踏まえて行動する。適切に対応していきたいとの答弁でした。

先ほど、私が紹介しましたように、その基準もどんどん変わっていくものです。といいますのも、熊本県は水俣病、それから有明海の水汚染などが、ノリ養殖や海産物に影響を及ぼしているのは、よく御存じだと思います。

先ほど紹介しました「ダーク・ウォーターズ、巨大企業が恐れた男」では、最初は企業側からの健康に影響はないというところから、本当に地道な調査をし、情報を集め、症例も集め、1つずつ解明していって、裁判を勝ち取り、先ほどお伝えしましたように、過去最大、約3000億円という額を勝ち取っております。国の動向にそのまま従うばかりではなく、今いる目の前の住民を守る立場で、ぜひ先頭に立っていただきたいのです。県や国にも言うべきことはしっかりと意見表明をお願いしたいと思います。再度、市長に意見表明をするかどうか、お尋ねをいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

地下水の保全につきましては、本市の豊かな自然環境、安全・安心な市民生活を守る上でも重要であると認識をしております。

有機フッ素化合物の目標値につきましては、令和2年3月30日付、厚生労働省大臣官房生活衛生食品安全審議官通知により、目標値が1リットル当たり50ナノグラム以下に示されておりますので、国の基準に基づき調査を進めるべきものと考えておりますので、市から県や国に言うことはございません。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

国際がん研究所のことも先ほどお伝えしたと思いますし、国際基準が1リットル当たり4ナノグラムであること、また環境省が行った調査を基にした信州大学論文は1リットル当たり0.25ナノグラムが妥当と言われているものです。国の基準も実態を見て、もちろん変わっていくことは当然のことだと思います。ですから、市長には、市民の安全を、先ほどはしっかりと守るとおっしゃっていただきましたので、これからも十分実態を見ながら、何かありましたら、しっかりと意見を言っていただくことを再度お願いして、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○有働辰喜 議長

以上で、芋生議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩をいたします。再開は2時といたします。

午後1時52分 休憩

○

午後2時00分 開議

○有働辰喜 議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、工藤彩友美議員の発言を許します。工藤議員。

[1番 工藤彩友美 議員 登壇]

○工藤彩友美 議員

皆様、こんにちは。

議席番号1番、工藤彩友美です。

本日はお忙しい中、傍聴に駆けつけていただいた皆様、またユーチューブでも今

日は配信がされているということで、配信を御覧の皆様、本当にありがとうございます。しっかりと務めてまいります。

まず初めに、先日開催されました山鹿灯籠ウィメンズマラソンは、多くの市民の皆様、関係者の皆様の御尽力により、すばらしい大会となり、私自身も高松議員、小林議員とともに、10キロを無事完走することができ、本日、筋肉痛のピークを迎えております。準備段階から当日の運営に至るまで、御尽力いただいたスタッフの皆様、ボランティアの皆様、そして沿道で温かい声援を送ってくださった市民の皆様に心より感謝と敬意を表します。交通規制の部分など、幾つか意見もいただき、課題も感じましたが、県内外から参加されたたくさんのランナーの方々とお話をする中で、山鹿の町並みが美しく、地元の皆さんの温かさに触れ、感動したという声を多くいただきました。このマラソン大会が山鹿の魅力を知っていただくきっかけとなり、多くの方々に訪れていただける機会を生んだ意義あるイベントであったと、改めて実感した次第でございます。

それでは、発言通告に従い、2件の質問を行います。

1つ目の質問として、市の防犯対策における警察との連携と小中学校の防犯教育について、伺いたいと思います。市内外から訪れる方々にとっても、そして日々の暮らしを営む私たち市民にとっても、安心して過ごせる環境づくりは、まちの魅力を高める上でも欠かせない要素です。

近年、全国各地で大規模な自然災害が相次いで発生しており、それに伴って防災士の増加や防災イベントなど、防災に対する意識は地域社会の中でも着実に高まっているように感じます。

その一方で、私たちの生活におけるもう一つの脅威として、犯罪への備え、つまり防犯の視点もこれまで以上に重要になってきていると感じております。

特殊詐欺をはじめとする犯罪は、手口がますます巧妙化・多様化しており、誰もが被害者になり得る時代となっております。さらに、インターネットやSNSを介した犯罪、地域に潜む見えにくい危険など、私たちの身近な生活環境にも様々なリスクが存在しております。

こうした中で、市民の皆様が安心して暮らせる地域社会を守るために、行政と警察が日頃からしっかりと連携をし、情報共有や迅速な対応ができる体制を整えておくことが重要だと考えております。

そこで、1回目の質問です、本市と山鹿警察署との連携体制の状況について、伺います。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

本市では、市民の安心・安全な暮らしの実現に向けて、毎年、山鹿警察署と本市の幹部職員による連絡会議を開催しております。この会議では、防犯や交通安全など、市民生活の安全に関わる課題について情報共有を行い、その上でどのような対策が必要かを協議・検討しております。

今後も、この会議を継続し、山鹿警察署との連携を一層深めながら、とりわけ子供や高齢者をはじめとする山鹿市民の皆様が、安心して暮らすことができる生活環境の実現を目指してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

工藤議員。

[1番 工藤彩友美 議員 登壇]

○工藤彩友美 議員

市と警察が協議の場を設け、防犯や交通安全に関する課題や情報を共有しておられることについて、大変心強く感じます。しかしながら、全国的に近年の犯罪情勢を見ますと、手口の巧妙化や対象の多様化が進み、状況が日々変化しているのが実情だと思います。

そのような中で、年に1度の会議という頻度を考えると、こうした変化の速い犯罪情勢に十分対応していくのか、その点については少し気になるところでもあります。総会や会合などで意見交換の場はあるとは思いますが、御答弁にもありましたとおり、このような会議は非常に重要な役割を担っているからこそ、より頻度を高める、あるいは日常的な情報交換の仕組みを強化するなど、さらに強固な連携体制の必要性を感じました。

犯罪は、手口を変え、また標的を変えてきます。とりわけ高齢者を狙った電話詐欺や悪徳商法あるいはインターネットやSNSを通じた新たな犯罪など、多様化・巧妙化は進んでいます。熊本県警によるデータによりますと、本市でもロマンス詐欺や電話による詐欺の被害も報告されております。従来の対策では防ぎきれないようなケースも増えており、市民一人一人への情報伝達や啓発活動の速さと質は、今後重要になってくるのではないかでしょうか。特に高齢者の方々は、特殊詐欺などの標的となりやすく、日々変化する手口に対応するには、こまめな情報提供や分かりやすい周知啓発が必要不可欠です。実際に、私の住む地区でも、御主人を亡くされたばかりの高齢の女性の元に、心の隙を狙うように悪徳な業者が突然訪ねてくると

いう事例がありました。幸い、御家族が近所にお住まいだったこともあり、何も被害はありませんでしたが、少しでも判断を誤れば被害者となっていた可能性は十分にありました。

このような状況は、決して特別なことではなく、今や誰の身にも起こり得ることだと感じております。私の同世代の友人の元にも、あなたの口座が悪用されている、東北の警察署まで来るか、もしくは口座番号を教えなさいというような、警察に扮した特殊詐欺の電話がかかってきたという体験も耳にしております。

そこで、2回目の質問です。高齢者を含む市民に対して、特殊詐欺など多様化する犯罪被害を防ぐために、どのような周知啓発が行われているのかをお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

山鹿警察署では、被害を未然に防止するため、ゆっぴー安心メールによる情報配信や、年金支給日に金融機関を訪問してチラシを配布するなど、市民への周知啓発活動に取り組まれております。これに加え、本市でも山鹿警察署からの要請に応じて、防災行政無線、やまがメイト、ホームページなどを活用し、市民の皆様への情報提供を行っているところです。

その結果として、山鹿警察署管内の犯罪率は、県平均の3.7%に対し2.1%と低い水準となっております。今後も引き続き、山鹿警察署と連携し、市民の皆様への周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

工藤議員。

[1番 工藤彩友美 議員 登壇]

○工藤彩友美 議員

山鹿警察署によるゆっぴー安心メールや金融機関でのチラシ配布、さらに市としても防災行政無線ややまがメイト、ホームページなどを活用して情報発信を行っておられるとのことで、周知啓発に取り組まれている現状が分かりました。その結果として、山鹿市の犯罪率が県平均を大きく下回っているという点は非常に意義深く、日々取り組んでこられた関係者の皆様の御尽力のたまものであると、改めて敬意を表します。

一方で、メールの機能自体が付いていない機器、そのメール機能自体をお持ちでない方も多くいらっしゃいます。また、昨今の犯罪は対象者の生活の隙間に入り込み、感情に訴えかけるような巧妙な手口も目立ちます。今後、さらに一步踏み込んだ対話型や体験型の地域も巻き込んだ周知啓発も必要ではないかと考えております。

例えば、ほかの自治体では、地域包括支援センターと連携をし、高齢者向けの詐欺被害防止の演劇を公民館などで実施したり、地域の見守りネットワークと共同して、実際の詐欺電話を模擬体験できるというワークショップを開いたりするなど、より記憶に残る実感を伴う取組が進んでおります。

山鹿市におきましても、例えば地域の市主催のお祭りのイベントの中で、警察署の方と協力をして、ステージイベントの中で啓発を行ったり、日常に防犯活動を取り入れていくなど、実践的な啓発の手法や地域との連携強化が今後さらに検討されていくことを期待しております。

防犯意識の高さや地域全体での取組を内外に示していくことは、山鹿市が防犯に強い町であるという印象を醸成することにつながり、それ自体が今後の犯罪抑止力となるのではないかと考えております。

さて、ここまででは主に高齢者を中心とした市全体の防犯についてお尋ねしてまいりましたが、御承知のとおり、犯罪のリスクは大人だけではなく、子供たちの身近にも潜んでおります。不審者事案や午前中の豊田議員の質問にもありましたが、SNSを通じたトラブル、ネット上でのいじめや詐欺被害など、子供たちを取り巻く環境も大きく変化しています。

そこで、次に小中学校における防犯教育の現状について、お尋ねしていきたいと思います。私も学校行事や地域との関わりの中で、本市の子供たちと触れ合う機会が数多くありますが、山鹿の子供たちは明るい挨拶や元気のよい返事など、本当に素直な子供たちばかりで、子供はこの町の宝であると日々感じております。

そこで、3回目の質問です。そんな子供たちが被害に遭わないための、学校内や通学路における不審者対応の体制や訓練の状況、またSNSやネット環境のリスク防止、性犯罪に遭わないための取組などについて、本市ではどのような行われているのか、現状をお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。北本教育部首席教育審議員。

[北本憲仁 教育部首席教育審議員 登壇]

○北本憲仁 教育部首席教育審議員

御質問にお答えいたします。

まず、不審者対応でございますが、小学校では全8校の避難訓練の一つとして、

不審者対応の避難訓練を実施しております。さらに6校では、警察の訓練への参加や校内の危険箇所の点検など、連携した取組を行っております。

中学校におきましては、現在、不審者対応訓練を実施している学校はございませんが、日頃から生徒に対し、登下校時に不審者に遭った場合の対応について指導しております。

次に、ネット環境のリスク防止の取組につきましては、小学校で6校、中学校では全校で実施しており、中学校におきましては、主に教科の中で情報モラル教育として指導しております。

また、小学校におきましては、長期休業日前に児童へ正しいインターネットの使い方について指導しております。

最後に、性犯罪に遭わないための取組につきましては、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、情報モラル教育や、性に関する指導を通して、全ての小中学校で取り組んでおります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

工藤議員。

[1番 工藤彩友美 議員 登壇]

○工藤彩友美 議員

不審者対応やネットリスク、性犯罪防止といった重要な分野において、それぞれ学校現場と関係機関が連携をしながら取り組まれていることが分かりました。日々、子供たちの安全・安心を守るために尽力されている教職員の皆様や関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

中学校では、現在、不審者対応訓練が訓練としては実施されていないとのことでしたが、確かに中学生は授業や部活動、進路指導などで多忙な毎日を送っており、日頃から生徒と向き合っている現場の先生方の御負担にも配慮が必要だと思います。しかしながら、行動範囲や交友関係が広がり、自らの判断が求められる機会が増える中学生だからこそ、実践的な対応力を身につける機会があつてもよいのではないかと考えております。

また、性被害に関しましては、被害を受けていても、それが被害であると自覚できないまま声を上げられずにいるケースも多くあると聞きました。非常にセンシティブな内容ではありますが、だからこそ子供たちが正しい知識を持ち、自分や他者の心と体を大切にする意識を育てる教育がますます重要になってくると感じております。

そして、今や子供たちはスマートフォンやSNS、ゲームを通じて、簡単に多く

の情報や他者とつながることができるようになりました。世界中の人たちとつながることはもちろんすばらしいことでもあります。本市でも e スポーツを活用し、県外の学校とも交流が生まれたり、子供たちの新たな能力や可能性を広げるきっかけともなっておりまます。

しかしながら、こうした便利さや広がりの裏には、見落とせないリスクが存在します。無意識のうちに加害者となってしまったり、あるいは巧妙な手口に巻き込まれて、取り返しのつかないことになってしまうような実例もあります。例えば、全国的に起きている事案として、高校生をターゲットに、SNS上で簡単に稼げるという誘い文句で、5万円ほどで銀行口座の売買を持ちかけるような販売事例があります。その後、口座売買の違法性を理由に脅迫し、さらに闇バイトへと巻き込むというような悪質な手口です。また、そこまでは至らなくとも、軽い気持ちで口座を提供してしまうと、警視庁が管理する凍結口座名義人リストに載ることで、既存口座が凍結され、新たな口座の開設も困難になり、給与の振込や公共料金の支払い、オンライン決済など、日常生活に深刻な影響を及ぼすケースも実際に起きております。

こうした事例を高校生になる前の段階、つまり中学生のうちから正しく学び、備えておくことで、大きなリスクを回避できるのではないかと考えております。今や、あらゆる犯罪の入り口がネット上にあるといつても過言ではありません。その意味でも、加害者にも被害者にもならない力を育てることが、これから防犯教育において、極めて重要であります。

そこで、4回目の質問です。午前中の豊田議員の質問と重なる部分もございますが、ネット環境において、子供たちが加害者にならず、また犯罪に巻き込まれないようにするために、学校ではどのような取組が行われているのか、その現状についてお尋ねをいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。北本教育部首席教育審議員。

[北本憲仁 教育部首席教育審議員 登壇]

○北本憲仁 教育部首席教育審議員

御質問にお答えいたします。

各学校の取組の状況につきましては、ネット環境のリスク防止の取組の中で、児童・生徒が被害者にならないだけではなく、加害者にならない、他者を傷つけないことについても指導を行っております。

また、学校によっては、専門の講師と連携し、児童・生徒だけではなく、保護者が学ぶ機会を設定しております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

工藤議員。

[1番 工藤彩友美 議員 登壇]

○工藤彩友美 議員

各学校での取組において、ネット環境のリスクに対して、単に被害者にならないよう注意を促すだけでなく、加害者にならない、他者を傷つけないという視点を含めた指導が行われているという点は、非常に重要なポイントだと受け止めております。特に、SNS上での誹謗中傷や悪意のない言葉が相手を深く傷つけてしまうようなケースも多く、発信した側がそんなつもりではなかったと思っていても、結果として加害につながることもあります。このような事例を子供たちが具体的に学び、自分の言動を振り返る機会を持つことは、ネット時代を生きる上で不可欠な力の一つです。

また、学校によっては、専門講師を活用し、児童・生徒だけでなく、保護者の方々が学ぶ機会を設けているとのことです、家庭での対応や価値観の共有が重要な中で、こうした取組は非常に有意義であり、今後さらに広がっていくことを期待しております。やはり日常生活の中で、子供たちが最も長く過ごす場は家庭であり、学校と家庭と地域が互いに役割を補いながら、子供たちを守り育てていくことが理想的な形だと言えます。防犯教育もまた、学校だけに任せることではなく、家庭との連携の中でこそ効果を発揮するものだと考えます。

そうした中で、5回目の質問です。子供たちが万が一、事件や事故に巻き込まれてしまった場合に備え、学校現場では防犯対応マニュアルが整備されているのか、また被害に遭った際の児童・生徒への心のケアについて、どのような支援体制が取られているのか、お尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。北本教育部首席教育審議員。

[北本憲仁 教育部首席教育審議員 登壇]

○北本憲仁 教育部首席教育審議員

御質問にお答えいたします。

各学校の防犯対応マニュアルにつきましては、熊本県教育委員会作成の学校安全教育指導の手引に基づき、学校における学校安全教育の在り方・安全管理・組織活動について見直しを行い、各校独自の防犯対応マニュアルを作成しております。また、避難訓練等の実践的活動を通して、防犯対応マニュアルの精度向上に努めております。

なお、被害に遭った場合の児童・生徒のケアにつきましては、学校、スクールカウンセラー、専門機関、保護者と連携した支援体制を整備し、児童・生徒の心の安定を目指した対応を行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

工藤議員。

[1番 工藤彩友美 議員 登壇]

○工藤彩友美 議員

各学校において、熊本県の指針に基づいた防犯対応マニュアルの整備や、避難訓練を通じた実践的な見直しが行われていること、また万が一、被害が発生した際には、スクールカウンセラーや専門機関、保護者と連携した心のケア体制が構築されていることが分かりました。

こうした取組の裏には、子供たちの安全と健やかな成長を守るために、日々向き合ってくださっている先生方、関係機関の皆様の御尽力があること、改めて深く感謝申し上げます。

その一方で、現場での判断が求められるような緊急時において、誰が、いつ、何をすべきかを明確に示すフローチャートなどの実践的な手順を盛り込んだ体制整備があれば、地域全体の危機対応力の向上につながるのではないかと感じております。

また、学校ごとで取組に差があることも踏まえると、市全体として統一した方針や支援の在り方にも注目し、どの学校においても子供たちが安心して学べる環境が等しく整備されることを期待します。

余談ではありますが、私の好きなマンガに、「ミステリと言う勿れ」という作品がございます。その中で、主人公のこんなセリフがあります。「子供というのは、乾く前のセメントみたいなものです。落としたものがそのまま形になって跡になって残るんですよ。」このセリフは、本物のセメントが乾く前に形が定まるように、子供も環境や大人からの働きかけによって、人生の土台が形成されるため、大人は子供に接する際に、言葉や行動に責任を持つべきだというメッセージが込められています。

世の中には、悪意のある大人も存在します。学校、家庭、地域が一体となって、子供たちを見守り、支える仕組みをつくることで、子供たち自身が自分は大切な存在なんだと実感しながら、さらに安心して成長できるまちづくりを目指していくたいと期待しつつ、次の質問に移ります。

次に、宿泊業支援の在り方について、お尋ねしていきたいと思います。山鹿市は、御周知のとおり、豊かな自然、山鹿灯籠など、歴史ある文化、八千代座などの歴史

ある建物、良質な温泉、そして地元のお酒など、非常に魅力的な観光資源に恵まれております。こうした地域資源を最大限に生かす上で、宿泊施設の存在は欠かせないものであり、観光産業の中核を担う重要な役割を果たしていると考えております。

しかしながら、コロナ禍による行動制限や観光需要の落ち込みは、山鹿市の宿泊業にも多大なる影響を及ぼしました。現在は、全国的には回復傾向にあるとはいえ、果たして本市の宿泊業はその打撃からどの程度回復しているのか、まだ十分とは言えないのではないかという懸念がございます。

そこで、まず1回目の質問です。過去3年間の宿泊者及び宿泊施設数の状況について、お尋ねをいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問にお答えいたします。

まず、過去3年間の宿泊者数につきましては、令和4年度は約23万2000人、令和5年度は約21万1000人、令和6年度は約19万5000人となっております。なお、コロナ禍前の令和元年度には約32万2000人の宿泊者数であったことから、現状としましては当時の水準までは回復していない状況です。

主な要因としましては、近年の物価高騰による旅行離れや、リモートワークの普及によるビジネス目的での宿泊者の減少、また以前のような大人数での旅行や団体旅行が減少し、小グループでの旅行や日帰り旅行が増えていることなどが上げられます。

次に、宿泊施設につきましては、令和元年度は42施設が営業されていましたが、現在では38施設となっており、この間、4つの施設が廃業または休業をされております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

工藤議員。

[1番 工藤彩友美 議員 登壇]

○工藤彩友美 議員

御説明にありましたとおり、本市の宿泊者数は、令和4年度には約23万2000人、令和5年度には約21万1000人、そして直近の令和6年度では約19万5000人と、3年連続で減少しております。さらに、コロナ前の令和元年の32万2000人と比較しますと、実に4割近い減少という非常に厳しい状況であることが数字上でも明らかです。

また、宿泊施設の数についても、令和元年度の42施設から、現在は38施設、4施設が廃業または休業に追い込まれているという事実は、この間に事業継続そのものが困難になった事業者が複数あったという重い現実を物語っています。

こうした宿泊業の縮小は、単に観光客が減ったということにとどまらず、飲食店やお土産、タクシー、クリーニング業など、多くの関連事業者に連鎖的な影響を及ぼすものであると考えられます。山鹿の観光産業を支える基盤そのものが静かに、しかし確実に崩れつつあるのではないか、こうした危機感を私は強く抱いております。全国的には、観光需要が回復の方向にあるとも言われておりますが、山鹿市の現状を見る限り、地域にその波が届いていない、あるいは届いても受け止めきれていないような可能性があるのではないかと感じております。

そのような観点から、次にお尋ねいたします。本市の宿泊事業者が直面している課題について、市としてどのような認識をお持ちなのか、お尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問にお答えいたします。

宿泊事業者の課題等につきましては、観光協会との意見交換や、旅館等の個別ヒアリングを通じて、宿泊事業者が抱える課題の把握に努めております。その中で主な課題としましては、コロナ禍以降、スタッフの人手不足が上げられております。特に、清掃やフロント業務などの現場では、慢性的な人材確保の難しさが続いている状況です。

また、施設の老朽化への対応も大きな課題となっております。設備更新には多額の費用負担が伴うため、事業者単独での改修等は難しいとの声が寄せられており、事業継続に不安を抱える事業者もおられることから、お客様を迎える観光地としての大きな課題であると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

工藤議員。

[1番 工藤彩友美 議員 登壇]

○工藤彩友美 議員

まず人出不足が課題として上げられましたが、これは観光業の持続性そのものが問われる問題だと受け止めております。特に、清掃やフロントといった宿の最前線に立つ業務において、人が足りないということは、サービスの質にも直結し、結果

として観光客の満足度や再度訪問する意欲、ひいては山鹿市の観光ブランドにまで影響を及ぼす恐れがあります。

さらに、老朽化の問題は、より深刻だと感じております。宿に泊まるということは、旅の中で非常に印象に残る体験の一つであり、言い換えれば宿の印象がそのまま山鹿市の印象も左右すると言っても過言ではありません。その宿が老朽化によって、建物の傷みが目立ったり、資金的な問題により廃業を余儀なくされるという現状は、深刻な局面に差しかかっているのではないかと懸念しております。

そして、こうした施設が減少するということは、受入れのキャパシティーが減るというだけでなく、観光客の滞在時間や消費額の減少にもつながり、市全体の経済への波及効果にも悪影響を及ぼします。さらにいえば、部活動の大会やスポーツ合宿などで県外から訪れるチームや各種団体が宿泊できる施設が既に限られつつあるという現状もあります。団体を受け入れられる宿が減っていて困っているというような声も聞きます。

今後、宿泊施設がさらに減っていけば、山鹿を訪れる方の滞在の選択肢そのものが減ることを意味し、リピーターの減少が起こったり、それだけではなく、山鹿灯籠はもちろん、スポーツ大会、文化大会、合宿、国際交流など、多くの人が一度に来訪するイベントの受皿が小さくなってしまいます。

このような背景を踏まえ、最後の質問に移ります。本市として、宿泊事業者の維持、再生に向けて、具体的にどのような支援や施策に取り組まれているのかをお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問にお答えいたします。

宿泊事業者への支援につきましては、観光関係団体と連携しながら、誘客施策や魅力発信の強化、観光プロモーションなど、宿泊者が増えるよう取組を行っております。その中でも、外国人観光客の受入環境を整備するための施設改修等に対する支援として、令和6年度から3年間の事業として、インバウンド受入環境整備促進事業補助金を実施しております。この支援事業は、宿泊事業者をはじめ、飲食店、土産品店なども対象の施設となります。

整備内容としましては、多言語表示看板の設置や、客室の洋室化、トイレの和式から洋式への改修など、外国人観光客に配慮した施設整備が支援の対象となり、ストレスフリーな観光地を目指し、実施をしております。なお、昨年度の実績は、16

件の事業所に対し、総額1275万7000円の補助を実施しております。

また、今年度は13件の事業者に対して支援を予定しております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

工藤議員。

[1番 工藤彩友美 議員 登壇]

○工藤彩友美 議員

御答弁では、観光関係団体と連携した誘客施策や、インバウンド対応の施設整備への補助制度など、宿泊事業者への支援策について具体的にお示しいただきました。昨年度は16件、今年度は13件の事業者がこの制度を活用しているという点については、実際に制度が機能し、一定の効果を上げているものだと受け止めております。

しかしながら、現場の声に耳を傾けますと、制度を活用しているが、ハード面の改修が追いつかない、制度が限定的でなかなか使えない、何とか営業を続けているが先が見通せない、人出不足や施設の維持費が重く経営が非常に厳しいといった切実な声が少なくありません。つまり、今ある宿泊施設が支援を受けながらも、なお厳しい経営環境の中で持ちこたえている状態であり、現行の支援内容だけでは十分と言えないのではないかというのが、私の率直な見解です。こちらは先ほどいただいた御答弁にもございましたので、共通の認識であると思っております。もちろん限られた予算の中で、優先順位をつけながら、施策を進めなければならないという行政の立場も十分に理解しております。ただ、観光地としての信頼や魅力は、今、営業している宿が支えているという点を、改めて強調したいと思います。

これらの事業者が廃業・休業に追い込まれてしまえば、そこからの回復には相当な時間とコストがかかり、地域経済や観光ブランドへの影響も計り知れません。したがって、今後は施設の再生や改修に向けた支援だけではなく、現在営業を継続している事業者が事業を続けていけるようにするための支援策、例えば慢性的な人出不足に対応するための人材の確保、育成支援など、また光熱費や物価高騰に対応する経営安定のための支援、小規模な修繕、維持管理に対するきめ細やかな補助制度など、より現場に即した実効性のある対策が求められているのではないか。今を支えることが、地域の観光の未来を守ることにもつながると思います。これらの観点を踏まえ、本市として今ある宿泊事業者が将来に希望を持って事業を継続できるような、より踏み込んだ支援の強化を強く求め、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○有働辰喜 議長

以上で、工藤議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、古川和博議員の発言を許します。古川議員。

[12番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

皆様、こんにちは。

議席番号12番、清風やまが、古川和博です。

発言通告に従い、3点の一般質問を行います。

冒頭に、3点共に共通する人口減少問題を述べます。山鹿市がこれから迎える将来像、とりわけ2040年問題について、まず触れさせていただきたいと思います。御承知のとおり、本市の人口は10月末現在では4万4759人と公表されています。また、本市の人口ビジョン予想では、2040年には3万5000人程度まで減少するとの予測が示されています。2040年単年の明確なシミュレーションこそ存在しませんが、減少の速度や年代別構成を考えれば、2040年は人口構造の大きな転換点となることが確実視されています。この時期には、現役世代が急速に縮小し、地域経済や福祉、医療、公共交通、さらには地域コミュニティーそのものの存続性・持続性が問われることになります。つまり、2040年は人口減少という既存の課題が一段と顕在化し、行政サービスの在り方や財政構造の再検討を迫られる、山鹿市の将来にとって極めて重大な節目であると言えるのであります。本日の一般質問では、この2040年を見据え、私たちは今、何を準備し、どのように判断を進めていくべきか、そのための課題と可能性を、今回は3つの観点から提起させていただきます。

まず1点目として、下水道料金について、2点目、八千代座を核としたにぎわい創出について、3点目、健幸都市宣言について、それぞれに一問一答でよろしくお願ひいたします。

質問に入ります前に、資料を配付させていただきたいと思います。議長の許可をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○有働辰喜 議長

資料配付の要求がございますので、会議規則第175条の規定により、これを許可いたします。

○古川和博 議員

ありがとうございます。

では、1点目として、下水道料金について、3問質問いたします。1問目として、今回議案として上程されています下水道使用料金改定に至った経緯について伺います。なお、一部答弁・質問が午前中、豊田議員の質問・答弁と重なりますことを御了承ください。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。隈部建設部長。

[隈部光磨 建設部長 登壇]

○隈部光磨 建設部長

御質問の、使用料改定に至った経緯について、お答えします。

下水道使用料につきましては、平成13年度に公共下水道の大幅な改定を行い、市町合併後は、平成22年度に旧町に限り農業集落排水処理施設使用料などの統一を行っております。以降、山鹿浄水センターの包括的民間委託などにより、経営の効率化に努め、25年の長きにわたり、現在の使用料を維持してきたところでございます。

しかし、人口の減少や節水機器の普及などにより、下水道使用料は減少しております。その一方で、昭和50年の供用開始から50年を経過していることから、施設の老朽化が進んでおり、改築更新費用や災害に備えた耐震化等の費用、また物価上昇による維持管理費も年々増加し、下水道を取り巻く経営環境は厳しさを増しております。

このような中、下水道事業の安定経営のために、農業集落排水処理施設の統廃合、汚泥の減量化に伴う処分費用の削減、下水道事業会計、農業集落排水事業会計の統一、熊本市植木町のし尿や汚泥を受け入れることによる新たな収益の確保を図っているところでありますが、今後、老朽施設等の更新に多額の費用が必要であり、人口減少などに伴う使用料収入の減少が重なることで、経営状況の悪化は避けられないところでございます。

市民生活に直接影響のある下水道使用料改定においては、市民への影響が過度にならないよう、社会情勢等を見極め判断する必要があります。しかしながら、下水道事業は地方公営企業であり、独立採算制と公共性の確保という2点の基本原則を基に、市民生活や経済活動に不可欠な社会インフラとして、安定かつ継続して下水道サービスを提供する使命があり、将来にわたって持続可能な下水道事業を構築するため、今回の使用料改定に至った次第でございます。

なお、令和6年度より、山鹿市下水道事業及び農業集落排水事業における経営健全化について、下水道事業審議会へ諮問を行い、5回の審議を経て、その答申内容を踏まえた形で使用料改定に至っております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

古川議員。

[12番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

これまで経営の効率化に最大限に取り組み、使用料金の維持に努めてきたが、昨

今の物価高騰に伴う、予想をはるかに超えた事業環境の悪化、加えて人口減少による収入減等の影響を最小限にとどめ、独立採算制を維持していくということ。また、令和5年に特別会計だった農業集落排水事業が企業会計に移行し、財政状況が見える化されたことで、課題の洗い出しができ、過去25年間、見直しがなった料金改定に至ったと認識しました。

ここで、参考資料として、スライドを御覧いただきたいと思います。これは下水道事業と農業集落排水事業が使用料収入でどれだけ経費を賄えているのかを示す、経費回収率という指標の推移グラフです。縦軸に金額、横軸に年度であります。今後、山鹿市の下水道事業がどのような投資を必要とし、財政的にどのように計画を立てているかをグラフ化しています。緑が収益的収入、緑は収入であります。青が収益的支出、黄色の折れ線が経費回収率を表しています。参考までに経費回収率は、使用料で得た収入のうち、汚水処理のみに係る費用を表しています。収入で得た収入のうち、汚水処理のみの費用を表しています。率が低いと、使用量が安すぎか経費が高すぎると読みます。率が高ければ、適正か将来の債務返済に余裕があるとなり、一般的に90%以上が望ましい目安とされているものです。下水道の管や処理施設は、ふだんは目に見えませんが、答弁のとおり、昭和50年から使われている古い設備が多く、更新や修繕が必要な時期に入っています。この表からも、今後、改築更新の費用が大きく増えていくことが分かり、経費回収率の線が下がるということは、収入よりも支出が増えて、赤字幅が広がっていくことを意味します。

特に、人口減少と節水の広がりによって、使用料収入は年々減少していきます。入ってくるお金は減り、必要な支出は増えていくという構造にあります。私たちが本日議論している使用料改定は、こうした必要な投資を将来世代に先送りしないためのものだということが、この表で御理解いただけたのではないかと思います。市民の皆様に御負担をお願いするのは容易ではありませんが、下水道という生活の根幹を守るため、必要な時期に必要な手当てを行う、このことは将来の山鹿市の暮らしを守るための責任ある判断であると考えております。

そこで、次に2問目として、使用料改定及び使用料体系統一の効果をどう捉えているのか伺います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。隈部建設部長。

〔隈部光磨 建設部長 登壇〕

○隈部光磨 建設部長

御質問の、使用料改定及び使用料体系統一の効果について、お答えいたします。先ほども説明させていただきましたが、下水道事業は地方公営企業であるため、

独立採算の原則の下、経営に要する経費は使用料等の収入で賄うこととなっております。

今回の使用料改定においては、この前提の下、汚水処理に要する経費を、どの程度下水道使用料で賄えるかを示した指標である経費回収率が100%を満たす水準となるよう、令和8年度から令和12年度の5年間で算定したものでございます。

また、使用料体系統一については、これまで、山鹿市における下水道使用料の計算方法として、従量制と人頭制の2系統があり、地域によって使用料に違いが発生しておりました。こういった使用料体系をより公平性の高い従量制へ統一するものです。

今回の使用料改定及び使用料体系の統一により、下水道事業の経営基盤の強化による財政収支の改善、使用者における公平性の確保を図ることができ、下水道使用者の皆様に安心で安定した下水道サービスが提供できるとともに、将来にわたって下水道事業を継続できるものと考えております。

なお、今後の料金の在り方については、おおむね5年を目安に、経営状況や社会情勢、人口動態等の動向に応じて見直しの検討を行い、現役世代と将来世代間の料金負担の公平性や平等性の確保に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

古川議員。

[12番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

これまで旧山鹿市と旧4町では、そもそも料金の計算方法が違い、使った量で料金を計算する従量制と、人数を基準の人頭制の2系統の差異があったこと。内訳を見ても、上水道、井戸水使用等の違いがある中、今回使った量で料金を計算する従量制に統一することです。料金体系の公平性を高めることにつながるとの答弁でした。今後は、経営分析等により、健全な経営に努めていかれますよう、よろしくお願い申し上げます。

では、3問目として、下水道施設、特に農業集落排水処理施設の現状及び今後についての見解を伺います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。隈部建設部長。

[隈部光磨 建設部長 登壇]

○隈部光磨 建設部長

御質問の、下水道施設の現状と今後について、お答えいたします。

本市の公共下水道は、処理施設1か所、雨水ポンプ場3か所、中継汚水ポンプ場1か所、マンホールポンプ場78か所、管路延長230キロメートルの施設を有しております、昭和50年の供用開始から約50年が経過し、現在は新たな計画区域の拡張は行っておらず、施設の維持管理、老朽施設の改築更新、災害に備えた耐震化等に主に取り組んでいるところでございます。

近年になり、耐用年数を超過した管路が増加しており、令和6年度末で5.9%に当たる約13.6キロメートルが耐用年数を超過しております。10年後の令和17年度末では、28.8%に当たる約66キロメートルが耐用年数を超過することになります。

また、処理施設である山鹿浄水センターにおいても、建物や機械の老朽化による故障等が多発し、併せて災害に備えた耐震化・耐水化対策が必要な状況でございます。

今後につきましては、老朽管路の更新が喫緊の課題ではありますが、管路、処理施設とも、ストックマネジメント計画により、優先順位の高い施設から改築更新を行っていく予定でございます。

一方、農業集落排水処理施設につきましては、処理施設20か所、マンホールポンプ場265か所、管路延長244キロメートルの施設を有しております、保有する処理場数、管路延長で見れば、九州でも最上位の規模となっております。平成6年の供用開始後、現在では新たな計画区域の拡張は行っておらず、施設の維持管理や部分的な改築更新を主に取り組んでいる現状でございます。

しかし、最も古い施設においては、供用開始後30年以上経過しており、近年では機械の老朽化による故障等も多発しているため、可能な限り延命化を図りながら、現状を維持しているところでございます。

今後については、農業集落排水施設最適整備構想を基に処理施設の統廃合を行っていく計画であり、現状の20施設から最終的に12施設まで削減し、維持管理費及び更新費用の削減を図る予定でございます。

公共下水道、農業集落排水とも、老朽化に対する対策が現状の重要課題であり、安定した下水道サービスを提供していくための財源として、社会資本整備総合交付金及び起債などを使用し、計画的に改築更新工事を行うことで、将来世代における負担の軽減に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

古川議員。

[12番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

国も度重なる陥没事故等の対応に、自治体任せではなくて、何らかの補助対象を考えていると報道にありました。ただ、明確に言えますのは、農集事業においては、本市が九州全体で最上位の規模を誇る施設を有し、維持管理を継続していくことは不可能であり、仮に最適化計画のとおり推移したとしても、その金額は優に100億円を超える財政負担なのではと、個人的に試算するところであります。国の社会資本整備交付金の活用と併せ、臨時交付金など予算措置があれば、計画を前倒しに老朽施設及び農業集落排水設備等の改廃に取り組れますようお願いします。

最後に、9月の議会でも取り上げましたが、肥料登録名「だから山鹿の肥料」、下水道肥料の普及啓発に各地のイベント会場で声を張り上げられ、実物配布に私も並びましたが、広く周知に努められた効果で、大変好評を受けていると聞いております。1日も早く市場流通に乗るよう研さんを深められますよう要望いたします。

次の質問に移ります。次に2点目、八千代座を核としたにぎわい創出について、3問質問をいたします。御承知のとおり、八千代座は本市が誇る国指定重要文化財であり、115年にわたり大衆文化を支え続ける歴史的価値・建築的価値ともに全国的に高く評価され、教育委員会の所管の下、文化財としての保護と継承を最優先に管理運営が行われているものです。その取組について、まず敬意を表したいと思います。

同時に、八千代座は山鹿市観光の象徴であり、地域ブランドの核となるべき拠点でもあります。市外・県外からのお客様に本市を選んでいただくためには、この八千代座の魅力を最大限に発信し、より多くの方に実際に足を運んでいただく工夫が不可欠と考えています。

そこで、1回目として、八千代座の施設運営の現状と課題認識を伺います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。西島教育部長。

[西島靖雄 教育部長 登壇]

○西島靖雄 教育部長

御質問にお答えいたします。

まず、八千代座の令和4年度以降3年間の利用状況でございますが、コロナ禍の影響により一時落ち込んでおりました見学や興行の利用は、その後回復し、増加傾向にございます。直近の令和6年度におきましては、見学者数が約4万2000人、興行等のイベントにつきましては延べ86日の開催となっております。

また、令和6年度の経営状況でございますが、収入につきましては、見学料が約2100万円、施設使用料が約950万円、市からの指定管理料が約2000万円、そのほか収入を含め、合計は5200万円弱となっております。

一方、支出につきましては、人件費をはじめとした運営経費の総額が約5200万円で、収支としては僅かにマイナスとなっております。

次に、今後の課題についてでございます。平成の大修理からおよそ25年となることから、建物の維持管理において、中規模修理を計画的に実施しなければならないと考えております。特に、消防ポンプなどの防災設備の老朽化が進んでいるため、安全性の確保と機能維持の観点から、更新を図る必要があると認識しております。

このような状況の下、令和5年度に策定しました八千代座保存活用計画に基づき、文化庁や学識経験者の指導を受けながら、保存と活用を進めていく予定でございます。

また、活用面においては、本年3月に策定しました山鹿市文化芸術推進基本計画において、八千代座を文化芸術活動の場として位置づけるとともに、本年8月に文化庁から認定を受けました山鹿市文化観光推進地域計画に沿って、文化観光の中核施設としての活用を図り、山鹿の宝として次世代への継承に努めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

古川議員。

[12番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

課題認識として、施設面で平成の大修理から25年経過し、保全策及び防災設備の更新が必要とのことでした。仮に、保存活用計画の想定を超える修理が必要となつたとしても、金額の多寡にかかわらず保存が図られるべきと考えます。

ただ、本年8月に認定された山鹿市文化観光推進地域計画の補助対象には、建屋の老朽化なり、維持管理費は含まれないとされています。また、活用面では、文化観光の中核施設として、山鹿の宝を次世代へつなぐとの答弁でした。

このような中に、10月30日、熊日朝刊に、豊前街道北部商店街より、要望書が市長及び教育長に提出されたとの報道について、2回目に八千代座使用開始時期の要望書についての認識と今後の対応を伺います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。西島教育部長。

[西島靖雄 教育部長 登壇]

○西島靖雄 教育部長

御質問にお答えいたします。

本年10月29日に、豊前街道北部商店街会長名で、市長及び教育長宛てに、八千代

座の利用予約開始時期を現行の8か月前から12か月前への見直しについて、市内1,385人を含む計2,227人分の署名を添えて、御要望を受けたところであります。

この御要望につきましては、八千代座周辺の人通りの減少を背景に、八千代座での著名アーティストによる公演を誘致して、にぎわいを創出しやすくするため、より早期の予約開始を求める趣旨であると承知しております。

予約開始時期を早めることは、一般的に興行事業者による計画的な公演には有利に働く一方で、地域団体や市民の皆様の御利用に対するハードルを高める可能性がございます。また、八千代座は山鹿の観光の柱として多くの見学客にお越しいただいていることから、そのバランスを十分に考慮する必要がございます。

こうした課題を踏まえ、まずは直近2年間に八千代座を御利用いただいた市民団体の皆様から御意見を伺い、その後、八千代座審議会に諮り、市の方針を決定してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

古川議員。

[12番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

要望の背景には、真に八千代座を思い、山鹿市のにぎわいを取り戻したい一心から署名を集められたものであり、本市が持つ唯一無二の文化資源である八千代座が、より多くの人に触れていただけるよう、活用の幅を広げる必要に駆られてのことだと考えます。現状では、文化財としての制約や管理体制の関係などの観点から、一部柔軟性に欠け、山鹿市の観光の核である八千代座が潜在力を十分に発揮できないまま、誘客のチャンスを逃している恐れがあります。

また、文化保護は損なわずに観光的活用を強化するためには、豊前街道一帯の整備の在り方も重要であり、教育委員会と建設部、観光部とのさらなる連携強化が不可欠と考えます。

そこで、協議体制等、今後どのように取り組むのかを含め、2問目として、豊前街道のまちなみ再生事業の実績及び誘客効果を伺います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。隈部建設部長。

[隈部光磨 建設部長 登壇]

○隈部光磨 建設部長

御質問の、豊前街道のまちなみ再生事業の実績と誘客効果について、お答えいたします。

本市の中心市街地であります豊前街道沿線には、国指定の重要文化財である八千代座や、登録有形文化財である灯籠民芸館など、歴史的価値の高い資源が集中しております。また、歴史的・文化的価値を持つ貴重な民間建造物も存在するほか、市民や観光客の憩いの場として整備された、さくら湯や湯の端公園などもあり、商業や観光振興に大きく寄与いたしております。

しかしながら、豊前街道沿線においても空き家や空き店舗が見受けられるようになり、沿線の空洞化が進行するとともに、町並み景観の連続性を維持することが難しくなっている状況でございます。

そのため、この課題を受け、本市ではまちなみ再生事業を総合戦略における重要施策の一つとして位置づけ、豊前街道沿線を中心とした市街地の活性化に取り組んでいるところでございます。

主な施策である豊前街道歴史的まちなみ再生事業では、沿道に点在する空き家や空き店舗等を活用して、新規出店を行う方に対し、景観向上を兼ねた建物の外観改修のほか、内装工事、さらには電気や空調、給排水設備などの工事費用の一部を助成しております。この事業は平成30年度に開始され、これまでに計22件の新規出店を支援し、総額約9500万円の補助金を交付いたしました。

近年の実績といたしましては、令和4年度から令和6年度までの過去3年間において、5件の新規出店に対し、計約1460万円の助成を行いました。その効果を追跡調査した結果、市民の利用も含めた入込客数は、令和6年度の1年間で約8万7000人を記録しております。加えて、町並みの統一性を高め、本市が持つ歴史的な景観を維持するため、建物外観の修景工事等に対する助成を行う山鹿市まちなみ整備事業を並行して実施しております。

今後も、これらの事業を着実に継続することで、歴史的町並みを楽しめる観光地として、その価値をさらに高め、豊前街道を軸とした歴史や文化を生かした魅力的なまちづくりを積極的に推進してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

古川議員。

[12番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

事業効果調査により、8万7000人もの誘客につながったとの答弁でした。実施から6年、着実な成果が上がっています。今後とも、町並み景観の連続性が途切れないうよう、多種多様な相談が増えていくと考えます。引き続き、間口を広く取られ、対応をよろしくお願ひいたします。

では、3問目に、八千代座を山鹿市の持続的なにぎわいの拠点とするための観点及び山鹿温泉灯籠まつりなど、市内観光資源との一体的なプロモーションの強化について、市の見解を伺います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問にお答えいたします。

本市の観光資源を一体的にプロモーションするためには、八千代座、豊前街道の町並み、温泉といった各観光名所や山鹿灯籠まつりなどのイベントを相互に連携させ、地域全体の魅力を最大限に引き出すことが重要だと考えております。

具体的には、八千代座では施設見学と山鹿灯籠踊りの鑑賞をセットにした定期公演を年間約90回開催し、そのほか様々な興行・公演、また毎年2月に開催されます和傘と竹明かりをコラボした山鹿灯籠浪漫・百華百彩などを通じて、観光客に山鹿の魅力や新たな体験をさらに提供してまいります。

また、地域おこし協力隊によるSNSやウェブサイトを活用した情報発信に力を入れ、地域外からの観光客をターゲットにした広報活動を強化してまいります。

そして、山鹿市文化観光推進地域計画では、今後、八千代座やさくら湯、灯籠民芸館等を核とした、多言語対応や解説機能の充実、体験プログラムの造成などに取り組み、関係団体と協働して、観光客が滞在中に地域全体を楽しめるような一体感のある仕組みをつくり上げていきます。

八千代座は、本市にとって観光の顔であり、地域の文化的な宝でもあります。そのため、八千代座を中心とした様々な観光資源を一層連携させ、本市全体の観光振興を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

古川議員。

[12番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

答弁から、山鹿には魅力的な観光名所が豊富にあり、最大限に引き出すよう観光資源の認知拡大、そして潜在的な顧客の取組に努めるとありました。

少し余談になりますが、11月19日、会派にて、山鹿市にぎわい創出協議会が主催された山鹿市ピンポイント商圏調査の報告会を受講しました。これは山鹿市に来訪する全ての人の流れをGPSの位置情報等から、AIが推計したデータの報告会で

した。簡単にいえば、来訪者の性別、どの年代の人が何曜日の何時に、どこから来て、来訪前後にどこに立ち寄ったかの場所までも分析でき、昨年9月より、対象12地点の調査がなされ、豊前街道無料駐車場、八千代座、さくら湯、平山温泉など、主要施設の精密な分析結果が提出されていました。一例として、八千代座関連では、無料駐車場の分析から、ふだんは男女半々でシニア層中心ながら、2月21日だけ見れば、女性63%、20代の割合が通年の3倍以上に増えているとの結果から、先ほど部長から答弁がありましたイベント、百華百彩による誘客効果がはっきりと現れていきました。また、講座では、活用法の講座で、印象深かったことがあります。株式会社経風社代表の言葉から、全く私案ながら大学生の落研全国大会、落語の大学生による全国大会を八千代座で開催と述べられ、八千代座が芝居小屋から始まった大衆演劇の聖地において、大学生落語大会、実にすばらしい発想と感銘した次第です。

また、本題に戻りますが、運営については、山鹿市文化観光推進地域計画に沿ってと述べましたが、この地域計画の根拠法である文化観光推進法の目的には、文化の振興を起点に観光を振興し、地域を元気にすることで得られた経済効果を文化の振興に再投資していくという、文化・観光・経済の好循環を創出するものと定められています。背景には、物の消費行動を事消費へと導く狙いがあります。取組の遅れは、商店街の疲弊につながるものと思います。今回の要望が契機となり、温泉保養都市山鹿との相乗効果で、再びにぎわいが取り戻されますよう、部局を横断し、三位一体となったにぎわい創出づくりに向け、八千代座一般開放の拡充や、イベント利用の柔軟化など、これまで以上に前向きな検討をよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、3点目の質問に移ります。健幸都市宣言について、2問伺います。本市は、昨年2月、健幸都市宣言を掲げ、市民一人一人が健康で幸せに暮らせるまちづくりを進めておられます。この宣言をより実効性あるものとするためには、具体的な施策の位置づけや成果指標を明確にし、市民にとって実感できる形で反映させが必要です。担当課では、地域イベントへの参加を通じて、健康の維持に関する様々な取組がなされています。

そこで、1回目として、取組の進捗状況及び今後の展開について伺います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

〔徳丸和孝 福祉部長 登壇〕

○徳丸和孝 福祉部長

御質問の、取組の進捗状況及び今後について、お答えいたします。

健幸都市宣言の基本理念として、心身の健康だけでなく、生涯にわたり健やかで

幸せに暮らすことで、誰もが住みたい、住み続けたいと思える健幸なまち山鹿を目指したまちづくりを推進することとしており、基本方針で掲げた「ひととまちの健幸」については、目標値を設定し、基本施策の体系による約150の関連事業を全庁的に取り組んでいるところでございます。

2033年度までの具体的な目標として、ひとの健幸については、健康寿命の延伸を掲げ、平均寿命の增加分を上回る健康寿命の増加を目指します。また、まちの健幸については、暮らしの満足度を現状の45.8%から60%に上げることを目指すとしております。

担当部署での主な取組としましては、各地域のイベントで健幸ベースを設置し、健康相談に加えて、健幸都市と健康アプリの普及啓発・推進に取り組み、鹿央ふるさと祭り、かほくまつりでは、オムロンヘルスケア等の民間企業の協力もいただきながら展開してきたところでございます。

ちなみに、県内23自治体連携で運用している健康アプリ「もっと健康、げんきアップくまもと」の全体登録者数は10万人を超えており、そのうち約2,500人が本市の登録者でございます。また、今年9月には、民間団体との共催による健幸都市をテーマとした講演会を開催することができました。

今後の取組につきましては、来年3月に県と市の一体的な取組による健康ウォーキングラリーの実施を予定しております。この他にも健康アプリの普及をはじめとする連動したイベントの開催や啓発活動、情報発信などを通して、広く市民の皆様に健幸都市の理念を浸透させていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

古川議員。

[12番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

答弁から、基本施策の体系に150もの事業を全庁的に関連づけることにより、健康寿命等に関するKPI、生活指標や評価指標が明確化され、誰もが思い描く健康で長生きの実現へ近づいていくと期待します。

また、観光課においても、温泉保養都市実現に向けた協議会設置など、健幸都市の機運の高まりを感じています。ただ、私自身、近年、特に老人化が進んでおりまして、自分で驚きと現実の受け止めで迷うことが多くなりました。あわせて、管内では連日、救急車のサイレンを聞く頻度がとても多くなったと危惧しております。

このような中に2問目として、「くまもとメディカルネットワーク」について伺います。ここで参考資料、スライドをお願いします。

画面はくまもとメディカルネットワーク、頭文字からKMNと略しますが、への参加呼びかけのチラシを掲載しています。くまもとメディカルネットワークとは、地域全体で県民の健康をサポートし、安心して生活できることを目指し、県内の医療機関、病院、診療所、歯科、薬局、訪問看護ステーション、介護施設事業所、地域包括支援センターをネットワークで結び、患者の診療、調剤、介護に必要な情報を共有し、医療介護サービスに役立てるシステムです。

市民参加のメリットとして、複数の医療機関で診療の履歴や検査歴等の情報が共有され、重複検査や重複処方、薬のダブりとかによる費用や時間が削減できることにあります。特に災害時や緊急時でもかかりつけ医以外で検査データを参照することが可能であり、ネットワーク上の情報により迅速で適切な治療を受けられるものです。参加するには、市民医療センターなど加入している医療機関、もしくはスマートフォンから短時間で完了というものです。

では、2問目の質問として、市民の参加状況及び市民医療センターでの利用促進について伺います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。入江市民医療センター事務部長。

[入江智紀 市民医療センター事務部長 登壇]

○入江智紀 市民医療センター事務部長

御質問にお答えいたします。

令和元年から本格稼働しましたくまもとメディカルネットワークへの山鹿市民の参加状況としましては、本年10月末時点におきまして、熊本県全体の参加率9.7%に対し、8.9%となっております。また、市民にくまもとメディカルネットワークに参加いただくには、このネットワークを導入している医療機関や介護施設への参加同意書の提出が必要となります。

医療機関におけるくまもとメディカルネットワークの導入につきましては、熊本県医師会において、県民の参加促進と併せて取り組まれておりますが、導入には機材やソフト、通信環境の構築、運用に費用やマンパワーが必要なこともあります。鹿本医療圏域における医療機関の導入数としましては、本年10月末時点で、33機関のうち、本センターを含む9機関、27%となっております。このため、鹿本医療圏域における医療機関のくまもとメディカルネットワークの導入につきましては、病院事業管理者と院長におきまして、鹿本医師会長とタイアップし、各先生方に引き続き働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、本センターにおける、参加促進の取組としましては、予定入院患者に対し、入院説明時に案内を行い、参加を促すほか、救急での入院患者には、容態が安定さ

れた時点で案内などを行っております。さらに、外来患者への案内としましては、これから新たにチラシを作成・配置し、院内での周知と参加同意を積極的に働きかけてまいりますほか、本センターのホームページややまがメイトを活用し、これからも継続的な周知に努めてまいります。

なお、参考としまして、本センターにおけるネットワークを介した医療情報などの送受信回数につきましては、令和元年度の8件から令和4年度は270件、令和6年度においては690件と年々増加しており、今後もさらなる増加が見込まれます。このため、業務の迅速・効率化に向け、医療DXの一環としまして、送受信に係るパソコンなどの定型的な操作を自動化する技術、RPAのテスト導入に取り組んでいるところです。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

古川議員。

[12番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

答弁から、参加登録率は8.9%とありました。しかしながら、市の行政単位では上位に位置すると伺っています。なぜ、KNMへの市民登録を急がねばならないかの背景の1つに、全国的な問題として、救急車の稼働が逼迫している現状があると推測しています。本市においても、高齢化の進展により、救急要請は今後さらに増えることが予測される中、月末の広報、回覧板には、救急車が足りないと「魔王」が訴え、搬送者のうち5割が軽症者だったということに驚きました。今後、高齢者や独居世帯に対して、特に登録支援の取組を強化すべきと考えます。救急搬送時の情報共有を円滑にし、くまもとメディカルネットワークへの登録が救急現場の効率化に大きく寄与する重要施策の一面を持つと考えるものです。

健幸都市宣言を具体的な政策として、市民の暮らしに反映させ、同時に救急車不足への対応とメディカルネットワークの普及を強化することが、市民の安全と医療体制の安定性を確保することにつながります。

終わりに、健幸都市と高い親和性を持つ分野である終活支援を述べます。終活とは、死の準備ではなく、人生の最終段階をより自分らしく生きるための準備の視点から、他自治体で広がる終活支援窓口や死後事務支援、身元保証支援などの導入の必要性をはじめ、みとりの選択肢、葬儀や墓じまいなど、終活に関する市民の不安を軽減する相談体制の整備こそ、市民が求める真の健幸都市宣言の完結となるのではと、日々強く感じております。2040年まであまり猶予がないと考えます。選ばれる山鹿を目指して、移住者・定住者を増やすためにも、大変な作業量とは思いま

すが、部門での協議を加速させていただきますようよろしくお願ひ申し上げ、今回的一般質問を終わります。ありがとうございました。

○有働辰喜 議長

以上で、古川議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩をいたします。再開は15時40分を予定しております。

午後3時32分 休憩

○

午後3時40分 開議

○有働辰喜 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、古家茂臣議員の発言を許します。古家議員。

[5番 古家茂臣 議員 登壇]

○古家茂臣 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号5番の古家でございます。

今日、2日前にあったウィメンズマラソンについて、結構話題になりましたけど、私も参加したかったんですけど、一応男性ですので参加できなくて、ただ駐車場のほうで6時前から3時間ほど、非常に寒い思いをしたんですけど、私は寒いという印象しかなくて、でも早田市長も含めて、多くの皆さんが応援していただいて、盛大にウィメンズマラソンが開催できて、本当におめでとうございます。

今日の私の一般質問は、大きく言えば、2つ質問させていただきます。1つは、市と外郭団体の関わりについてということと、市長が社会福祉協議会の会長を兼任されることの課題ということで、2つでございます。

まず、最初の市と外郭団体との関わりについてでございます。外郭団体という言葉は、法的に特に規定されているものではないです。だから、外郭団体とか、いわゆる第三セクターとかいろんなことがあるんですけども、自治体によっては特別団体という表現をしたり、いろんな表現がございます。本市の場合は、平成17年1月15日付で出された告示、これによって山鹿市外郭団体の運営等の指導に関する指針というものが出ております。その中に定義されておりますが、そこには公益社団法人のシルバー人材センター、それから社会福祉法人の社会福祉協議会、さらには一般財団法人の地域振興公社、この3団体が列挙されております。このシルバー人材センターは、副市長が代表をやられていて、それから振興公社、これも副市長が代表になられています。この社会福祉協議会の会長については、いわゆる社協の理事長ですよね。これは市長がなられております。

この外郭団体というのは、そもそも何なのかというのが非常に分かりづらいので、それを一つはお聞きしたかったのが1点です。それと、この団体に対して、市が人的、財政的にどのような支援をされているのか、これを聞きたい。3点目は、市として、こうした外郭団体の関与の在り方について、見直しはされているのか。以上3点について、お聞きいたします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

まず、外郭団体とは、山鹿市外郭団体の運営等の指導に関する指針第2条において、設立について、市が主体的に関与したものまたは関与しようとするもので、市の出資もしくは補助金の交付による財政的関与または市職員の派遣による人的関与を行っているもしくは行おうとする団体と定義をしております。その対象とする団体は、先ほど議員御案内のとおり、山鹿市シルバー人材センター、山鹿市社会福祉協議会、山鹿市地域振興公社の3者を定めております。これらの団体のいずれに対しても人的な支援は行っておりません。

一方で、令和6年度には、シルバー人材センターへ2308万1000円、山鹿市社会福祉協議会は3602万5000円の補助を行っているところです。それぞれの団体からは実績報告の提出を求め、事業の内容や支出状況を把握し、補助目的どおりに実施されたことの確認を行っております。また、地域振興公社にあっては、議会に経営状況報告を行っているところでございます。

市では、指針に沿って外郭団体へ関与しているところですが、各団体の自主性を尊重することも重要でございます。そのため、関わり方につきましては、今後とも社会情勢や事業内容の変化等に留意して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

古家議員。

[5番 古家茂臣 議員 登壇]

○古家茂臣 議員

今、部長の答弁の中で、外郭団体の定義について、市が主体的に関与したものまたは関与しようとするもので、市の出資もしくは補助金の交付による財政的関与または市職員の派遣による人的関与を行っているもしくは行おうとする団体、分かりませんよね、これでは。非常に抽象的な表現になっていますので、恐らく、非常に

乱暴な言い方をすれば、民間だけど、全面的に行政に保障をされている団体、こんなことはもちろん行政として言えませんから、それは本音の部分ですけど、もう少し、例えば財団法人に支援金が2分の1以上出ているとか、株式会社であれば、それもまた2分の1を出資しているとか、何らかの具体的な数値があって、もちろんこういう決め事は、その他市長が必要と認めるものとか、何かそういうものがないと、非常にいわゆる外郭団体の定義づけが分かりづらいかなと思いますので、その辺のほかの小栗郷とかの関係も含めて、整理をされたほうがいいのではないか。

それから、この3団体の管轄する課、これがシルバー人材センターについては長寿支援課、それから社会福祉協議会については福祉課、それから振興公社、これについては政策調整課と部・局それぞればらばらなんですね。ですから、なかなかこれを全体をいろいろこれから見直しをしようとするときに、結果的には政策調整課が中心になるんでしょうけれども、前回のこの議会で言いましたけれども、前は総合戦略課みたいなのがありましたから、そういうところが部局をまたがってすればよかったですけど、それができない。またその部局を復活することは難しいでしょから、ただいま申しましたように、各部・課がばらばらですので、もう一度、市とこの外郭団体との関係を見直すためには、課をまたがって調整できる課、もしくはその調整を早田市長を中心にしていただければと思います。

次の質問に移ります。次は、市長が社会福祉協議会の会長を兼務することの課題ということについて、お尋ねいたします。前中嶋市政の下では、社会福祉協議会の会長は民間の方で、市長は会長を兼務されていませんでした。市長が会長を兼務すると、民法108条の、いわゆる双方代理に抵触する可能性があるというのは、行政の人間はみんな知っていると思うんですけども、この108条第1項には、同一の法律行為について、当事者双方の代理としてした行為は、代理権を有さない行為とみなす。つまり、同じ人、法人が、双方の当事者になってしまった行為は、無権代理として無効であるというものですけれども、この民法の双方代理の規定は、行政にも類推適用されるということは、平成16年の7月13日の最高裁判決で確定しております。本市の場合も、市長が市及び外郭団体を代表して契約する場合が、この双方代理に抵触し、売買契約など、法律行為は無権代理として無効であるということなんですが、実際は行政の中でこれを避けるために、2つの団体の長のいずれかをナンバーツーにすることによって、双方代理にならないようにしております。ただ、本市の場合は、5年前から市長が社会福祉協議会の会長を兼務することになっておりますので、この双方代理の規定に対して、どのように処理されているか、市の見解をお尋ねします。これが1つ目の質問です。

それから、先に話しましたとおり、市のほかの外郭団体については、市長はトッ

普になっていらっしゃらないんですけれども、今回、社会福祉協議会に限って、早田市長がこの会長といいますか、理事長、トップになられています。県内では、県、熊本市、ともに首長は社会福祉協議会の会長は兼任されておりません。中嶋市長時代も、先ほど申しましたとおり、社会福祉協議会の会長は民間の方が務めておられました。中嶋市長、その前の河村市長時代に、社会福祉協議会の自立・独立性確保のために、市長の兼任をやめ、民間の会長になっています。今回、この方針を変えて、早田市長が社会福祉協議会の会長に就任されておりますが、この市長の会長兼務になった理由を教えてください。これが2つ目の質問です。

それから、3つ目の質問は、先ほど部長の答弁で、市では各外郭団体の自主性を尊重することが重要だと言われました。でも、市長が社会福祉協議会のトップを兼ねるということは、この考え方逆行するのではないかでしょうか。市と社会福祉協議会のトップがどちらも市長では、社会福祉協議会の独立性が確保できるのか、ちょっと疑問に思うものですから、以上3点についてお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問の、市長が社会福祉協議会の長になることの課題について、お答えいたします。

まず、1点目の山鹿市社会福祉協議会との契約等につきましては、社会福祉法人は社会福祉法第45条の17の規定により、長以外の者による代表権の行使が認められていないことから、本市が地方自治法第153条第1項の規定に基づき、副市長が臨時に代理することによって事務を処理しております。

次に、2点目の市長が山鹿市社会福祉協議会の会長を兼任することとなった理由につきましては、社会福祉協議会が地域住民、福祉関係者などが参加する営利を目的としない民間の組織で、地域福祉を推進する中心的な役割を担っており、今後の地域共生社会の実現に向けて非常に重要な団体であること、加えて本市の約70%を超える世帯の方が山鹿市社会福祉協議会の会員となっており、その声を運営に的確に反映することが望まれること、また県内14市において、市長が会長を務めている社会福祉協議会が7割程度あることなどに鑑み、社会福祉法第109条第5項の規定に基づき、市長と福祉部長を役員候補として推薦し、その後、理事会において選任されたものと認識しております。

3点目、会長兼務の場合、独立性の確保ができるのかという御指摘につきましては、社会福祉協議会は、社会福祉法人として社会福祉法に基づき、法人運営に係る

重要事項を審議する評議員会と業務執行の決定、理事長等の職務の監視を担う理事会、理事の職務執行の監査を行う監事により運営されているため、独立した事業主体として、団体自らの責任で事業が遂行される体制は確保されているものと考えておりますが、現在、福祉施設再編について検討を進める中で、山鹿市社会福祉協議会の位置づけの明確化及び行政の関与の在り方についても整理・検討を進めておりますので、持続可能な経営主体としての独立性確保につきましても、この整理・検討の中で考えてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

古家議員。

[5番 古家茂臣 議員 登壇]

○古家茂臣 議員

1点目の質問、双方代理に関する見解については了解いたしました。それぐらい社会福祉法の中でこの理事長の権限というのは強いということで、通常は相手の団体のほうがナンバーツーなんですけど、そこは変えられないので、こちらの市のほうがナンバーツーといいますか、副市長のほうで契約をする。法律上は全然問題ないです。

2点目の理由の御答弁で、市長が社協の会長をする理由として、社協が地域福祉の核として非常に重要な団体だということは、私もよく納得しますし、認識しております。ただ、この中で本市の約70%の世帯が社会福祉協議会の会員になっているというお話があったんですけども、恐らくこの議員の皆さん、それから執行部の皆さん、傍聴席の皆さんで、果たして何割の方が、自分はこの社会福祉協議会の会員だという認識があられるのか。昨日、たまたま山鹿市内の建設会社、山鹿で一番大きいところだと思うんですけど、その社長さんと話している中で、お宅は社会福祉協議会の会員ですかと言ったら、親が亡くなったときに香典の一部を払ったから、それで会員になったですかねぐらいの話でした。だから、一般の市民の皆さん方、私たちも含めて、決して社協が悪いと言っているわけじゃなくて、会員としての認識が本当はあまりないんじゃないかな。ですから、この70%という数字が間違っているわけではないんですけども、実はこれは裏がありまして、山鹿市の郊外の地域では区長さんが1軒1軒回って、実はこれが社会福祉協議会の会員の会費です。それと、皆さん、赤い羽根をされていますけど、赤い羽根のお金ですと、合わせて1,500円ですとかいう形で、皆さん徴収されているんですけど、ところがこの街部では、なかなかそこまで回れないですね。ですから、町内会で一括して、お宅は3万円とか、こちらは5万円とかいう感じでされていますので、あまり自分

が会員だという意識がないんです。その会費を会長がといいますか、区長さんが納めると、社会福祉協議会から会員証が来ます。実はこれなんですね。この黄色のシールなんんですけど、これが1枚、ぱっと送ってきて、これには領収証と書いてあります。だけど、金額は書いてないです。当たり前ですね。お金を払っている人がみんなばらばらだったら領収証は書けませんから、だからそういう非常に不確定なところで、今日の質問趣旨から外れますから、このことはもうあまり深堀りしませんけど、だからこの問題は非常に根深いものがあるということで、言いたかったのは、70%の世帯の方が会員という理由づけをされましたけど、これは非常にあやふやな数字なのかもしれません。そのことはちょっと省きます。

それから、ただ市長が社会福祉協議会の会長になられて、要は今みたいなことが起こるのは、社会福祉協議会のことが市民の皆さんにちゃんと共感を得られるようなPRが十分できていないのかもしれませんですね。だから、私は別に社協を否定しているわけじゃなくて、これから市民の皆さんにちゃんと共感を得てもらえるような社会福祉協議会になるために、市長に、お忙しいとは思いますけど、ぜひその名前だけの社協の会長ではなくて、本当に身を入れて社会福祉協議会の支援をしていただきたいと思います。

3つ目の社会福祉協議会の独自性の確保については、今の話とちょっと重複しますけれども、答弁にありましたように、独立した事業主体として団体自らの責任で事業が確保できるように、行政の介入の在り方も整理・検討していただいて、早い段階でもう市長が会長を兼任しなくともいい環境をつくっていただければいいのかなと思います。今申しましたとおり、重ねて申しますけど、お忙しい市長だと思いますけど、この理事会のほうにも積極的に参加していただいて、この社会福祉協議会が市民の皆さんから本当に親しみのある会になるように御支援をお願いしたいと思います。

以上で、私の今回の質問を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、古家議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、小林文江議員の発言を許します。小林議員。

[4番 小林文江 議員 登壇]

○小林文江 議員

皆様、こんにちは。

議席番号4番、小林文江でございます。

まずは、数名の議員の方がおっしゃいましたが、一昨日開催されました第1回山鹿灯籠ウィメンズマラソンにおきましては、1,000人を超す女性ランナーがこの山

鹿市に集まり、快晴の中、盛大に開催されましたことを心よりお喜び申し上げます。今回の大会は、今後の本市にとって活性化の起爆剤となり得るようなすばらしい大会ではなかったかと思います。私も高松議員、工藤議員と3人でエントリーさせていただきました。学生以来、走ったことのないマラソン挑戦で、10キロメートル走れるか、出発直前まで不安でしたが、沿道で手をたたき、頑張れと励ましをいただいた市民の皆様の温かい声援で、無事に完走することができました。本当にありがとうございました。

また、大会関係者の皆様には、事前準備から大会当日は早朝より、運営、警備、準備と、きめ細やかなおもてなしをいただきましたことを心から感謝申し上げます。私にとっては、今回のマラソンは記録よりも記憶に残るかけがえのない経験となりました。御尽力賜りました全ての皆様に心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

すみませんが、今日はちょっと歩行と起立と着席がおぼつかませんが、御容赦いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

本日は、発言通告に従いまして、中学校の共通標準服導入について、農業と福祉をつなぐ農福連携について、2点の質問をさせていただきます。一問一答にてよろしくお願ひいたします。

まず、共通標準服の導入について伺います。令和9年度から山鹿市の中学校部活動は地域移行となります。子供たちの生活環境が大きく変わるこの節目に合わせて、制服について共通標準服へ切り替えることを検討されていらっしゃいますでしょうか。制服は一度決めれば、長年にわたり子供たちに影響を与えます。だからこそ、よりよいものではなく、子供たちにとって最適な制服を導入することが重要です。私は、生徒や保護者の声を反映し、快適さ、多様性への配慮、保護者の負担軽減、そして地域の特色を反映した制服こそが、子供たちに健やかな成長を与える基盤となり、望ましいと考えます。

まず、現在、協議会が立ち上がっていると聞きましたが、制服と共通標準服の違いとともに、共通標準服の導入について、どのような協議が進められているのかを伺います。よろしくお願ひいたします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。北本教育部首席教育審議員。

[北本憲仁 教育部首席教育審議員 登壇]

○北本憲仁 教育部首席教育審議員

御質問にお答えいたします。

本市では、山鹿市校長会が中心となって、山鹿市内中学校における共通標準服導

入の検討を進めております。

まず、制服と標準服の違いについてですが、制服は生徒が必ず着用するべきものであることに対して、標準服は制服に代えて着用してよいものという捉え方です。

現在、令和9年度を目標に、山鹿市内中学校における共通標準服を導入し、現状の各中学校の制服と併せて着用ができる体制を整えているところです。

この共通標準服の導入の詳細は、山鹿市中学校標準服検討委員会で協議をした上で決定することとなっており、山鹿市教育委員会は、委員として意見を述べたり、会議の連絡調整を行ったりしています。

その標準服検討委員会は、中学校の校長代表2名と小学校の校長代表1名、市PTA連絡協議会の代表1名、副代表1名、そして市教育委員会の関係者2名の計7名が委員となり、中学校長2名のうち1名が委員長を務めて、令和6年度から協議を重ねています。

これまでの7回の協議では、中学生と保護者へのアンケート内容の作成、アンケート結果や他市の状況を基にした標準服の方向性、具体的な標準服の仕様や価格等について検討してきました。

今後、制服メーカー等と仕様や価格等の詳細を検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

小林議員。

[4番 小林文江 議員 登壇]

○小林文江 議員

次に、共通標準服デザインの方向性について伺います。現在の制服、すなわちセーラー服や詰め襟には、防寒性や通気性、着替えやすさといった面で課題があると指摘されています。まず、性的マイノリティへの配慮を含め、多様性に対応できる男女共通のデザインを検討していただきたいと考えます。

例えば、プレザーブ型を基本とし、ボトムスについてはスカート、スラックスなどを自由に選択できる仕組みを導入することで、子供たちが自分らしく過ごせる環境を整えることができます。自由度や機能性、多様性を重視し、性別や体型にとらわれない設計を尊重した共通標準服の在り方について、検討されているのかを伺います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。北本教育部首席教育審議員。

[北本憲仁 教育部首席教育審議員 登壇]

○北本憲仁 教育部首席教育審議員

御質問にお答えいたします。

まず、デザインは、男女共通のブレザー型を基本とし、ボタンについても、左右どちらでも留められるような仕様で進めております。また、スカート、スラックスを自由に選択できるようにして、多様性への対応ができるようにしております。

機能については、伸縮性がある生地を基本に検討を進め、生徒個々の体形に対応して快適に過ごせるものを考えております。

また、細やかな部分では、洗濯しても色落ちしにくい素材や、安全性につながる反射材等を袖口に盛り込んであるもの等を検討しております。

今後、制服メーカー等と詳細を確認しながら、自由度や機能性、多様性を重視し、性別や体型にとらわれない設計を尊重した共通標準服について、さらなる検討を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

小林議員。

[4番 小林文江 議員 登壇]

○小林文江 議員

では、共通標準服に係る経済的負担の軽減について伺います。保護者にとって、制服購入は大きな負担となる場合があります。共通標準服にすることで、価格を抑えられる見込みがあるのではないかでしょうか。また、共通標準服の再利用、いわゆるリユースを推進することで、保護者の負担を軽減できます。卒業や進級に伴う譲渡、あるいは転校時に継続して着用できるような仕組みを整えることで、保護者の負担を軽減し、持続可能な取組にもつながります。

こうした仕組みを教育委員会として、どのように推進していかれるのか、また、その方向性をお示しいただきたいと思います。共通標準服の導入によって、価格の抑制につながる見込みがあるのかも伺います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。北本教育部首席教育審議員。

[北本憲仁 教育部首席教育審議員 登壇]

○北本憲仁 教育部首席教育審議員

御質問にお答えいたします。

現在検討を進めている共通標準服について、数社の制服メーカーからの情報を比較してみましたが、これまでの制服の価格と大きな差はない状況です。ただし、上着はブレザー型で、ボタンを左右どちらでも付けられる機能があるため、男女に関わらずリユースができることを確認しております。そのため、卒業や進級に伴う譲

渡や、山鹿市内での転校時に継続して着用できるようになることで、保護者負担の軽減につながると考えられます。

今後、正式に制服メーカーが決まり次第、詳細の仕様や価格について、保護者の負担軽減につなげる視点を持って確認、交渉をしてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

小林議員。

[4番 小林文江 議員 登壇]

○小林文江 議員

最後に、導入の進め方について伺います。共通標準服の導入に当たっては、強制ではなく任意とし、導入当初は従来の制服は排除せず、併用期間が必要なのではないかと思います。まずは、子供や保護者が安心して選択できる環境を整えることが大切です。そのためにも、併用期間を設け、従来の制服と新しい共通標準服が混在する期間への対応や、保護者、生徒、地域の方々に丁寧な説明を行うことが必要ではないかと考えます。

また、大手アパレル企業の既存制服ではなく、制服メーカーから地元販売店への公正な取引と、販売店の選定や価格設定の透明性を求めることも忘れてはなりません。保護者が安心して購入できる体制を築いていただくこと、こうした取組は地域経済の活性化、貢献にもつながり、子供たちの未来を支える持続可能な仕組みにもなると考えます。導入の過程において、具体的にどのように進められるのかを伺います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。北本教育部首席教育審議員。

[北本憲仁 教育部首席教育審議員 登壇]

○北本憲仁 教育部首席教育審議員

御質問にお答えいたします。

導入を検討しているのは共通標準服であるため、購入については任意となります。また、従来の制服と新しい共通標準服が混在する併用期間は設けますが、今のところ、いつまでといった期間の設定は考えておりません。さらに、このことを含めて、標準服導入の前に見本を展示したり、周知チラシを配布したりして、保護者や生徒、学校運営協議会等への丁寧な説明を行う予定です。

現在、様々な制服メーカーから情報を受けて、機能性や品質がよりよいものを共通標準服の対象として検討を進めています。今後、制服メーカーから地元販売店への公正な取引と、販売店の選定や価格設定についても、適切に透明性を求めてま

いります。

これらのことにより、生徒が快適に制服や共通標準服を着用できるようにするとともに、保護者が安心して購入できる体制を整えてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

小林議員。

[4番 小林文江 議員 登壇]

○小林文江 議員

今回の共通標準服の導入に関して、目的やデザインの方向性、経済的負担の軽減、導入の進め方、公正な取引と透明性について申し上げました。共通標準服は、子供たちの日常に深く関わるものであり、快適さや多様性の配慮、保護者の安心、地域の特色を大切にしながら、最適な共通標準服を整えることが重要です。教育委員会におかれましては、子供たちや保護者の声に丁寧に耳を傾け、地域とともに歩む形で共通標準服の導入を進めていただきますようお願い申し上げます。

次に、2点目の質問です。市長は、本議会冒頭挨拶に、第3次総合計画基本構想、ずっと住みたい健幸都市やまがの実現に向けて、5つの視点に対し、まちづくりのコンセプトを設定し、各施策を進めていきますとおっしゃいました。その中の2番目、地域資源を生かし、仕事を生み出し、にぎわいを創出するまち、豊かな地域資源を最大限に生かし、新たな仕事と活気に満ちたにぎわいを創出することで、持続可能な地域社会の実現を目指します。また、商工業、農林畜産業、雇用、観光の各分野が連携し、相互に好循環を生み出す施策を強力に推進していきますとあります。まさに、これからお尋ねする農福連携につながるのではないかと思い、山鹿の将来をしっかりとお考えであることにうれしく感じました。

まず、農福連携とは、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じ、農業経営の発展とともに障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画の実現をする取組のことです。さらに、障害者のみならず、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある人などの就労、社会参画支援、非行・犯罪をした人などの立ち直り支援にも対象が広がっており、農業はもちろんのこと、林業や畜産業、水産業にも広がっています。

政府は、農福連携の一層の推進を図るため、農福連携等推進会議を設置し、その会議の結果を踏まえ、令和元年6月に取組の方向性を示した農福連携等推進ビジョンを取りまとめました。そして、同ビジョンの策定から5年が経過した昨年の令和6年6月に、農福連携の取組をより一層進化させていくために、農福連携等推進ビジョン2024改訂版が決定されました。また、同年6月には改正食料・農業・農村基

本法が成立し、新たに同法第46条に農福連携が位置づけられ、地域の農業振興を図るため、障害者などが農業活動を行うための環境整備を進め、地域農業の振興を図る旨が盛り込まれました。

現在、山鹿市内でも、徐々にですが、農福連携を取り入れている施設が増えていきます。私が知る範囲ですが、JA鹿本、菊鹿選果場では、県、JA、熊本県農福連携協議会によるマッチングの取組で、近くの就労支援施設に9月から10月上旬は、栗の収穫や選果作業、3月、4月はタケノコの選果作業を依頼されています。また、鹿央町の就労継続支援B型事業所、福祉と農業の会では、グループホームに入居されている利用者さんが、米、ニンニク、山芋、大根、白菜などを自家栽培され、収穫された作物は市場は直売所などで販売されています。支援員さんにも障害をお持ちの方がいらっしゃって、互いに支え合って作業をされ、生計を立てているとのことです。また、鹿本町の畜産業を営んでいらっしゃる事業者さんは、生きづらさを抱えている人、支援学校高等部を卒業された人たちなど、若い人たちを雇って社会性の向上と自立支援を養うための取組を積極的に行っていらっしゃいます。

こうした取組をされている事業者がある中で、本市における農福連携の現状把握について伺います。農林水産省の農福連携推進ビジョン2024改訂版では、農福連携等が目指す社会として、障害者や高齢者、ひきこもり、生活困窮者、非行・犯罪からの立ち直りを目指す人など、社会的に支援が必要な人々が、農業を通じて自信や生きがいを持ち、社会参画の実現をすることを掲げています。本市として、農福連携の取組状況をどの程度把握していらっしゃるのか、市内において既に農家と福祉事業者が連携している事例はあるのか。ある場合、その件数や規模、作業内容などを具体的に教えていただきたい。また、県や国のモデル事業への参加実績があるのかを伺います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

〔鶴川浩一郎 農林部長 登壇〕

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問にお答えいたします。

農福連携の取組状況につきましては、農福連携総合窓口である熊本県のデータによりますと、令和6年度における本市の実績は9件、内訳としましては、集出荷場が3件、農業法人が5件、個人事業主が1件でございます。

また、作業の内容につきましては、出荷物の選果・袋詰め作業やサツマイモの苗の収穫作業、ニラや白菜などの定植作業、ハウスの撤去作業などでございます。人数は1件につき3名程度、期間は1日から9か月と様々ですが、作業時間は基本的

には半日程度となっております。なお、国・県のモデル事業については、本市の実績はございません。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

小林議員。

[4番 小林文江 議員 登壇]

○小林文江 議員

次に、基幹産業の課題と農福連携の今後の方針について伺います。農業者にとっては労働力確保策として、障害者などにとっては福祉施策として位置づけられる農福連携は、まさに両輪であり、双方にとってワイン・ワインの関係を築くことが可能であると考えます。特に本市の基幹産業である農業、林業、畜産業においては、高齢化、担い手不足、人口減少が深刻な課題となっています。特に米、栗などは、作りたいけれども、草刈りなどの手入れが大変だから減らしていくとの声を耳にしました。

そこで、お尋ねいたします。本市として、農福連携を効果的に推進するために、どのように構築していくお考えでしょうか。市の見解を伺います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問にお答えいたします。

本市の基幹産業である農業につきましては、農業従事者の高齢化等により、生産現場における労働力不足が深刻化しており、水稻や麦、大豆などの土地利用型農業のほか、スイカやミカン、栗などの産地の維持が困難となっており、地域農業の継続には、労働力の確保が喫緊の課題でございます。

そのため、農業振興と福祉の両面で効果が期待される農福連携を労働力確保の新たな選択肢と捉え、農業の労働力を補完する仕組みとして位置づけていく必要があると考えております。

今後、関係機関が一体的となった支援体制を構築していくよう研究してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

小林議員。

[4番 小林文江 議員 登壇]

○小林文江 議員

次に、農福連携推進のための具体的支援策について伺います。国のビジョンでは、課題として、知られていない、踏み出しにくい、広がっていかないが上げられ、これに対してマッチングの仕組み構築、働きやすい環境整備、専門人材育成、国民的運動の展開などが示されています。

本市として、農家と福祉事業所、支援団体を結びつける仕組みや研修、補助制度、広報活動など、具体的支援策の状況を教えてください。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問にお答えいたします。

農福連携の現状といたしましては、一定の実績はございますが、まだ十分に広がっているとは言い難い状況であると認識しております。

また、農業者においては、受入れに向けた作業内容の整理や安全管理への不安があり、福祉事業所においても農作業の経験やノウハウが不足していることなど、双方に課題が存在しております。

そのため、まずは本制度について広く知っていただくことが重要であると考えております。具体的には、やまがメイトや市のホームページを活用するほか、各種農業団体の研修会などで農福連携の導入についての啓発活動を行い、さらに需要調査を通じて、受入可能な農家を掘り起こすとともに、熊本県の農福連携総合窓口と連携し、マッチング支援を行っていくことで、農福連携の一層の拡大を図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

小林議員。

[4番 小林文江 議員 登壇]

○小林文江 議員

最期に、今後の方針とビジョンについて伺います。農福連携を通じて、地域農業の持続可能性と福祉の充実、社会的包摂を両立させるため、市として今後どのような成果を重視されていますでしょうか。農業の担い手の確保、障害者やひきこもりの社会参加、非行・犯罪者の立ち直り支援、地域コミュニティの活性化など、複数の成果が想定されていますが、中長期的に農福連携を市の基幹産業政策の柱として位置づける考えがあられるかを伺います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、農福連携につきましては、農業と福祉が連携し、地域社会の課題解決に向けた取組であり、農業従事者の高齢化や後継者不足に対応すると同時に、福祉の分野における支援が必要な方々の社会参加の機会を提供することを目的としております。

その上で、地域農業の持続可能性を高めるには、まず農業に従事する方々の労働力の確保が不可欠でございますが、農福連携により、障害者の方々が農作業に参加することで、労働力の確保に貢献することができ、地域農業においても安定した経営が図られるものと考えております。

農業と福祉は相互に支え合い、地域社会全体の活性化に貢献する重要な分野でございます。市としましては、農業における労働力不足の解消と福祉の充実に向け、関係機関と連携しながら、農福連携の取組について研究してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

小林議員。

[4番 小林文江 議員 登壇]

○小林文江 議員

冒頭でも申し上げましたように、本議会初日の市長挨拶の中に、第3次総合計画基本構想まちづくりのコンセプト、5つの視点の将来ビジョンが打ち出されました。市長、ぜひとも地域資源を生かし、仕事を生み出し、にぎわいを創出するまちの各分野の連携に、福祉の分野も入れていただき、農福連携も相互に好循環を生み出す施策として強力に推進してください。それが、ひいては障害者1,000人雇用の第一歩となり、また福祉部と山鹿地区保護司会が策定に向けて活動している犯罪や非行をした人が、社会に戻った後に再び罪を犯さないように支援・指導する取組の再犯防止推進計画の確立、まさに重層的支援体制の構築にもつながります。

今後、農福連携が農業の課題、福祉の課題の解決の糸口となるよう、関係所管が音頭を取っていただき、官民一体となって推進していかれますことを強くお願いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○有働辰喜 議長

以上で、小林議員の質疑・一般質問は終了いたしました。



散 会

○有働辰喜 議長

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

午後 4 時32分 散会

~~~~~

12月3日(水曜日)

# 令和7年（第5回）山鹿市議会12月定例会会議録

## 議 事 日 程（第3号）

令和7年12月3日（水曜日）午前10時開議

第1 質疑・一般質問

第2 委員会付託

### 発言通告

1. 松見真一

一般質問

- (1) マイナ保険証について
- (2) リチウム電池等の回収及び火災予防対策について
- (3) 国道325号の道路改良事業について

2. 原芳郎

一般質問

- (1) 教育環境について
- (2) 山鹿市の活性化について
- (3) 農業施策について
- (4) ふるさと納税について

3. 金光一誠

一般質問

- (1) 地域計画（人・農地プラン）について
- (2) 廃校の利活用について
- (3) 第3次総合計画（基本構想）について

4. 山下誠治

一般質問

- (1) 重点支援地方交付金について
- (2) 小中学生の通学について

5. 永田壯拡

一般質問

- (1) ふるさと応援寄附金の活用について
- (2) 山鹿灯籠まつり千人灯籠踊り手の確保について
- (3) 職員不祥事への市の対応の適切性について

6. 勢田昭一

一般質問

- (1) 職員が働きやすい職場環境について（まもる視点）
- (2) 「酒どころ」で交流人口の増加について（創り出す視点）
- (3) 日本一の学園都市「やまが」について（つなぐ視点）

7. 永田紘二

一般質問

- (1) 山鹿市の人権教育について
- (2) 山鹿市民医療センターの経営について



本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



出席議員（20名）

|     |         |
|-----|---------|
| 1 番 | 工 藤 彩友美 |
| 2 番 | 北 原 和 智 |
| 3 番 | 高 松 佳 美 |
| 4 番 | 小 林 文 江 |
| 5 番 | 古 家 茂 臣 |
| 6 番 | 永 田 壮 拓 |
| 7 番 | 原 芳 郎   |
| 8 番 | 隈 部 賢 治 |
| 9 番 | 高 橋 龍 一 |
| 10番 | 豊 田 新二郎 |
| 11番 | 山 下 誠 治 |
| 12番 | 古 川 和 博 |
| 13番 | 金 光 一 誠 |
| 14番 | 松 見 真 一 |
| 15番 | 小 川 榮 二 |
| 16番 | 芋 生 よしや |
| 17番 | 勢 田 昭 一 |
| 18番 | 有 働 辰 喜 |
| 19番 | 服 部 香 代 |
| 20番 | 永 田 紘 二 |

説明のため出席した者

|                |       |
|----------------|-------|
| 市長             | 早田順一  |
| 副市長            | 阿蘇品貴司 |
| 教育長            | 堀田浩一郎 |
| 総務部長           | 吉岡隆   |
| 市民部長           | 小山天   |
| 福祉部長           | 徳丸和孝  |
| 農林部長           | 鶴川浩一郎 |
| 商工観光部長         | 新堀竜一郎 |
| 建設部長           | 隈部光磨  |
| 教育部長           | 西島靖雄  |
| 市民医療センター事務部長   | 入江智紀  |
| 消防本部消防長        | 黒田武徳  |
| 市民部政策審議員       | 園田和雄  |
| 福祉部政策審議員       | 原幸徳   |
| 建設部政策審議員       | 地下良広  |
| 教育部首席教育審議員     | 北本憲仁  |
| 政策調整課長         | 富田和成  |
| 総務課長           | 甲木秀章  |
| 健康増進課長         | 松林敏治  |
| 国保年金課長         | 川上高博  |
| 農業振興課長         | 佐伯勝徳  |
| 商工政策課長         | 大塚昭夫  |
| 観光課長           | 長迫貴廣  |
| 建設課長           | 渕上邦広  |
| 生涯学習・スポーツ課長    | 三森一幸  |
| 市民医療センター経営企画室長 | 多久雄二  |

事務局職員出席者

|           |       |
|-----------|-------|
| 議会事務局長    | 森田英美  |
| 議会事務局局長補佐 | 服部隆文  |
| 書記        | 一法師由臣 |

午前10時00分 開議

○有働辰喜 議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1 質疑・一般質問

○有働辰喜 議長

日程第1、昨日に引き続き、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりまますので、順次発言を許します。松見真一議員。

[14番 松見真一 議員 登壇]

○松見真一 議員

おはようございます。

議席番号14番、清風やまが、松見真一です。

本年1月には、市議会議員選挙で走り回った記憶がありますが、あっという間に師走の声を聞く季節になりました。1年の早さを感じております。

昨日は、7人の議員の皆さんがあんまり一般質問を行われました。本日も7人の一般質問を予定されております。

私は、今回、地元の皆さんと話す中で、気になった点を含め、3点の質問を行います。1点目、マイナ保険証について、2点目、リチウムイオン電池等の回収及び火災予防対策について、3点目、国道325号線の道路改良工事について聞いてまいります。

最近、新聞・テレビ等の報道において、保険証がマイナ保険証に変わります。従来型の保険証が順次終了していることが取り上げられています。特に大企業の社員、家族が加入する健康保険組合、中小企業向けの協会けんぽ、公務員が加入する共済組合については、加入者約7800万人の保険証の有効期限が、本年12月1日に終了しましたと報じられています。

一方、国民健康保険、自営業者らが加入しております2300万人ぐらい、後期高齢者医療制度、75歳以上が約2000万人の従来型の保険証は、本年7月31日に終了しております。既にマイナ保険証が基本となっている状況です。しかし、その仕組みや手続が分かりにくいとの声が、特に高齢者から多く寄せられております。どのような手続が必要なのか、どこに相談すればよいのか分からぬという不安が顕在化しています。これまで、山鹿市として様々な方法でマイナ保険証に関する周知を行ってこられたものと承知していますが、今回は全ての保険証が切り替わる大きな節目となっております。

そこで、1点目、マイナンバーカードの保有率と令和7年12月1日から健康保険証が廃止されたことに伴う未切替者への対応についてお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問にお答えいたします。

本市における、マイナンバーカードの保有率は、令和7年10月時点で78.1%となっております。マイナンバーカードを健康保険証として使うためには、利用登録が必要であり、この登録された状態をマイナ保険証といいます。マイナ保険証の山鹿市の登録率につきましては、今年9月時点における国民健康保険で67.6%、7月時点における後期高齢者医療保険で65.3%となっております。全国協会けんぽや共済組合などの被用者保険の登録率につきましては、本市において把握することはできません。

次に、マイナ保険証の登録方法につきましては、医療機関等に設置の顔認証付きカードリーダーを利用する方法や、スマートフォンや本市庁舎内1階に設置しておりますパソコンからマイナポータルにログインして登録する方法などがございます。なお、登録方法等で御不明な場合は、職員がサポートを行っております。

また、国民健康保険被保険者で、マイナ保険証を保有していない方につきましては、今年8月の更新時期に資格確認書の交付を行い、マイナ保険証を保有している方につきましては、資格情報のお知らせの通知を送付しております。なお、後期高齢者医療制度の被保険者につきましては、マイナ保険証を保有している、していないに限らず、全ての被保険者に対し、資格確認書の交付を行っております。

全国協会けんぽや共済組合などの被用者保険に加入で、マイナ保険証を保有していない方につきましては、原則、今年12月1日までに各保険者から資格確認書の交付が行われているものと承知しております。

国民健康保険や後期高齢者医療保険のマイナ保険証などに関連する情報の周知等につきましては、令和6年10月、令和7年の7月に、広報やまがや山鹿市ホームページ等への掲載を行っており、これからも必要に応じて、市民への周知・啓発を図っていきたいと考えているところです。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

松見議員。

[14番 松見真一 議員 登壇]

## ○松見真一 議員

市の御答弁をいただき、制度としての現在の対応状況は確認できました。

しかしながら、高齢者を中心に自分の保険証は今後どうなるのか、どの手続を行えばよいのか、相談先が分からぬといった声が、依然として多く寄せられております。市としての窓口は、国民健康保険や後期高齢者医療保険が主な業務だとは十分理解しておりますが、企業の会社員、公務員、その他御家族7800万人が加盟する保険証の方々も、山鹿市民であります。特にマイナ保険証の登録方法や資格確認書の扱いは、市が思う以上に市民にとって複雑で分かりにくい部分があります。広報を読んでも、理解が難しいという声も少なくありません。

制度の切替えが全国一律で進む中で、市民の不安を最小限にするためには、これまで以上に分かりやすく、寄り添う姿勢の情報提供と相談支援が不可欠であると考えます。つきましては、相談窓口での個別サポートの強化、医療機関、地域包括センター、民生委員との連携を生かした周知、広報媒体における図解や事例紹介など、より理解しやすい説明、手続が難しい高齢者への伴走支援の検討など、より市民の実情に寄り添った丁重な対応を改めてお願ひいたします。

マイナ保険証の普及は國の方針で進むのですが、市民が困らないようにすることは、市の重要な役割です。どうか市民一人一人が不利益なく安心して医療を受けられるよう、引き続ききめ細かな対応を強くお願いして、次の質問に移ります。

最近、大分県佐賀県で大火災が発生し、11日でようやく鎮火いたしました。180棟が焼失し、多くの方々が住まいを失われました。また、中国香港では、改修中のマンション火災が発生し、少なくとも156人近くが亡くなり、30人近くの方が行方不明との報道です。火災は多くの人命や財産を瞬く間に奪っていきます。この季節になると、他人事ではないと思います。

今回は、大規模火災についてではありませんが、最近全国的に多発する廃棄物処理施設やごみ収集運搬車両のリチウム電池や携帯ガスボンベを誤って通常のごみと混載し、それが原因で火災事故が急増している問題についてお聞きします。

環境省も自治体へ分別の徹底を要請しています。本年の7月には、リチウム電池が原因ではありませんが、埼玉県の蕨戸田衛生環境センターの施設が火災になり、またパッカー車によるリチウム電池が原因での火災は、私が知る限り、5月に兵庫県姫路市、6月に京都府長岡京市、9月には大阪府高槻市で発生しています。火災により、当たり前に出していたごみが出せなくなることは、住民生活に直接影響し、環境の悪化につながります。本市でこのようなことが起こらないよう、リチウム電池等の回収及び火災予防についてお尋ねします。

1回目の質問として、リチウム電池やカセットコンロ用ガスボンベの分別収集の

現状についてお聞きします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。小山市民部長。

[小山天 市民部長 登壇]

○小山天 市民部長

御質問にお答えします。

分別収集の現状につきましては、リチウムイオン電池は資源ごみ収集日に、電池類の専用容器で回収を行っております。ただし、膨張するなど変形している製品は、発火する恐れがありますので、ビニールテープ等で絶縁処理をした上で、排出することとしております。

なお、電子タバコ等の分解できないリチウムイオン電池使用製品につきましては、そのまま金物類のコンテナに排出します。

また、カセットコンロ用ガスボンベにつきましては、ガスを使い切り、穴を空けた上で、危険物類の専用容器に排出となります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

松見議員。

[14番 松見真一 議員 登壇]

○松見真一 議員

本市の資源物回収は、市民の皆様や収集運搬業社の協力によって細かく分別され、回収されています。他の市町村と比べても模範になるものだと思います。しかし、他市町村では収集運搬車両やごみ焼却施設での火災が発生しています。分別収集されたリチウム電池が原因となる収集運搬車両の火災発生の理由及び予防策について、これまで本市において、リチウムイオン電池等が原因とみられる収集運搬車両での火災発生があるのか、また専用容器の活用、受託業者への車両への消化器搭載、消防訓練の実施など、火災予防に向けた現在の取組状況についてお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。小山市民部長。

[小山天 市民部長 登壇]

○小山天 市民部長

御質問にお答えいたします。

本市におきましては、これまでにリチウムイオン電池等による運搬車両の火災は発生しておりません。リチウムイオン電池等は、資源ごみを専用容器に入れ運搬することで、発火等の原因となる圧力や衝撃を与えないことでの火災予防を図ってお

ります。

また、本年度5月と11月の環境便で、リチウムイオン電池等の処分について掲載し、市民への周知を行っております。

収集運搬受託業者におかれましては、収集運搬車両には消火器を搭載していただいておりまし、一昨年は車両火災等を想定した消防訓練を実施していただいております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

松見議員。

[14番 松見真一 議員 登壇]

○松見真一 議員

熊本市でも、熊本市東部環境センターの火災事例では、令和5年1月28日未明、ごみ収集ピット内で約2,000立方メートルのごみが焼け、鎮火まで約18時間を要したとのことです。出火原因は、乾電池やモバイルバッテリー等の混入による発火の可能性があるとされておりますが、詳細は調査中ということです。人的な被害はなかったものの、ごみ投入装置やクレーンなど、一部設置が消失、火災後4日間は東部工場が停止したということです。山鹿市においても、万が一にも焼却処分場での火災が発生しないよう、市民の理解をさらに広げ、誤排出を防止するため、今後の啓発強化策に努めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。国道325号線の4車線化改良工事については、菊池市七城町から鹿本町下高橋までの1.7キロメートルの区間が平成29年3月30日に供用開始されています。4車線化された区間においては、朝夕の交通渋滞が緩和され、自動車と歩行者の安全で円滑な交通が確保されていると感じます。

今後、この4車線道路については、下高橋から方保田までの区間について、既存の国道325号線を拡幅するのではなく、北側を迂回するバイパス道路を整備する計画となっており、県は令和元年度から順次、地元説明会や現地測量等を行っています。この計画に伴い、来民坂東交差点では、現在の位置からやや北側へ変更され、併せて交差点に接する県道辛川鹿本線や日田鹿本線についても、交差点の改良や道路の拡幅整備が必要となることから、地元説明会がされております。

道路改良工事の対象地となる交差点や県道沿いには、現在、多くの家屋が建ち並んでおり、整備を進めるに当たっては、家屋の移転などが必要になってくると思われますが、説明会以降、目に見えた動きがなく、地元の多くの方々から事業が中断されたのか、今後どうなるのかとお尋ねをいただいております。

この道路改良工事の実施主体は熊本県であります、国道325号線は県北地域の

横軸を担う重要な幹線道路であり、4車線の道路が整備されれば、新たに建設が予定されている工業団地にも、物流などの面において大きな効果が見込まれます。また、市内観光への誘客や地域の産業振興にも大きく寄与するものであると考えられることから、市の関与は必要不可欠であると思います。このため、市としてもこの事業の進捗状況を適宜把握した上で、将来の山鹿市の発展を見据え、道路の利便性向上のため、県と連携して取り組んでほしいと考えております。

そこで、質問です。国道325号線の道路改良事業の進捗状況についてお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。隈部建設部長。

[隈部光磨 建設部長 登壇]

○隈部光磨 建設部長

御質問にお答えいたします。

国道325号の道路改良事業につきましては、県が策定している新広域道路交通計画に基づき、県内の中枢都市圏や定住自立圏などを有機的に結ぶ道路ネットワークを構築するために進められております。

目的としては、道路機能強化による物流の活性化、空港など交通拠点へのアクセス向上、事故や災害時の代替ルート確保、移動時間短縮による生活利便性の向上などあります。

本事業の進捗状況につきましては、令和元年度に事業計画の説明会が開催され、その後、現地測量や道路計画の説明会、交通管理者との協議が行われてまいりました。

議員から御質問がありました来民交差点周辺の地区については、起点である東側の菊池市側から鋭意用地取得が進められているところです。また、そのほかの地区については、これまでの説明会における地区の意見を踏まえ、改善した計画を改めて説明するための準備が進められていると伺っております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

松見議員。

[14番 松見真一 議員 登壇]

○松見真一 議員

進捗状況について、御説明いただきました。

しかしながら、依然として、地域住民の不安は大きく、現場では次のような具体的な課題が指摘されています。第1に、農業者の方々からは、先祖から受け継いだ

美田を守りながら営農を続けるために、農耕車両の通行動線がどう確保されるのかという強い不安があります。これまで利用してきた生活道路が分断される可能性や、営農に支障が出るのではないかと心配する声も多く寄せられています。

第2に、学童の通学路として利用されている道路について、バイパス整備の影響で交通量が変化し、安全確保が損なわれるのではないかという懸念があります。歩行空間の確保や危険箇所の改善など、事前の丁重な調整と対応が不可欠であります。

第3に、移転や立ち退きを求められている住民の方々に対しては、補償だけではなく、解決できない生活上の不安や相談が多く、市としての寄り添った支援体制が求められます。

そこで、この点を踏まえ、事業に対する今後の市の関わり方について、再度お伺いいたします。

#### ○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。隈部建設部長。

〔隈部光磨 建設部長 登壇〕

#### ○隈部光磨 建設部長

御質問にお答えいたします。

本市といたしましては、これまでの説明会に市職員が同席し、地区から出された意見の対応策について、県と協議を行ってまいりました。

今後は、地域住民の声を丁寧に把握し、市として積極的に改善や調整を働きかけてまいります。あわせて、バイパス整備後の安全確保に向け、市道など生活道路の整備や安全対策を検討し、県と連携して早期に実現できるよう取り組んでまいります。

さらに、用地取得交渉が難航する場合や、市に対する要望が出された際には、適宜、県と一緒にになって解決に努めてまいります。

このように、本市は、本事業を地域の発展に直結する重要な取組と位置づけ、県と緊密に連携しながら、住民の安心・安全と利便性向上に資するよう、全力で取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○有働辰喜 議長

松見議員。

〔14番 松見真一 議員 登壇〕

#### ○松見真一 議員

答弁では、これまでの地区説明会において、市職員の同席し、地域から出された意見への対応策について、県と協議していること、またバイパス整備後の地域の安

全確保の観点から、市道など生活道路の整備や安全対策について検討が必要であるとのお話がありました。さらに、道路用地取得が難航した場合には、県と一体となって解決に向け取り組む必要があるとの回答もいただきました。

国道325号線バイパス問題は、本市にとりましても大きな問題です。今後もさらにお尋ねしていきたいと思います。市民の皆様が安心・安全に暮らせる、誰もが住み続けたい山鹿のために、寄り添った対応をお願いして、本日の一般質問を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、松見議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、原芳郎議員の発言を許します。原議員。

[7番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

おはようございます。

議席番号7番、原芳郎です。

発言通告に従いまして、4件の一般質問を行います。

まず1件目に、教育環境についてまず1点目、部活動の地域移行についてお伺いいたします。現在、国の方針に基づき、山鹿市でも「山鹿市Jr.BUKATSU構想」を中心とした部活動の地域移行が進められております。本市が目指すべきは、学校、地域、保護者が協力しながら、子供たちが安心して活動を続けられる環境を守ることであると考えます。あわせて、地域移行に伴い増加する可能性のある保護者負担をいかに抑えるかも極めて重要になってくると考えます。

令和7年度から、野球部をモデルとして休日の地域クラブ化を進める方針が示されていますが、現在どこまで準備が進んでいるのか、施行内容やスケジュールについて、現時点で説明できる範囲でお伺いいたします。

また、将来的には、運動部、文化部を含む全ての部活動を地域に移行していく構想と理解していますが、野球以外の種目について、段階的な移行の考え方や優先順位、時期の見通しも併せて伺います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。西島教育部長。

[西島靖雄 教育部長 登壇]

○西島靖雄 教育部長

御質問にお答えいたします。

本市の5つの中学校の生徒総数は、令和7年5月1日時点で1,269名であり、平成27年度と比較して126名の減少となっております。

また、5つの中学校に、スポーツ系・文化系合わせて53の部活動がありますが、部員数の減少と偏りにより、単一校でのチーム編成が困難な部が全ての学校で生じている状況にあり、持続可能な体制づくり、すなわち地域展開が急務であります。

このような状況を踏まえ、令和6年5月に市内全小学校の5・6年生の児童と、全中学校の生徒及びその保護者並びに教職員を対象に、部活動地域移行に係る意識調査を実施し、学校長、部活動顧問、PTA、山鹿市スポーツ協会等の関係団体で構成する中学校部活動地域移行検討会議での協議を経て、各種目、1市1クラブとする基本方針を策定いたしました。

令和7年度は、野球部でモデル事業として休日のみ地域展開を行い、体制づくりと指導者の確保、運営費や補償などの検証を進め、課題解決に取り組み、令和9年度には、吹奏楽部など文化系を含む全ての部活動で休日の地域移行を目指してまいります。

今後は、部活動が培ってきた教育的意義を継承するとともに、少子化や教職員の負担増等の課題を踏まえつつ、生徒が自分のやりたいスポーツ及び文化・芸術活動に継続的かつ専門的に親しめる環境と、生徒の資質・能力の向上を図ることができるよう、計画的に地域への移行を進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○有働辰喜 議長

原議員。

[7番 原芳郎 議員 登壇]

#### ○原芳郎 議員

令和9年度までには、吹奏楽部などの文科系を含む全ての部活動で、休日の地域移行を目指すということですので、今後、様々な課題解決を進められ、生徒がそれぞれのスポーツ及び文化活動に親しみ、継続できる環境づくりをお願いいたします。

次に、地域移行によって、活動時間が減ったり、指導者が確保できず、活動が制限されたりすることがあってはなりません。本市として、子供たちの活動機会を確保するために、どのような取組や工夫を行うのか、学校と地域クラブの役割分担について、どのように整理していくのか。地域クラブ化により、会費や遠征費など、保護者負担が増加することが懸念されますので、保護者の費用負担をできるだけ抑えるための取組、また経済的理由による参加困難を防ぐ支援策は考えておられるのか、そして地域移行には学校、地域団体、指導者、保護者など、関係者の丁寧な合意形成が必要不可欠ですので、本市としてどのような協議の場を設け、いつまでに方向性を固めていくのかお伺いいたします。

#### ○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。西島教育部長。

[西島靖雄 教育部長 登壇]

○西島靖雄 教育部長

御質問にお答えいたします。

本市における中学校部活動の地域移行は、生徒が自分のやりたいスポーツ及び文化・芸術活動に参加できることを最重要と位置づけております。まずは、教育委員会と学校及び地域の各種団体とが連携した1市1クラブの山鹿市Jr.BUKATSUを整備し、部員数と指導者の確保を行い、生徒にやりたい種目の選択肢を広げることが重要であると考えております。現在、教育委員会内に部活動地域移行コーディネーターを配置し、山鹿市Jr.BUKATSUへの体制づくりを進めているところでございます。

次に、保護者の経済的・労力的負担軽減についてでございますが、地域クラブに移行することにより、指導者への謝金などの支払いのため、月謝という形で保護者への負担が生じますので、経済的に家庭へ過重な負担とならないような方策が必要であるというふうに考えております。

また、1市1クラブへ移行することに伴い、生徒たちが1か所に集まり活動する必要があります。休日については、保護者の送迎を前提としておりますが、平日の活動については、送迎で保護者の負担に偏りが生じないような仕組みづくりが必要であるというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

部活動の地域移行では、まだまだクリアしなければならない課題が山積していると考えます。考えますが、中学校部活は3年間で終わります。その後の継続も考慮し、早期の地域移行支援を期待いたします。

2点目に、各種大会への補助状況を伺います。現在、山鹿市の児童・生徒は、それぞれのスポーツ・文化活動において、個人・団体を問わず、全国大会出場など、本当に頑張って活躍されております。

そういった中、活躍されている子供たちが、大会等に出場するのに、移動費、宿泊費で負担を強いられている家庭も多いと考えます。頑張っている、活躍している子供たちに対し、もっと応援する手だてはないのかと考えるところです。

山鹿市では、現在、青少年社会体育活動育成奨励金及び文化活動育成奨励金が、九州大会5,000円、全国大会1万円、国際大会2万円とありますので、直近の補助

実績をお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。西島教育部長。

[西島靖雄 教育部長 登壇]

○西島靖雄 教育部長

御質問にお答えいたします。

本市では、部活動以外のスポーツ・文化活動において、九州規模以上の大会に出場する者を支援し、スポーツ・文化の振興を図ることを目的として、山鹿市青少年社会体育活動及び文化活動育成奨励金交付要綱を設けて、市内に居住する中学生以下の方を対象に支援を行っております。

お尋ねのスポーツ活動における奨励金の額のほうですが、議員がおっしゃいましたように、九州大会規模で1人当たり5,000円、全国大会規模で1万円、世界大会規模で2万円で、令和5年度から令和7年度までの交付実績につきましては、令和5年度は、九州大会規模で小学生・中学生がともに8名、全国大会規模で小学生39名、中学生34名、世界大会規模で中学生3名の総数92名で、合計が87万円を交付しております。

令和6年度は、九州大会規模で小学生5名、中学生44名、全国大会規模で小学生45名、中学生38名、世界大会規模で小学生2名の総数134名、合計111万5000円になります。

令和7年度は、11月末現在の状況になりますが、九州大会規模で小学生15名、中学生5名、全国大会規模で小学生20名、中学生21名、世界大会規模で小学生が4名の総数65名、合計の59万円でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

それぞれの大会において、本当に世界大会等々へ行っておられる子供たち、児童・生徒が毎年活躍されている児童・生徒がおられ、大変すばらしい思うところです。

次に、特定の部活動では、補助対象大会の定義と実際の大会がかみ合っておらず、制度の抜け穴に伴い不公平感があるので、そこをどう対処するのか。また、市外が活動している個々の子供への支援、補助対応はどのように考えておられるのか。全国大会、国際大会となると、開催地が遠方となり、先に言いましたが、全国大会に

1万円、世界大会規模に2万円という金額は、助かりはするものの、旅費にも当たらず、保護者の負担はかなりあると思います。山鹿市出身として活躍している子供たちを激励する意味でも、もう少し上乗せした奨励金が出せないのか、今後の山鹿市青少年社会体育活動奨励金及び文化活動育成奨励金の在り方をお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。西島教育部長。

[西島靖雄 教育部長 登壇]

○西島靖雄 教育部長

御質問にお答えいたします。

本制度は、学校の部活動以外のスポーツ・文化活動に取り組む青少年を対象に、大会出場の実情により奨励金を交付するものですが、全国規模以上の大会は、開催地が遠方となる場合が多く、保護者負担が大きいことから、現行の奨励金額では少ないのでないかという御指摘であったかと思います。

一方で、学校の部活動として上位大会へ出場する場合には、山鹿市立中学校の体育活動及び文化活動遠征費補助金により対応しております。部活動であるかなかいで助成の内容が違っておりますので、地域移行の進捗に併せて、本奨励金及び遠征費補助金の在り方について、協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

支援の増額は急務と考えます。山鹿市出身でよかったですと思ってもらえる支援策を本当に期待しまして、3点目にスクールバスの運行状況についてお伺いいたします。それぞれの小中学校が統合し、ほぼ10年となります。この10年間で児童・生徒の数も減少傾向にあると考えますが、そういった中、たまたま見たのかもしれませんけれども、低学年の児童がまだまだ学校までは大変距離があるのに、1人で通学している姿を目にしたときに、わあ大丈夫なのかなと感じたところです。もっと通学に対し、山鹿市においてはよりよい対策・対応はないかと考えるところです。

そこで、それぞれの小中学校においてスクールバスを運行されておりますけれども、現時点でのスクールバスの台数及びスクールバスを利用している児童・生徒の人数をお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。西島教育部長。

[西島靖雄 教育部長 登壇]

○西島靖雄 教育部長

御質問にお答えいたします。

スクールバスは、市内小中学校8校で運行しております。まず、小学校5校では、バス19台、455人の児童が利用しております。学校ごとの内訳は、山鹿小学校が4台、82人、鹿北小学校が2台、56人、菊鹿小学校が2台、49人、鹿本小学校が4台、101人、めのだけ小学校が7台、167人となっております。

次に、市内中学校では、3校でバス5台、71人の生徒が利用しております。学校ごとの内訳は、山鹿中学校が3台、47人、鹿北中学校が1台、13人、菊鹿中学校が1台、11人となっており、市内小中学校合計で24台、526人が利用をしております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

遠距離通学対策では、小学校は自宅から学校まで、おおむね4キロメートル、中学校では6キロメートルであることは理解しておりますけれども、スクールバス通学での割合を踏まえ、今後、児童・生徒の減少に伴い、少人数での通学が予想される地域が出てくると考えられます。

それとともに、異常気象等での安全対策も必要と考える時期ではないかと考えますけれども、今後の遠距離通学対策、安全面での通学対策をどのように考えているのか。各学校、地域、保護者からの要望は上がっているのか。また、それらの要望に対し、どのような対応をされているのかお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。西島教育部長。

[西島靖雄 教育部長 登壇]

○西島靖雄 教育部長

御質問にお答えいたします。

現在、スクールバスの通学対象者につきましては、山鹿市スクールバス運行管理規則に基づき、交通量が多い歩道が未整備となっている通学路など、特別な事情を除き、小学校が通学距離おおむね4キロメートル以上の児童、中学校が通学距離おおむね6キロメートル以上の生徒としております。

スクールバスの利用要望につきましては、まず学校を通じて要望があり、教育委員会に報告されております。通学路の道路改良など、通学環境に大きな変化があつ

た場合など、要望内容は様々ですが、学校や教育委員会で要望内容の調査、児童・生徒の登下校時の状況を確認しながら、学校、保護者、教育委員会が十分な協議・検討を行い、スクールバスの利用について判断をしております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

今議会が提案されております、第3次山鹿市総合計画基本構想が提案されておりますけれども、未来ビジョン、ずっと住みたい健幸都市やまがとあります。少子化が進む中でも、安全で安心して通える、通学できる環境を整えることは、市としても最優先で取り組むべき課題であります。現場の声を、また保護者、地域の声を丁寧に受け止め、実効性のある改善策を早期に示していただくことを強く要望し、2件目に山鹿市の活性化について伺います。

本市が活性化するために欠かせないのは、地域経済が潤っていくことと考えます。山鹿市では、大会やスポーツ合宿の誘致活動、市内スポーツ施設の整備・機能強化、観光宿泊業者・地域事業者・スポーツ団体との連携といった取組をされております。

そこで、1点目、スポーツコンベンションによる経済効果がどれだけあったのか、直近3年の実績をお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問にお答えいたします。

このコンベンション事業は、本市の経済活性化及び観光振興に寄与することを目的とし、スポーツ・文化活動等に係る大会や合宿等を山鹿市内で実施する団体に対して、宿泊数に応じた開催費用の助成を行っているものです。

大会等の開催件数及び延べ宿泊者数の実績は、令和4年度は40件で7,850人、令和5年度は44件で9,152人、令和6年度は49件で9,799人となっており、大会件数、宿泊者数ともに増加しております。

次に、経済効果としましては、令和4年度が2億5300万円、令和5年度が2億9500万円、令和6年度が3億1600万円と試算しております。コンベンション開催による宿泊を中心とした消費は、観光関連産業はもとより、商業や農業など幅広い分野の地域経済に大きな効果をもたらしております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

2点目に、施設整備、これは人工芝グラウンドについてお伺いいたします。令和5年9月議会、令和6年3月議会にて一般質問をしてまいりましたけれども、人工芝グラウンドを所有する自治体及び民間所有を全国では合わせて567か所、九州で96か所、熊本県内では8施設10面との答弁があっております。しかし、県内の施設のほとんどが県南・県央にあると思います。九州各県、山口県も合わせて、山鹿市に来るのに高速道路を使えば、約2時間で到着することができます。

山鹿市は多くの施設を保有しており、体育館空調整備等の施設整備が計画的に進められておられますけれども、本市には山鹿市民球場やそれぞの多目的体育館と、また何といってもすばらしい温泉郷があり、おいしい農畜産物があり、様々な物産品、加工品、そして歴史・文化もあります。合宿できる場としても大変適した地域だと考えております。

昨年3月議会での答弁の中にも、人工芝グラウンドの整備について、関係団体から先進自治体の紹介や設置の要望をお聞きしているとありました。本市と似た環境の石川県七尾市においては、和倉ユースサッカー大会において、25日間で約2億5000万円の経済効果が見込まれる人工芝グラウンドがあり、一時期落ち込んだ温泉街、また市の財政も回復し、大変にぎわう地域となっております。

なぜかといいますと、様々な大会の開催、例えばキッズサッカーとか、子供1人に対して、両親、祖父母、兄弟と、最低でも3人、多ければ8人の応援者が1人に対してあります。試合があつていらない間に買い物や散策、温泉に入りに行かれる方もいるでしょう。それは、小中高生でも考えられます。また、大学生、社会人に至っては、居酒屋等の飲食店、お土産店で大変にぎわうことです。被災しましたけれども、防災物資の保管庫や防災ヘリの着陸場、そして避難場所といったように、この人工芝グラウンドは防災の拠点でもありました。

本市が人工芝グラウンドを整備し、こういった大会を山鹿市で開催すれば、グラウンドの周りですばらしい農畜産物や加工品、飲食物を販売し、泉質の良い温泉に入浴していただき、お土産を買って満足して帰っていただくといったように、1つの施設整備でいろいろなところに経済的な波及効果や新たな発想が生まれてくるものと考えます。そして、もし災害があった場合でも、防災拠点として重要な役割を果たすものと思います。

また、高齢者の方々や市民の方々の運動の場として、健康づくり、体力づくり向上にも寄与することでしょう。さらには、グラウンドゴルフ等の運動をされたときに、商店街と連携し、何かしらのポイントをつけ、ポイントに応じた商品券等の配布をするなど、連携を図ることができれば、健康になって、なおかつ経済も回り、誰もが住み続けたくなる、選ばれる山鹿に一層近づくのではないかと思うところです。

そこで、人工芝グラウンド等の施設整備について、どう考えておられるのか伺います。

#### ○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。西島教育部長。

[西島靖雄 教育部長 登壇]

#### ○西島靖雄 教育部長

御質問にお答えいたします。

本市では、カルチャースポーツセンターをはじめ、各地域の体育館、グラウンドのほか、市民プールや弓道場など、21のスポーツ施設を保有・管理しており、様々な競技に対応した施設として、整備・維持管理に努めておりますが、全体として各施設・設備の老朽化が進んでおり、利用者の安全性を重視しながら、適宜、必要に応じた改修や修繕を進めております。

お尋ねの、人工芝グラウンド整備に向けたその後の状況としましては、整備に係る初期投資費用、イニシャルコストや整備後の維持・管理・運営に係る費用、ランニングコスト等について調査を行っております。

現時点での試算ではありますが、イニシャルコストについては、人工芝グラウンド1面当たりの整備費用は約1億2000万円、そのほかグラウンド利用に際して、一般的に必要とされるクラブハウスや外構フェンス等の附帯施設に係る費用を含めますと、数億円から十数億円が見込まれます。

また、ランニングコストとしては、人工芝の維持管理費は年間10万円程度と僅かですが、おおむね10年ごとに人工芝の全面張替えが必要で、1面当たり1億円程度かかる見込みでございます。そのほか、運営に係る人件費が必要となりますが、将来的なランニングコストについては、物価高騰により増えていくものと見込んでおります。

一方、人工芝グラウンド整備に係る国等の助成事業としては、日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成と、日本サッカー協会のJFAサッカー施設整備助成事業がありまして、それぞれ助成限度額につきましては、スポーツ振興くじ助成のほうが4800万円、JFAサッカー施設整備助成事業が4500万円ですが、原則、

併用はできないことを確認しております。

議員、御指摘のとおり、本市に人工芝グラウンドがあれば、サッカーをはじめとする各種スポーツの大会・合宿等の誘致につながり、本市の経済波及効果にもつながると認識しておりますが、整備及び管理運営に当たっては多額の費用を要する事業であることから、本市の財政状況を踏まえた十分な議論が必要と考えます。

また、その議論においては、スポーツ施設の主たる利用者である市民をはじめ、本市のスポーツ関係団体・観光関係団体の皆様の意見等を広く伺いながら、協議・検討していかなければならないと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

ただいまの部長答弁で、人工芝グラウンド整備は経済的波及効果が見込まれると認識されている一方で、多額の費用がかかるため、協議・検討をすることでした。しかし、本市は同じく経済効果を期待して、ふるさと納税から約1億9000万円を工業団地整備に投じております。市として、投資判断を行うに当たり、経済効果が見込まれる案件には積極投資するという方針なのか、それとも費用規模によって優先順位が変わらぬのか、整備判断の基準が市民から見えにくい状況だと考えます。

人工芝グラウンド整備は、スポーツ振興、交流人口の増加、民間イベント誘致など、多面的な効果がある上、民間活用によって市の負担軽減も可能になる事業と考えますので、今後、整備可能性を具体的に協議されることを期待いたしまして、3件目、本市の農業施策についてお伺いいたします。

農業施策については、毎回必ずお聞きしておりますけれども、まず1点目に、本年の山鹿市単独での補助事業の成果をお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問にお答えいたします。

地域農林業担い手育成支援事業につきましては、令和3年度に創設し、新たに農林業に従事して5年以内の者が、農林業機械等を導入する初期投資に対して支援するもので、これまで66名の新規就農者が申請され、約7200万円の交付を行っております。直近3年間の実績を申し上げますと、令和4年度22件、令和5年度16件、令

和6年度15件の申請となっております。また、今年度より採択要件を緩和したことにより、これまで29件の申請があり、例年を上回る状況でございます。

次に、農業機械免許取得助成事業も、同じく令和3年度に創設しており、農業機械等の大型化、高性能化が進んでいることから、農作業の安全確保のため、大型特殊や牽引免許、農業用ドローンオペレーター技能認定取得に対する経費の一部を支援するものです。直近3年の実績は、令和4年度4名、令和5年度6名、令和6年度12名の申請となっており、約90万円を交付しております。

最後に、未来のリーダーづくり支援事業は、令和5年度に創設し、地域農業の中心的な存在である専業農家の後継者として新たに就農する者に対して、年額150万円を最長3年間交付する事業です。実績といたしましては、新規採択者が令和5年度5名、令和6年度9名、令和7年度は現時点で5名、総額約3300万円の交付を行っております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

少子高齢化は、日本全国の問題・課題となっていることは言うまでもありません。ましてや、本市の農業者人口、高齢化については、今までも言い続けていますが、危機に直面していると考えます。未来のリーダーづくり支援事業に始まり、世帯所得による制限を廃止し、農林業を始める全ての方を支援の対象とすることで、減少傾向にある新規就農者の増加を図り、地域農林業の活性化に取り組む重点施策として位置づけておられ、大変うれしく思うところです。

6月議会でも言っておりますけれども、やまがメイト等で周知される国・県からの補助事業ですけれども、これらの事業を活用するためには、ポイント制ですので、特に個人経営体の農家にはかなりハードルが高く、なかなか活用できないのが現状です。

そういった中、隣の玉名市においては、果樹関係、施設園芸関係、普通作関係、共通といったように内容を分け、農業機械導入、農業施設等の設置に対し補助率25%以内、最高で350万円の補助事業を単独で展開されております。まだまだ本市の農業施策において、農業の活性化のためには個人・法人・集落営農組織等、全農業者に対しての支援が必要ではないかと考えるところです。

そこで、さらに進化した本市独自の次代に向けた新たな施策及び方向性についてお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問にお答えいたします。

現在の、農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や担い手の減少など、担い手不足が加速する傾向にあり、また近年の気候変動による異常気象は、農産物の生産量と品質にも大きな影響を与え、不安定な世界情勢による肥料・燃料・資材費の高騰は、農業に大きな影響を及ぼすなど、依然として厳しい状況にあります。

御指摘のとおり、多様な国・県の補助事業がある中、採択を受けることが困難な方も多くおられ、農業の存続・継続を図る上でも、農業者への支援は必要であることは市といたしましても、十分認識しているところでございます。

本年6月の定例会でも御答弁しましたとおり、現在、近隣市町村で取り組まれている支援事業の収集や、本市にふさわしい補助制度を模索しているところではございますが、限られた予算の中でどのような支援が最も有効かを見極めることも重要なと思います。その上で、本市の基幹産業であります農業が、持続可能で活気があり、さらなる発展が望めるよう、新たな支援策を目指し、考えてまいりたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

しっかりと考えていただきたいと本当に思います。

11月29日の熊日新聞及び農業新聞において、2025年農林業センサスの結果が報じられました。農家は5年で34万人減、過去最大の25%減少。そして、70歳以上の方が農業従事者の半数以上を占めるという厳しい現実が示されております。猛暑や資材高騰が響き、減少傾向に歯止めがかかる状況が続いております。

このような状況下で、山鹿市の農業を守るために、昨年12月議会でも提案しましたけれども、本市単独の基金などを新たに設け、対応していくこともできるのではないか。財源がないないとおっしゃいますけれども、財源はふるさと納税から数パーセントを拠出することで、産地としても周知できるのではと考えるところです。国の主食である米も、これだけの変動で先行きが不透明です。また、ほかの農林畜産物においても、温暖化、気候変動、価格変動にて、大変なリスクを持っております。

どの商品に対しても物価高ですので、消費者としては価格が安いのは生活するには助かりますが、農業生産者は肥料、燃料、電気、機械、施設、人件費等の経費がかかるで大変な思いをされています。本市の基幹産業である農業と、現場で奮闘されている農業生産者を守るためにも、山鹿市独自の実効性のある施策の速やかな実行を強く期待いたします。

それでは、4件目にふるさと納税について質問いたします。今まで、ふるさと納税の在り方、共に頑張れる仕組みづくり、そしてふるさと納税での活用の在り方など、毎回質問してまいりました。この制度については、皆さん御承知のとおり、平成20年度の税制改正により、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度であります。多くの人が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等、様々な行政サービスを受け育ち、進学や就職を機に生活の場を都会に移され、その転出先で納税をされておられます。今は都会に住んでいても、自分を育んでくれたふるさとに、自分の意思で幾らかでも納税できる制度として創設されております。

この制度が始まり、今まで市職員の方々、中間事業者、返礼品事業者の方々の努力により、様々な方に山鹿市を応援していただきました。財政状況が厳しい厳しいと言っている中ではございますけれども、本市独自の取組に活用できる財源といったしまして、まず1点目に、令和7年4月から10月の実績及び返礼品の内訳、また山鹿市民がほかの自治体へ寄附することで、市民税の一定額が税減収となる寄附金税額控除額も併せて伺います。

#### ○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

#### ○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問にお答えいたします。

令和7年4月から10月までの寄附金額は5億3170万6000円となっており、昨年の同時期と比較して約1.6倍増加しております。これは、ふるさと納税の制度見直しにより、本年10月から寄附者へのポイント付与が禁止されたことと、9月末までの駆け込み需要が主な要因であると推測しております。

次に、寄附申込みが多かった返礼品と寄附金額につきましては、米が約3億1000万円と一番多く、牛肉や馬刺しなどの肉類が約1億1000万円、スイカやブドウなどの野菜・果物類が約7000万円となっており、全体の9割強を占める状況です。

一方、寄附金税額控除額につきましては、令和7年度は4699万6000円となっております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

2点目に、何に活用してきたのかを伺います。6月議会でも聞いたところですけれども、今回はせっかく市民のために使える寄附金額が増えてきている中において、これぞといった目玉となり得る使用があったのか、令和6年度の主な使途では、工業団地整備に約1億1900万円、ランドセルの購入などに約2億6300万円、健やかで安心して暮らせる地域の実現に約5300万円、市長におまかせが約2200万円とあります。どれも重要な事業等とは思いますけれども、5年後、10年後にもっと生きる使途もあるのではないかと考えますので、山鹿市民の方々が誰でも、これはふるさと納税でできたものと分かるような活用法を考えておられるのかお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

ふるさと納税の活用につきましては、寄附をお申し込みいただく際に、寄附者の皆様に寄附目的として、地域資源を活用した産業の振興と雇用の創出、住みやすく子育てしやすい環境の充実、健やかで安心して暮らせる地域の実現の3つの使途の中からお選びいただいております。御指定いただいた寄附金につきましては、いずれも本市が取り組んでおります各種事業の貴重な財源として、大切に活用させていただきます。

また、使途の指定がない寄附金につきましては、2期目の市政運営の柱であります選ばれる山鹿、健幸なまち山鹿に資する取組事業、地域の課題解決につながる事業や人口減少対策など、山鹿市の未来に向けた取組事業に広く活用してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

9月末より、寄附に対するポイント付与が廃止となり、また県内外、他市町村においては、ふるさと納税での基準違反等の事例が出て、2年間の寄附の受入停止が

あっている自治体もありますけれども、本市としてはどういった対策がされているのか、また前回も言いましたが、現地型決済導入等の納税サービスをされているのか、基準の厳格化への対応及び今後のふるさと納税に対しての取組についてお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問にお答えいたします。

ふるさと納税制度には、主に遵守すべき基準が3つあります。1つ目は、寄附金額に占める返礼品の金額を3割以下とすること。2つ目は、返礼品を含む事務経費の割合を5割以下とすること。3つ目は、返礼品は地場産品であることとなっており、これらに違反したことにより、ふるさと納税の対象団体としての指定が取り消された場合には、2年間の寄附受入停止となり、自主財源の大幅な減少による住民サービスの低下が生じる恐れがあります。

また、返礼品の売上げを頼りにされている返礼品提供事業者にも大きな影響があり、ふるさと納税を見込んだ雇用創出や設備投資、返礼品の在庫管理など、経営上大きなリスクを生むこととなります。

現在、このような事態を避けるために、常に担当職員と中間事業者が連携し、基準の範囲内において、返礼品に対する寄附額や配送料等の経費設定を行いながら、基準の遵守に努めているところでございます。

次に、今後、寄附金の増加につながる新たな取組として、現地決済型ふるさと納税サービスを、市内の対応可能な事業者から順次導入してまいります。この現地決済型は、返礼品提供に係る配送料が発生しないことや、新たな寄附者層の掘り起こしにつながることがメリットであり、さらにはふるさと納税をきっかけとした観光客を含む交流人口の増加に寄与するものと考えております。

このような取組と併せ、本市の看板となる返礼品の創出や、ふるさと納税の掲載ページのブラッシュアップを図り、さらなる寄附の増加につなげてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

自主財源の確保において、ふるさと納税による財源確保が極めて重要な役割を持

っていることは、言うまでもありません。ふるさと納税基準の厳格化への確実な対応と、今後の持続可能な運用体制の構築について、寄附金のさらなる増加と、より効果的な活用を切に願うところです。

本日の熊日新聞でも、ふるさと納税控除に上限検討といったように、制度をめぐる環境が大きく変化をしていく中、本市が一層の信頼を得て、発展していくためには、透明性の高い判断と将来を見据えた施策の実行が必要不可欠だと考えます。

新たな年を迎えたとき、実効性のある施策を速やかに進めていかれることを強く期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

#### ○有働辰喜 議長

以上で、原議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩をいたします。再開は11時30分といたします。

午前11時17分 休憩



午前11時30分 開議

#### ○有働辰喜 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、金光一誠議員の発言を許します。金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

#### ○金光一誠 議員

おはようございます。

議席番号13番、金光一誠です。

余談になりますが、昨日の一般質問を聞きながら、新しく導入されましたモニターを見ていますと、流暢な言葉で、そしてきれいな声で質問される言葉でさえ、文字化けがありました。AIが私の言葉を変換できるか、大変不安な思いですが、なるべく分かるような言葉でしゃべりたいと思います。

加えまして、原議員が熱い一般質問をされました。そこまでは至りませんが、よろしくお願いしたいと思います。

一般質問を3件行います。前回、9月の一般質問では、高齢化や農家数の減少など、農業の現状についての執行部答弁より、ますます農業の将来に不安を抱いたところで、これから先、基幹産業である農業をどのようにして維持し守っていくのか、その対策が急務と考えるところです。

今回は、対策の大きな柱となり得ると思われる地域計画、人・農地プランについてお尋ねをします。人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確にするため、国が平

成24年に開始した取組で、平成30年度末で1,583市町村において作成されていますが、地域の話合いに基づくものとは言い難いものがあり、このプランを地域の話合いに基づくものにする観点から、アンケートの実施、アンケート調査や話合いを通じて、地図による現況把握を行った上で、中心経営体への農地の集積化に関する将来の方針が作成されており、令和3年度1,437市町村において実質化された人・農地プランが策定されています。

山鹿市においても、農業者の高齢化や担い手不足、鳥獣被害、耕作放棄地の増加などが懸念される中、人と農地の問題を解決するため、将来の方針を取りまとめた人・農地プランが令和4年3月に旧鹿北、菊鹿、鹿本、鹿央地域で、令和5年1月に旧山鹿地域の2地区で作成されています。

そこで、質問します。人・農地プランは、人と農地の問題を解決する未来の設計図とも呼ばれています。これまで人・農地プランを本市としてどのように捉え、いつから取り組み、どのように進め、またその間、どんな成果があったのかお伺いをします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問にお答えいたします。

人・農地プランにつきましては、先ほど議員からも御説明がありましたように、農業者の高齢化や担い手不足に伴い、耕作放棄地の拡大を防止するため、地域での話合いを通じて、地域の担い手である中心経営体への農地の集積・集約化を促進し、持続可能な地域農業を実現することを目的に、平成24年度から取り組んでおりました。

また、この取組により、国の支援事業を活用した新規就農者78名への支援や、担い手への農業用機械・施設の導入事業による支援、集落単位での機械の共同利用などによる効率的な農業の推進に向けた集落営農法人17法人の設立などが図られてきました。

しかしながら、農業者の高齢化や担い手不足が、今後一層懸念される中、令和5年4月に改正された農業経営基盤強化促進法の施行により、担い手への農地の集積・集約化を加速化し、地域農業の維持・発展を図るため、市町村は令和7年3月までに地域計画の策定が義務づけられておりました。

そのため、本市では、農振農用地区域内の全農地を対象に、10の地域に分け、それぞれの地域において、農業者等への将来の農業経営に関する意向調査の実施や、

担い手との協議を行い、これらの意向を踏まえた目標地図を含む地域計画を、昨年度末に策定したところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

2回目の質問をします。答弁でもありましたように、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和5年4月から地域農業の在り方を示した人・農地プランが、地域計画、地域農業経営基盤強化促進計画に名称が変わり、山鹿市においても令和6年度に目標地図を含む地域計画を、先ほどもありましたが、全農地を対象に10の地域に分けて作成しているとのことです。

例えば、菊鹿地域の計画では、1つの地域として作成しており、農地面積1,646ヘクタール、関係する農業者数は608人で、面積は広く、人数が多い計画となっており、地形が1団の地域ならともかく、入り組んだ地形を有しているところが多いこと、多い人数で話し合いが難しいのがあり、以前の計画をそのまま移行されたものではないか。本当に将来を見据えた地域計画となっているのか、計画自体に疑問を感じるところです。今後、地域における農業の将来について、農業者、行政を含む関係機関などが話し合い、未来をまとめる計画とするためには、農地の集約や多様な経営体の確保、育成の取組等、地域における農業の将来の在り方について話し、誰がどのように農地を使って農業を進めていくかなど、地域農業の将来図、目標地図の見直しが必要ではないかと考えるところです。

また、目標地図の作成に当たっては、地理的条件や担い手が確保されている地域や確保できない地域など、集落の実情、人の考え方はそれぞれ違っており、10年後を見据えた目標地図の見直しには、一定の期間を要するのではないかと思います。

そこで、質問をします。農地の面積、農地の受け手を加速させるため、目標地図の見直しについて、どのように進めていくのかお尋ねをします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問にお答えいたします。

地域計画の目標地図の見直しとは、今まで守り続けてきた農地を、次の世代に着実に引き継ぐために、将来に向けた農地の担い手や地域の農業をどのように維持・

発展していくかを地域で協議し、将来の農業の在り方を示す地図を更新するものです。

地域での協議の進め方といたしましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員が中心となり、熊本県、農協、中間管理機構、山鹿市等の関係機関がサポートを行い、地域の担い手や地権者等に呼びかけて、前年度策定した地域計画についての説明や目標地図を基に協議を行うものです。

本年度から、農業委員会で6つの班編成をしている農地利用最適化実践チームで、農地のまとまりや水利状況などで区域を定め、協議を始めております。

来年度以降も引き続き、将来に向けたよりよい地域計画・目標地図となるよう、話し合いを行い、更新を進めながら、目標地図の実現に向けて、農地の集積・集約を推進してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○有働辰喜 議長

金光議員。

〔13番 金光一誠 議員 登壇〕

#### ○金光一誠 議員

これから見直しを進めていく中、目標となる農地の集積については、区画整理事業の再整備と、受け手の確保については、営農組合等の担い手となる組織確保等も並行して進めていくことも必要なことかと考えます。

また、農業委員会推進委員、以前と比べ3分の1程度に減少し、人的パワーが不足している中で、地域の要件に配慮した目標地図の見直しが進むことにより、目指すべき未来の設計図ができるものと思っておりますが、不安も頭をよぎります。始まったばかりですので、この件については改めてお尋ねしていきたいと考えています。

次の質問、廃校地の利活用について質問をします。財産管理の一元化については、原則として行政財産については所管部署が、普通財産については総務部が管理することになっている。しかし、行政財産を用途廃止後に所管替えしようとする普通財産の中には、敷地境界や権利関係など、複雑な問題を抱えたままの物件も多いため、現状では従前の担当部署において、可能な限り諸課題の解決が図られたものを総務部が引き継ぐこととしているとの答弁が、令和5年12月議会がありました。

これまで、小学校の統廃合跡地の活用は、既存の校舎を活用しての利用や、校舎や体育館を解体しての活用が図られてきましたが、いまだ既存のまま手つかずの廃校があるかと思います。

そんな中、旧城北小学校については、校舎、体育館、プールなどの施設の解体を

を行うことにより、現在は保育園、そしてウイスキーの倉庫としての建設が進み、財産の処分ができており、さらなる地域の活性化に期待するところです。

質問は、残る廃校地が数か所あるかと思いますが、その利活用については何らかの問題があつてこれまでできていないのか、問題があるとすれば、今後、売却を含め、地域との話し合いなど、どのように進めていくのか、個別にお尋ねをします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。西島教育部長。

[西島靖雄 教育部長 登壇]

○西島靖雄 教育部長

御質問にお答えいたします。

まず、学校跡地につきましては、行政目的による活用及び地域主体での管理・運営による地域活用が見い出せないものについては、公募による売却・譲渡を進める方針としております。その前提としまして、譲渡用地を確定させるため、学校跡地の測量、境界確定等の手続が必要となっておりますので、順次当たっているところでございます。

議員お尋ねの、境界確定等が済んでいない跡地であります旧内田小学校、旧中富小学校につきましては、行政や地域主体での活用がないことから、民間譲渡の方針で進めているところです。

まず、旧内田小学校につきましては、本年7月に、学校跡地の測量、境界確定が完了し、公募による売却・譲渡の準備を現在進めているところでございます。

次に、旧中富小学校につきましては、隣接地との境界確定を進める中で、一部境界上に構造物があることが判明したことから、関係者と協議を行つてまいりましたが、現時点では境界確定に至つておりません。今後も、当該構造物の移設を踏まえた協議を進め、早期の境界確定に努めまして、公募による売却・譲渡につなげてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

小学校の統廃合により、目的を果たさなくなった廃校跡地の活用については、行政財産として、あるいは地域の活用策などが議論され、結果として、いまだ手つかずの状況が続いているのが現状です。かなりの年数が経過しており、スピード感に欠けているのは言うまでもありません。

早田市長は、常々、スピード感を持って取り組むようにと言われていますが、なかなか効果が現れません。なぜ遅れているのかと考えたとき、財産の処分についての期限が決まっていないことが大きな要因で、財産の一元管理をすれば、担当者の業務は財産の処分を専門的にできるようになり、事務がスムーズに進むのではないかと思います。再度、一元管理についても検討いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、手続が完了し、公募したとしても、上物が残っていたため、公募者が見つからないこともあります。他の廃校地もありますので、早急に、そして適切に処理をしていただきたいと思います。

最後に、第3次総合計画基本構想について質問をします。5年に一度の国勢調査が令和7年10月1日現在で実施されています。この調査によって、市町村の人口が確定し、地方交付税の算定基礎数値などに利用されますので、単純に人口が減るということは、交付税が減少し、財政運営にも支障を来すのではないかと危惧するところです。

また、山鹿市の人口は、令和7年、先ほど言いました確定値が出ていませんので、直近の平成27年と令和2年を比較しますと、5年間で5万2264人から、3,239人減少し4万9025人に、率にして6.2%の減。特に、鹿北地域においては、3,950人から563人減少し3,387人に、率にして14.3%の減となっており、年平均約112人の減少となっており、菊鹿、鹿央地域も含めた中山間地域の人口が急激に減少しているのが現状となっています。

今回、議案第81号で基本構想が提案されています。未来ビジョンのずっと住みたい健幸都市やまがの実現に向け、2つの指標が設定されており、指標1の人口ビジョンでは、人口動態の実態を踏まえ、未来ビジョンに基づく施策の効果を図るため、緩やかな減少抑制を目標に設定しております。早田市長は、就任以来、人口減少対策は山鹿市にとって喫緊の課題であると捉えており、これまで各種施策を講じられてきましたが、これといった効果が現れていないかと思うところです。

全国的に人口減少が続く中、本市においても、人口動態でも分かるように、人口が減少していくことを真摯に受け止め、施策を展開していくことが必要ではないでしょうか。

また、市議会でも、先般、人口減少対策を本市の重要な課題と捉え、移住・定住促進について議員間討議を重ね、いろんな意見が出たところです。今回提案されている基本構想だけでは、基本計画の資料等の提示がなく、理解に苦しむところですが、人口予測を緩やかな減少抑制と捉え、それに基づき各種の事業計画が策定されるかと思います。

そこで、お尋ねをします。市長は、第3次の総合計画の策定に当たり、人口減少を抑制するための施策をどのように進めていかれるのか、目玉となる重要施策についてお聞かせをいただき、その思いについてもお願いしたいと思います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

今回の総合計画は、基本構想とアクションプランからなる二層構造による構成としております。

まず、基本構想は、その計画期間を令和8年度から令和15年度までの8年間とし、まちづくりの長期的な将来像や基本的な方向性を示し、この基本構想を具体化するアクションプランは、計画期間を前期4年と後期4年の2つの期間に分けて策定し、それぞれで取り組む具体的な施策や事業を盛り込むこととしております。

現在、前期アクションプランについて、令和8年3月の完成に向け策定作業を進めている段階にあり、基本構想で示した未来ビジョン、ずっと住みたい健幸都市やまがの実現に向けて、施策の方向性や重点分野の精査に当たっているところです。

近年、本市では、人口減少が加速しており、財政面を含め、市政運営全体に大きな影響を及ぼす喫緊の課題となっております。こうした実態を直視しながら、基本構想では、人口の緩やかな減少抑制を目標として掲げております。この目標は決して楽観的な見通しを示すものではなく、置かれた厳しい現状を前提に、可能な限りの対策を積み重ねていくという姿勢を示したものであります。その上で、アクションプランにおける重点的な取組の方向性について、現時点で特に重要と考えている視点を申し上げます。

1つ目は、結婚・子育て応援であります。出生数の減少が続く中、安心して子供を産み育てられる環境を整えてまいります。

2つ目は、しごと・人材応援であります。安定した雇用の場を確保し、地域の活力を高めるため、事業活動がしやすい環境づくりや、新たな産業の創出につながる取組を進めてまいります。

3つ目は、移住・定住応援であります。地域への新たな人の流れを生み出すため、住環境や生活環境の充実など、多様な観点から定住につながる仕組みづくりに取り組んでまいります。

そして、4つ目、健幸づくり応援であります。市民一人一人が心身ともに健やかに暮らし続けられるよう、健康づくりや介護予防の推進、地域での支え合い体制の強化などを通じ、日常生活の質を向上させる取組を進めてまいります。

これらの視点を踏まえ、ずっと住みたい健幸都市やまがの実現に向け、アクションプランの策定を進めるとともに、基本構想で示した方向性を具体的な施策へと落とし込み、本市の総合計画として着実に形にしてまいります。

○有働辰喜 議長

金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

答弁では、この指標に掲げている目標、人口の緩やかな減少抑制は、楽観的な見通しを示すものではなく、厳しい現状を踏まえ、可能な限りの対策を積み重ねていく姿勢を示したものということです。市長が説明されたから分かることで、指標1、人口ビジョンについて、人口の緩やかな減少抑制を設定していると言われても、果たして何人の人が理解されるでしょうか。今日聞きましたから分かるわけです。

また、前期4年のアクションプランについては、現在策定作業を進めている段階で、重点分野の精査を行っているとのことです。本市の最上位計画となる総合計画の策定ですから、基本構想の提案と同時に、基本計画案でも資料として提示していただくと、より理解することができるのではと思ったところです。

私が思いますに、基本構想、基本計画、実施計画を合わせたものが第3次総合計画となるため、計画ができた段階で、つまり年度末になりますが、3月議会に提案してもよかったですのではないかと思うところです。

最後に、市長は重点的に取組の方向性について、4つの視点、結婚・子育て応援、しごと・人材応援、移住・定住応援、健幸づくり応援を進めていくと言われました。私がお願いしたかったのは、人口減少を抑制するための重要施策について、早田市長が一推しの施策をお伺いしたいと思っていました。例えば、移住・定住応援の中にも、いろんな支援策があるかと思います。この中から山鹿市独自の施策、市長の思いを前面に打ち出すことが他市との比較材料となり、ひいては本市の移住・定住促進につながるものと思っております。

今回は、早田市長の思いを聞けませんでしたので、再度、3月議会にお聞かせいただければと思います。

質問を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、金光議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩をいたします。再開は、午後1時からを予定しております。

午前11時57分 休憩

午後 1 時00分 開議

○有働辰喜 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、山下誠治議員の発言を許します。山下議員。

[11番 山下誠治 議員 登壇]

○山下誠治 議員

皆様、こんにちは。

ただいまより、睡魔が襲ってくる時間ですが、負けずに頑張っていきましょう。

議席番号11番、山下誠治です。

発言通告に従い、2件の一般質問をさせていただきます。

1件目は重点支援地方交付金について、2件目は小学生の通学路と小中学生の通学について、一問一答にてよろしくお願ひいたします。

では、まず重点支援地方交付金についてお尋ねします。11月21日、政府は総合経済対策を閣議決定いたしました。ガソリン減税、電気・ガス補助、子育て応援手当、そして今回、地方自治体が自由に使える重点支援地方交付金については、政府は1人当たり3,000円相当のお米券や電子クーポン券の配布などを推奨するということですが、山鹿市として、どのような支援策をお考えなのかお尋ねします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

国の総合経済対策の中で、生活の安全保障・物価高への対応が掲げられ、重点支援地方交付金を拡充し、地方公共団体が行う物価高対策を支援するとしております。

今回の重点支援地方交付金の拡充において、食料品の物価高騰に対する支援を措置するため、プレミアム商品券の発行など、食料品の物価高騰に対する支援についての特別加算が新たに設けられることになっております。

地方公共団体ごとの交付限度額につきましては、国の補正予算成立後に示されることになっておりますが、本市におきましては、重点支援地方交付金の拡充の趣旨を踏まえ、物価高騰の影響を受けている市民の方々へ広く支援が行き渡るよう、必要な対策を検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

山下議員。

[11番 山下誠治 議員 登壇]

○山下誠治 議員

今回の総合経済対策については、高市政権の目玉として、特に重点支援地方交付金については、お米券を話題として、新聞・ニュースなどで盛んに報道されております。市民の皆さんへの周知も、それにより自然と広がっているように思いますし、関心も高いようです。山鹿市独自で加算なども検討していただき、よりよき支援対策になるようお願ひいたします。

では、2件目、小学生の通学路についてお尋ねします。これは鹿本小学校生に關することあります。私は、平日の朝、国道325号線、鹿本町のリオ前交差点でいさつ運動、通学見守りをしておりますが、国道の迂回路として、多くの車が山鹿方面のヤマダ電機前から中川医院前へ続く市道中御宇田線へ入り、鹿本小学校の正門前、県道津留鹿本線を通過しております。

国道325号線への左折が中心ですが、大型車が含まれ、渋滞が日常化しているのが現状です。そして、ときには325号線、リオ前交差点から、鹿本小学校正門前まで車の列が続くこともあります。青信号を待ちわびた車が速度を速め、赤信号になつても交差点に進入する車もあります。以前は、採石場からのダンプ道路として、早朝から多くのダンプが走っていましたが、国体道路などの新設・改良により、ダンプの走る機会が減り、徒歩通学児童の安全が確保されてよう感じておりました。しかし、現在は市道中御宇田線の拡幅改良により、国道3号線からの迂回路として多くの大型車が利用されるようになり、徒歩通学児童の安全が確保されているのか疑問が生じております。

そこで、解決策の一つとして、ヤマダ電機交差点から市道中御宇田線への進入に時間制限を設けての重量制限が可能かお聞きいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。隈部建設部長。

[隈部光磨 建設部長 登壇]

○隈部光磨 建設部長

御質問にお答えいたします。

市道中御宇田線の当該区間におきましては、昭和50年代前半に内田川地区第3工区圃場整備事業の中で整備された農道を、その後、町道認定され、合併後は市道として引き継いだ路線であり、道路幅員は約4メートルと狭く、普通自動車同士が安全に離合することが容易でなかったため、車両の交通事故等も頻繁に起きており、また、通学生や歩行者の安全が確保できていない状況でございました。

このような状況下で、大型車両等が進入してきた場合、舗装や道路自体の構造にも大きな支障を来し、併せて交通の面からも支障があることなどから、重量制限を設けられ、大型車両等の通行を制限した経緯があります。

しかしながら、この路線については、当時から通勤や通学に利用されている車両も多かったため、主要な幹線道路として地域の皆様方からの御要望などを受け、車道幅員を約8メートルまで拡幅し、加えて歩行者等の安全確保のため3.5メートルの歩道も整備しております。

その結果、法律で定められた道路構造令の基準を満たす道路となり、大型車両等も含め安全な往来が可能となったことで、公安委員会と協議の上、重量制限が解除されております。

このような経緯から、現時点では再度、重量制限を設けることは難しいと考えておりますが、将来を担う子供たちの安全を確保するという点に留意しながら、状況を注視してまいりたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

山下議員。

[11番 山下誠治 議員 登壇]

○山下誠治 議員

ただいまの答弁で、中御宇田線の車道幅員約8メートル、歩道3.5メートルの整備により、法律で定められた道路構造令の基準を満たす道路となり、重量制限が解除されたと答弁されました。

市道の安全はそうだとしても、私が言っている問題は、中御宇田線から鹿本小学校正門前道路、県道津留鹿本線に進入してくる大型車の通行規制を、時間制限でいいので、徒步通学の生徒の安全確保として、どうしても必要ではないかと思うことです。

津留鹿本線への通行を止めるためには、先ほど申しましたヤマダ電機前から市道中御宇田線に左折してくる車両に直進してもらい、国道325号線を左折してもらえないかということです。しかしながら、答弁を聞きますと、現時点では残念ながら無理のようです。

そこで、もう一つの対策として、鹿本小学校前から国道325号線につながる県道津留鹿本線の区間を、スクールゾーンに設定することはできないかお尋ねします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。北本教育部首席教育審議員。

[北本憲仁 教育部首席教育審議員 登壇]

○北本憲仁 教育部首席教育審議員

御質問にお答えいたします。

スクールゾーンは、通学時間帯の車両通行規制などを行うものであり、熊本県公安委員会が所管する熊本県警が権限を持ちます。なお、当該路線については県道であるため、道路の占用、標識設置などに関わる権限は道路管理者である熊本県が所管します。

一般的にスクールゾーンの要望については、学校やPTA等から警察へ相談、地元住民や関係者からの合意形成の下、要望書を提出し、警察が交通量や速度、事故データを調査、必要性や効果、波及影響を評価され、最終的に県公安委員会が判断されます。当該路線は、通学路であるため、既に時速30キロメートルの速度規制がされているところです。

市としましては、通学の実態等を把握し、熊本県・山鹿警察署・学校・地域と連携して、登下校の安全確保に努めてまいります。

なお、本市では、毎年、山鹿市通学路交通安全プログラムに基づき、各小学校から報告された通学路危険箇所における通学路合同点検を関係機関と連携して実施しております。当該路線の一部については、今年度、危険箇所として鹿本小学校から報告があり、これに対し、道路を所管する熊本県が11月にガードレールを設置されており、安全性の向上につながっております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

山下議員。

[11番 山下誠治 議員 登壇]

○山下誠治 議員

小学校へ徒歩で通学する子供たちの安全を考え、対策をお願いしても、交通規制についてはかなり高いハードルがあることを感じます。たとえ交通規制ができたとしても、相当な時間がかかりそうです。小型車から大型車まで、車の走行と隣り合わせの徒歩通学の子供たちを交通事故から守るために、すぐできる対策はガードすることかなと思います。

先ほど、30キロ規制と言われましたが、恐らく30キロ規制を守って車は走っていないように、私は思います。それに、先ほど答弁でガードレール設置と言われましたが、鹿本小学校正門正面から北側が中御宇田線合流地点まで160メートルあります。その合流地点の一部が破損していたので、その部分かと思っております。

繰り返しますが、北側に関しては中御宇田線合流地点から小学校正門まで、距離約160メートル、歩道の幅は約120センチ、狭いところでは100センチです。そして、

そこにポール2メートル間隔のガードパイプが設置されております。反対に、南側、国道325号線の交差点から鹿本小学校グラウンド入り口、距離120メートル、歩道の幅約180センチ、狭いところでは110センチです。そこにポール4メートル間隔の昔ながらの古いガードレールが設置しております。私が確認しましたところ、ポールの間隔が短いほど強度が増すようです。

そこで、南側の120メートルのガードレールを、北側同様、より強度が高いものに変えていただきたいと思っております。毎年行われている山鹿市通学路交通安全プログラム、通学路危険箇所合同点検で確認していただき、対応していただきますよう強くお願ひいたします。

それでは、登下校の指導についてお尋ねします。市内には8つの小学校、5つの中学校があり、児童・生徒、朝から元気に徒歩や自転車により通学しています。合併により、スクールバスの利用もありますが、全ての児童・生徒の登下校の安全確保は最重要課題だと思っております。保護者や地域のボランティアの皆様、先生方による安全指導や見守りは行われているようですが、ところによると、中学生の自転車通学時に並列走行の危険性を指摘された方もおられます。子供たち自身の安全確保、子供たちが自分で行うことも大切だと思いますが、現在、登下校指導を教育委員会としてどのように指導されているかお伺いします。

#### ○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。北本教育部首席教育審議員。

[北本憲仁 教育部首席教育審議員 登壇]

#### ○北本憲仁 教育部首席教育審議員

御質問にお答えいたします。

市内中学校では、登下校時に校門等でヘルメット着用の個別指導を行っております。また、近年は自転車の運転者が加害者になるケースもあるため、毎年度初めに警察等を招いての交通安全講話を開催し、全校挙げて、交通安全に努めております。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○有働辰喜 議長

山下議員。

[11番 山下誠治 議員 登壇]

#### ○山下誠治 議員

交通事故は、加害者・被害者、どちらにとってもつらく、何もいいことはありません。登下校に限らず、日常生活においても、事故に遭わないように、教育現場においても適切な指導を続けていただきますようお願い申し上げます。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。

## ○有働辰喜 議長

以上で、山下議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、永田壮拡議員の発言を許します。永田議員。

[6番 永田壮拡 議員 登壇]

## ○永田壮拡 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号6番、永田壮拡でございます。

本日は、3項目について質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

早いもので、12月に入り、今年も残すところ1か月を切りました。例年、この時期は全国的にふるさと納税の寄附が集中する駆け込みシーズンとなり、本市にとりましても大変重要な時期となります。

そこで、まずはふるさと応援寄附金の活用についてお伺いをしていきます。本日の午前中にも、ふるさと納税に関する質問がございましたが、御承知のとおり、本市のふるさと応援寄附金は、年々増加をしております。これは関係部署の皆様、そして返礼品事業者の皆様の日々の御努力のたまものであり、その御尽力に対し、まずは心から敬意と感謝を申し上げます。

全国の自治体間で競争が一段と激しさを増す中において、山鹿市が着実に成果を伸ばしていることは、大変心強く、本市の魅力が幅広く評価されているあかしであると受け止めております。

また、この寄附金は、今後の山鹿市の魅力発信や地域づくりを推進していく上で、ますます重要な財源となるものであり、引き続き拡大を目指すべき重要な柱であると考えております。

一方で、寄附金は寄附者から寄せられた大切な応援の意志であるとともに、市の施策を支える重要な財源であるからこそ、その活用方法につきましては、制度本来の趣旨に沿った形での透明性、そして市民及び寄附者への説明責任が一層求められるわけであります。

そこで、まず本市におけるふるさと応援寄附金の活用の現状についてお伺いをいたします。本市では、市ホームページなどで公表されているとおり、寄附金を様々な事業の財源として活用しておられます、その内訳として具体的にどのような事業に配分をされているのか。新規事業と既存事業で、それぞれどの程度の割合となっているのかをお伺いをいたします。

## ○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡 隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

ふるさと応援寄附金の使途事業及び充当割合につきまして、令和6年度の実績事業から申し上げます。

まず、主な既存事業としまして、農業担い手育成支援事業、物産館事業、商業振興事業、外国語指導事業、新入学児童支援事業、救急医療対策事業、地域振興としての祭り・イベント等に4億1720万6000円、全体の9割を充当しております。

また、新規事業としまして、やまが和栗日本一プロジェクト、工業団地の整備、創業開業チャレンジ応援事業、学校教育現場におけるICT支援員、イメージ戦略推進事業等に4030万円を活用しているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮拡 議員 登壇]

○永田壮拡 議員

ただいま御答弁いただきましたように、ふるさと応援寄附金は本市の厳しい財政状況において、新規事業及び既存事業のいずれにも貴重な財源として活用されております。現状では、新規事業に約1割、既存事業に約9割が充てられているとのことでありますが、この状況を踏まえ、制度本来の目的との整合性についてお伺いをいたします。

ふるさと納税制度は、総務省が掲げる基本理念としまして、納税者と自治体が互いの成長を高め合う新たな環境を築くことを目的としております。自治体は納税者の志に応える施策の向上を図り、納税者は地方行政への関心と参加意識を高める。すなわち、一人一人の貢献が地域を変え、よりよい未来をつくり、全国の地域に活力が生まれることを期待した制度であります。

また、ふるさと納税制度には、自治体が新たな取組に挑戦し、地域の個性を發揮するための追加的な財源として創設された側面がございます。その理念に照らせば、寄附金が新規事業へ積極的に活用されることが、本来の趣旨に即した姿であると考えられます。

しかし、本市では、寄附金の大部分、すなわち9割がこれまで一般財源が賄ってきた既存事業の補墳的な財源として活用されている状況にあります。もちろん財源が厳しい中で、柔軟に用いる姿勢を否定するものではありませんし、既存施策の中にも市民生活に不可欠な事業は多くございます。

とはいっても、こうした活用が恒常化しますと、寄附金が通常財源化し、制度の意義

そのものが希薄化してしまうといった懸念がございます。加えて、寄附者の多くは、自治体の挑戦や新たな取組を期待して寄附をされております。その寄附金がほとんど既存事業に充てられている現状が続けば、寄附者の期待に応えられず、結果として寄附意欲の低下にもつながりかねません。

そこで、質問をさせていただきます。市として、ふるさと納税制度本来の目的をどのように捉えられ、その理念を踏まえて寄附金をどのように活用しておられるのかお考えをお伺いをいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

ふるさと応援寄附金には3つの大きな意義がございます。1つ目は、生まれ故郷やお世話になった地域、応援したい地域に貢献したいという納税者の思いを実現すること。2つ目は、納税者自らが寄附先を選択することで、税に対する意識を高めること。3つ目は、貴重な自主財源の確保を通じて、自治体間の健全な競争が生まれ、地域の活性化やその在り方を考えるきっかけにつながることでございます。

なお、本市がいただいたふるさと応援寄附金の活用状況につきましては、その内容を御理解いただけるよう、市ホームページにおいて取組事業を公表しており、いずれも制度本来の趣旨に沿った活用を図っているところでございます。

今後も、ふるさと応援寄附金の意義である地域の活性化や寄附者の意向を十分踏まえた事業に、適切に活用してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮拡 議員 登壇]

○永田壮拡 議員

ただいまの御答弁を受け、ふるさと応援寄附金の制度趣旨に沿った活用に努められているということは、私も理解するところであります。一方で、寄附金の配分状況には課題も見られると、私自身、感じております。

そこで、次にふるさと納税財源への依存リスクと今後の活用方針についてお伺いをいたします。ふるさと納税は、本市にとって大変ありがたい財源である一方で、制度改正や返礼品競争、ポータル事業者の動向など、外部環境によって寄附額が大きく左右されます非常に不安定な財源であります。そのため、この財源に既存事業

が過度に依存する構造が生まれれば、寄附額が減少した際に施策の継続が困難になるばかりか、市政運営全体に深刻な影響を及ぼす可能性がございます。ふるさと応援寄附金は、関係者の御努力によって積み上げられた貴重な財産です。その価値を最大限に生かすためにも、市として持続可能で適正な活用方針を示すことが重要だと思います。

そこで、お伺いをいたします。こうした不安定財源への依存リスクについての本市の御見解と、ふるさと応援寄附金の今後の活用方針をお伺いをいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、ふるさと応援寄附金は近年大きく増加しているとはいえ、不安定な財源であります。制度上の規制や改正の影響を受けるほか、特に本市のふるさと応援寄附金の返礼品の約85%が農畜産物であることから、毎年の作況などにより、寄附額が大きく変動することは想定しておく必要がございます。

本市では、当該年度にいただいたふるさと応援寄附金から諸経費を除いた額を、ふるさと応援基金へ積み立て、翌年度に財源化して活用しております。これは、毎年度の寄附金の増減を見極めながら翌年度予算を編成し、財政運営に支障が生じないようにするためのものでございます。

引き続き、ふるさと応援寄附金がその意義や寄附者の思いに沿い、山鹿市民や地域の活性化につながる、よりよい活用となるよう努めるとともに、財政の健全化にも資するよう、寄附金の拡大につながる取組も進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮拡 議員 登壇]

○永田壮拡 議員

寄附金の拡大だけにとどまらず、どうかこのふるさと納税を移住・観光にきっかけづくりとして、寄附者の皆様が山鹿市のファンとなつていただけるような取組を推進していただきますようにお願いを申し上げまして、次の質間に移ります。

次に、山鹿灯籠まつり、千人灯籠踊り手の確保についてお伺いをいたします。今年の山鹿灯籠まつりも、2日間にわたりまして、多くの来場者をお迎えし、盛大に開催することができました。山鹿灯籠まつり実行委員会をはじめ、関係者の皆様、

そして市民の皆様のお支えに心から感謝を申し上げる次第です。

一方で、千人灯籠踊りにつきましては、直前の雨により、残念ながら中止を余儀なくされました。楽しみにされていた来場者の皆様はもちろん、練習を重ねてこられた踊り手の方々のお気持ちは、察するに余りあるところでございます。

さて、この千人灯籠踊り手の確保については、令和6年12月議会におきまして、区費から報酬を支払うなどして踊り手確保をされているという現状など、各地区が大変苦慮されているといった状況を問題提起をしまして、質問をしたところであります。

その際の部長答弁では、踊り手への報酬については、課題として今後議論を重ねていくしながらも、本市の伝統文化として千人灯籠踊りを継承していくためには、山鹿市民の参加が不可欠である。そのため、区長会等の協力を得ながら、踊り手の確保に努めていくとの御答弁でございました。

その結果、昨年、令和6年の踊り手総数は854人、その内訳は区長会への依頼による市内参加者が496人、一般公募枠の市外参加者が208人、中学生を含むその他団体が150人となっております。この区長会への協力依頼については、旧山鹿市の山鹿地域が対象であり、鹿北、菊鹿、鹿本、鹿央の4町は、市外扱いとなるため、申込開始時期を早める工夫などはされておりますが、4町につきましては一般公募枠としての取扱いとなっている状況であります。

千人灯籠踊りの山鹿市民への継承を目的に、一般公募枠を拡大せずに、市民参加を優先してきたということは、私の一定理解するところであります。しかし、昨年の参加者のその実態はどのようになっているのかというものを、ここで改めて把握する必要があると考えております。

そこで、1点目の質問です。本年度の山鹿地域の区長会に依頼しました参加者の内訳、こちらについてお伺いをいたします。

#### ○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

#### ○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問にお答えいたします。

山鹿地域からの参加者は、各区長に参加名簿を取りまとめていただき、各地区での練習会を経て、祭り当日に参加していただくことになります。今年の参加者は463名で、このうち約半数は市外から踊り手を各区で受け入れられております。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮拡 議員 登壇]

○永田壮拡 議員

各地区に依頼して参加をしていただいた、先ほど463名のうち、約半数、230名ほどの方が山鹿市外からの参加者であり、こちらに4町の参加者の方を含めますと、いわゆる一般公募枠に該当する参加というものは、相当数に上るんだというふうに思います。

インターネットによる一般公募は、募集開始からすぐに定員に達する状況にあるものの、一般枠の拡大には慎重な姿勢であります。先ほども申し上げように、その理由として、地元住民による郷土愛の醸成や伝統継承のため、地元枠を維持する必要があるとしております。

しかし、地元枠の実態は、先ほどの答弁のように、市が考えるような地元住民が自然と参加し、伝統をつなぐという姿とは程遠いものになっております。また、地区任せになっているため、地区内だけでは到底人数が足りず、地区外、さらには市外から踊り手を動員して、埋め合わせをしている状況であります。もはや地元住民枠と呼ぶには実態が伴っておらず、理念として掲げる郷土愛や伝統継承を理由に、一般枠を抑制するといった説明は説得力に欠けるように思います。

さらに、前回の質問でも申し上げましたとおり、地区によっては踊り手の確保のために地区会計から報酬を支出している例もあります。このことは、一般公募枠については無報酬とする中においては、不公平感を生み、自治会運営にも大きな負担となっております。本来、市が掲げる郷土愛の醸成は、地域住民が自発的に参加したくなる環境づくりから育まれるべきものであり、地区がノルマ達成のため外部動員をし、金銭負担まで発生している。こうした現状は、その理念とはかけ離れていると言わざるを得ません。

こうした状況を踏まえれば、参加希望者も多く、かつ山鹿市民であるにも関わらず、一般公募枠扱いとなっている鹿北、菊鹿、鹿本、鹿央の4町の山鹿市民の皆様について、枠の在り方を見直す余地が十分にあるのではないかと考えております。

そこで、質問をさせていただきます。ただいま申し上げました参加者の現状、そして4町も山鹿市民であるということを踏まえ、一般公募枠の拡大について、市としてどのようにお考えかお伺いをいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問にお答えいたします。

山鹿地域参加者が減少し、踊り手の確保が課題となる一方で、インターネットにより募集する今年の一般参加者、いわゆる市外参加者は229名であり、令和5年度と比較すると54名の増加、令和6年度と比較すると21名の増加となっております。

しかしながら、一般参加者の受入れは、事前練習会の開催、祭り当日の踊り手専用駐車場からの送迎や、着つけ場所の準備、祭り会場への誘導など、スタッフとして従事する市職員が対応しております。現状の職員体制で今以上の拡大に対応することは困難でありますので、従来の募集方法にとらわれない踊り手の確保が必要であると考えております。

今後、旧4町を含めまして、参加しやすい仕組みづくりを、山鹿灯籠まつり実行委員会の皆様としっかりと議論してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮拡 議員 登壇]

○永田壮拡 議員

御答弁にありましたように、職員体制の負担など、職場での、そして現場での御苦労に対しては理解をしているところであります。一方で、各地区におきましても、着付けだったり、送迎だったり、同じような負担があるということは、御承知おきいただきたいなというふうに思っております。

いずれにしましても、参加者の確保が大きな課題となっている現状を踏まえれば、時代を担う子供たちが参加しやすい環境づくりというものが今後は欠かせないかというふうに思っております。

そこで、次に子供たちへの伝統継承と郷土愛の醸成についてお伺いをいたします。

まず、子供たちの意欲をそいでしまった非常に残念な事案について、少し冒頭で触れたいというふうに思います。山鹿灯籠まつりの2日目、千人灯籠踊りが行われる日の早朝には、来場者の皆さんに気持ちよく祭りを楽しんでいただこうと、市内の小中高生が毎年、有志でボランティアの清掃に取り組んでくれております。

そうした中、今年、山鹿中学校では祭りの環境美化とマナー向上の一助となればという思いから、ポイ捨て防止を呼びかける啓発ポスターとごみ箱を、生徒たちが自主的に作成をしました。ぜひ祭りで使ってほしいと、生徒自らが市役所に電話をかけられ、活用を申し入れたと伺っております。

しかし、市の対応はその申出を断るというものでございました。理由として、生徒たちに示されたのは、次のとおりであります。ごみ箱の設置は減少傾向にあるこ

と、ごみを自分で持ち帰る山鹿市民であってほしいこと、ごみ箱を設置する場合は誰かがごみ箱の様子を監視しておかなければならぬこと、ごみ箱のごみが増えると、ごみ収集される方への負担が増えること、ポスターは夜のお祭りなので、ポスターが見えづらくなること、ポスターを設置するならば、新たに掲示板やホワイトボードを準備する必要があることなどと伺っております。

この対応に、生徒からは、もうこんな山鹿は大嫌いだといった声さえ上がっており、PTA役員会でも議論になるほど、大きな問題として受け止められております。祭り開催前で、職員の皆様が大変お忙しい状況にあったことは、十分承知をしております。しかしながら、全てを受け入れることは難しかったとしても、子供たちの思いやその行動に対して、何らかの形で寄り添う対応はできなかつたのかと、大変残念に思うところであります。

子供たちが自ら考え、地域のために行動しようとした芽を摘むことは、市が掲げます郷土愛、伝統継承の理念とは正反対の行動でございます。昨年からは、中学生にも踊り手参加を依頼し始めた中で、将来の踊り手、担い手となる世代の心を離れさせていては、祭りの持続性そのものに影響を与えるかというふうに思います。

そこで、質問をさせていただきます。こうした事実を踏まえ、山鹿灯籠まつりにおいて、子供たちの地域参加をどのように位置づけ、伝統継承と郷土愛の醸成につなげていかれるのか、市の御見解をお伺いいたします。

#### ○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

#### ○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問にお答えいたします。

千人灯籠踊りを本市の伝統行事として次世代へ継承していくために、昨年から市内全ての中学校に千人灯籠踊りへの参加を呼びかけたり、今年は灯籠踊り保存会の協力により、中学校の授業で山鹿灯籠踊りを体験してもらっております。また、学校活動で行われる祭り開催後のごみ拾いボランティアには、多くの児童・生徒が参加しております。

そのような中、今回、山鹿中学校から申出がありました、祭りで使用するごみ箱や、啓発ポスターの設置の受入れができなかつたことは、申し訳なく思っております。今後は、将来の山鹿を担う子供たちの気持ちに寄り添いながら、職員間の情報共有や、学校をはじめ、関係団体との連携を密にし、山鹿灯籠まつりやイベント等で活用させていただくことで、子供たちの思いを大切にしてまいります。

山鹿灯籠まつりは、本市の伝統や文化を体感でき、地域への愛着や誇りを深める

ことで、郷土愛が醸成される絶好の機会と考えています。今後も、子供たちに様々な形で参画してもらえる、誰からも愛される山鹿灯籠まつりとなるよう、教育委員会や学校と連携して取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮拡 議員 登壇]

○永田壮拡 議員

山鹿灯籠まつりは、本市を代表する伝統行事であり、郷土愛を育む大切な機会であります。踊り手確保が課題となる中にあっても、子供たちを含め、より多くの山鹿市民に参加していただくことこそが、祭り本来の姿であると考えております。今後とも、市民の皆様に一層愛される灯籠まつりとなりますことを御期待を申し上げながら、次の質問に入らせていただきます。

次に、本年発生しました職員による飲酒運転不祥事に対する市の対応の適切性についてお伺いをいたします。まず申し上げたいのは、今回の質問は個人の過ちを追求するものではなく、行政としての判断が適切であったかどうか。そして、職員の尊厳と安全を守る体制が十分に機能していたかどうかという観点から検証する必要があると考え、質問をさせていただきます。

まず、当該事案の処分がまだ確定していない段階で、市長が市職員全員に対して、22時以降の飲酒禁止を指示された点についてであります。この指示は、多くの職員の私生活に直接影響し、さらには山鹿市飲食店組合から正式に撤回要望が提出されるなど、市民生活にも広く影響を及ぼしております。1つの不祥事に対して、事情の異なる全ての職員に一律の行動制限を課すことは、私生活への過度な介入であり、地方公務員法における職務専念義務の趣旨から見ても、大いに問題があったのではないかと考えます。

こうした状況を踏まえ、質問させていただきます。この一律の飲酒禁止を指示するに当たり、どのような根拠や合理性をもって判断をされたのか、市長にお伺いをいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

まず、職員不祥事に関する初動対応について、御説明申し上げます。本件は、職員の酒気帯び運転に関する事案であります。僅か3年前にも同様の事案が発生して

おり、市民の皆様の信頼を損なう重大な事態であると、重く受け止めて対応する必要があると判断をいたしました。

そのため、不祥事に関係した職員個人の反省を求めるのみならず、市職員全体の意識を改め、再発防止に向けた取組が必要であるとの考え方から、年内におけるアルコールを伴う飲食は、原則として午後10時までとすること、翌日の勤務に酒気が残らないよう十分留意することという2点について、目安を示しました。具体的に目安を示すことにより、職員全体に責任ある行動を促すきっかけとなるものと考えたところです。

ここで示した目安は、組織風土を改めるための呼びかけであり、民間企業でも職場改善運動として行われる取組の一つです。内容としても、原則としてという彈力的な運用を取りつつ、組織としての反省と市民からの信頼回復を目指すものであります。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮拡 議員 登壇]

○永田壮拡 議員

飲酒運転は、決して許される行為ではなく、その根絶に向けた取組や、市職員への意識づけは極めて重要であります。目安という表現を使われましたけれども、具体的な時間と行動の制限を指示をしているわけでありまして、こうした本市が行った22時以降の飲酒禁止という一律の行動制限については、明らかに地方公務員法に反するものであり、その必要性、合理性、実効性のいずれの観点から見ても、過剰であったのではないかと考えております。

飲酒運転を防ぐ方法には、ほかにも多くございます。公共交通機関やタクシーの利用徹底、職場内でのモラルの向上、さらには飲酒チェッカーなどの客観的な確認手段の活用などにより、より適切で現実的な対応が可能であったはずであります。

また、この行動制限は、先ほど市長が言われました、当初、年内までと周知されたものの、実際には撤回に至った経緯が十分に説明されずに、要望を提出された飲食店組合や市職員に対する情報共有も不十分なままに収束をしたといった声も聞いております。

今回と同様の行動制限措置は、他自治体においても見られましたが、法的根拠に乏しいことや、人権侵害の恐れがあるとして撤回に至った例が複数ございました。飲酒運転防止という目的自体は正当であっても、過剰な私生活への介入は自治体として慎重であるべきであり、最終的に取り下げられたのであれば、それは当然の判断であったかというふうに思います。

そこで、質問させていただきます。本市が、この22時以降の飲酒禁止を撤回したとする背景には、当初の判断が不適切であったという御認識があつたのでしょうか。どのような経緯をもつて、この行動制限が撤回されたというふうに伺っておりますが、その理由をお伺いしたいというふうに思います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

当初、年内におけるアルコールを伴う飲食は原則として午後10時までとすること、翌日の勤務に酒気が残らないよう十分留意することの2点を職員の皆様にお願いしたところです。

この趣旨は、組織としての反省を示し、市民の皆様からの信頼回復を目指すものでございました。その後、山鹿警察署の御協力を得て交通法規研修を実施し、職員一人一人が今回の事態を全ての職員の問題と捉え、飲酒に起因する不祥事全般について再発防止に取り組むこと、市民の信頼の回復に努めることを十分認識したことが、組織として幹部職員とともに確認できたため、11月17日付で期間を繰り上げて終了させることとしたものでございます。

あわせて、年末年始を控えるこの時期に改めて、飲酒運転の撲滅はもちろんのこと、市民の皆様の疑惑や不信を招くような行為につきましては厳に慎むよう、職員一人一人が自らの行動に十分注意を払うよう通達を発出しております。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮拡 議員 登壇]

○永田壮拡 議員

この行動制限については、様々な法律等も関連いたしますので、今回はこの件については終了させていただいたと思いますけれども、また法規等を確認をさせていただきまして、必要であれば、今後また質問をさせていただければというふうに思います。

次に、事案後の当該職員への対応についてお尋ねをいたします。不祥事が発生した際には、処分の適正さだけではなく、当該職員の人権を損なうような二次的な被害が生じないよう、組織として細心の注意を払う必要があります。過度な業務命令や不用意な配置転換、市民対応の現場における心理的不快の無配慮といった事態が生じれば、それは組織しても見過ごすことのできない問題でございます。

そこで、質問させていただきます。この事案発生後、市として当該職員に対して、

どのような対応が取られたのかお伺いをいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

まず、処分が確定するまでの期間における対応につきましては、当事者の心理的負担や警察による取調べへの対応を考慮し、本人の意向を確認した上で、有給休暇を取得して休むこととなりました。

また、本人の処分の判断につきましては、当初、警察の捜査結果を待つことを検討しておりましたが、結果が出るまで数か月かかる見通しであったため、迅速に対応する必要性から、本人への聞き取り調査、現地確認、ドライブレコーダー等の証拠を基に、懲戒等審議会で審議し、判断を行いました。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮拡 議員 登壇]

○永田壮拡 議員

今回の事案の中で、特に重視すべきところは、当該職員への人権尊重と心理的安全性が適切に確保されていたのかという点であります。

市は、当該職員への処分を保留したまま、本人の希望により休暇扱いとしたとの説明でございました。しかし、その休暇期間中にもかかわらず、当該職員を国勢調査業務に従事させていたと伺っております。休暇中の職員を対外業務に従事させるという判断については、大変疑問に思うところです。本来、休暇は心身の回復のための期間であり、市民から厳しい意見を直接受ける可能性のある国勢調査業務に配置をすることは、適切だったのでしょうか。

そこで、質問させていただきます。当該職員が休暇中としながら、国勢調査業務に従事させる判断に至った経緯と、その理由についてお伺いをいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

国勢調査についての対応につきましては、当該調査が事案発生前に既に開始され

たものであり、事案発生後は総務課で調査業務を引き継ぎました。

しかしながら、当事者本人が引き続き調査を行いたいとの意向を強く示したため、その意思を尊重するとともに、業務を継続する上で想定されるリスクや、留意すべき点を丁寧に説明した上で、引き続き本人に担当させる判断をいたしました。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮拡 議員 登壇]

#### ○永田壮拡 議員

御本人の希望であれば、何でも任せるという姿勢ではなく、職場として職員の安全と健康を守るために、時には静止すべき場面もあるはずであります。危機管理の基本は、個人の判断に委ねるのではなく、組織としてリスクを見極め、予期せぬ事態を未然に防ぐことあります。

今回の一連の対応を振り返ると、個々の判断がどの部署で、誰の責任において行われたのか、その意思決定の透明性が十分であったとは言い難い状況が見受けられます。特に処分保留のまま、休暇中に対外業務に従事させるという矛盾する判断、そして全職員への一律の飲酒禁止といった重大な指示について、庁内における協議体制や専門部署の関わりがどこまであったのかが問われるところであります。市として、危機管理を適切に行うためには、一定の手順と根拠に基づき、複数の部署が連携して決定される体制が重要だと思います。

また、市民生活や職員の健康に深い影響を与える判断については、なおさら慎重かつ組織的な対応が求められます。

そこで、最後の質問です。本市における危機管理体制の現状をどのように捉え、今後どのような再発防止策を講じていかれるのかお伺いをいたします。

#### ○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

#### ○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

まず、職員に対する危機管理体制としましては、不安を抱える職員への面談や、外部保健師による出張保健室を実施し、早期発見・早期支援に努めております。

次に、再発防止策としましては、山鹿警察署から講師を派遣いただき、課長補佐級以上を対象とした交通法規研修を実施したところです。また、職員の綱紀粛正や全体の奉仕者としての自覚、服務規律の確保について、全職員宛てに市長からの命

令による通達を発出し、周知徹底を図っております。

飲酒運転をはじめ、飲酒に起因する不祥事の防止につきましては、まずもって職員一人一人の自覚が重要でございます。あわせて、単に個人の問題として捉えるのではなく、お互いが声をかけ合うことのできる風通しのよい職場、相談しやすい環境づくりを通じて、組織全体で飲酒による不祥事をしない、させない風土づくりに全力で努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮拡 議員 登壇]

○永田壮拡 議員

今回は、3点について質問をさせていただきました。いずれも、本市の将来、市民の信頼、そして行政組織の健全性に深く関わる重要な課題であると思います。どうか早田市長のリーダーシップの下に、今後の市政運営がより透明性を高め、市民に寄り添いながら、さらに前向きに発展していくことを強く御期待を申し上げながら、私の一般質問を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、永田議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩をいたします。2時15分から再開をいたします。

午後2時04分 休憩

○

午後2時15分 開議

○有働辰喜 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、勢田昭一議員の発言を許します。勢田議員。

[17番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号17番、勢田昭一であります。

発言通告に従って、一般質問をいたします。

私のスローガンは、守ること、つなぐこと、創り出すことです。このスローガンの3つの視点で、一般質問をさせていただきます。それぞれに一問一答でお願いをいたします。

まず、この言葉をお聞きください。働いて、働いて、働いて、働いて、働いてま

いります。この言葉は、今年の流行語大賞に輝きました。皆さん、この言葉を聞いて、どう思われますか。それは働きすぎばいという感じもあるかと思います。

最初に、守る視点で、職員の働きやすい職場環境についてあります。山鹿市庁舎内で、課長級以上の後方に、よかボス宣言という額縁をよく見かけます。これは、早田市長のよかボス宣言であります。この中にこういう言葉がございます。紹介をさせていただきます。3番目に、私は市職員が計画的に休みを取ることなど、積極的に心と体のリフレッシュを図るよう勧めますという言葉がございます。

そこで、そのとおりに実践されているのであればよろしいのですが、どうでしょうか。ふと、私もいろんな関係で庁舎内の部署を回ります。そうしておりますと、退職されました、あるいは休職されていますと、あちこちから聞こえてまいります。あくまでも市民サービスの仕事をする職員は、健康で頑張っていただきたいと願っております。そのためには、職員の職場環境の点検と改善が必要であると考えます。

その職員を守る視点でお尋ねをいたします。最初の質問です。早期・普通退職者、60歳未満の退職者の推移と、その原因を伺います。

#### ○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

#### ○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

まず、令和4年度から令和6年度までの60歳未満の退職者の人数は、令和4年度が7人、令和5年度が11人、令和6年度が11人となっております。この人数を職員数に占める割合で見ますと、熊本市を除く県内13市のうち8番目の水準となっております。

次に、採用後5年未満で退職した職員についてです。令和4年度は58人のうち1人、令和5年度は63人のうち4人となっております。

また、病気を理由として退職した職員は、令和4年度、令和5年度ともに3人となっております。病気以外の主な退職理由としましては、家業を継ぐこと、結婚などライフスタイルの変化、家族の転勤への同行、家族の介護のためなどが挙げられております。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○有働辰喜 議長

勢田議員。

[17番 勢田昭一 議員 登壇]

#### ○勢田昭一 議員

答弁にありましたように、その実態を把握することができました。

この数字が多いか少ないかの基準は別としましても、その理由が多岐にわたり、多様化していることも分かりました。昔は1つの職場に定年まで働くというのが常識でございました。しかし、今はその選択肢も自由になってきております。

私が一番心配するのは、希望に燃えて入った職員が、職場環境に失望し、退職することです。そういう面では、執行部が働きやすい職場環境をつくることが大切だと考えます。

そこで、2回目の質問をします。働きやすい職場環境の具体的な行動は何かあるのかを伺います。

#### ○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

#### ○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

本市では、誰もが働きやすい職場環境を実現することを目指し、ノー残業デーの実施や通年軽装の導入、さらに子育て中の職員や介護を担う職員を対象とした休暇制度などの充実に取り組んでまいりました。

また、令和6年9月からはフレックスタイム制度を試行しており、令和7年4月からは、その対象となる職員や利用条件の範囲を拡大し、より多くの職員が利用しやすい制度になるよう改善を重ねているところです。

さらに、令和8年1月からのフレックスタイム制度の本格実施を目指し、今議会におきまして改正条例案を提出しております。このフレックスタイム制度が正式に導入されると、県内では熊本市に次いで2例目となります。

今後も、職員一人一人が働きやすさを実感できる職場環境となるよう、制度の見直しや働き方の改善を着実に進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○有働辰喜 議長

勢田議員。

[17番 勢田昭一 議員 登壇]

#### ○勢田昭一 議員

現在、誰もが働きやすい職場環境を目指して、いろいろな形で取組状況を把握することができました。今定例会でも、第59号に上程されているフレックスタイム制度についても確認がきました。

要するに、誰もが働きやすい職場環境を目指す、さらなる改善をお願いをいたし

ます。そのためにも、P D C A、プラン、ドゥー、チェック、アクションで検証され、市民サービス向上のために、より一層の御尽力をお願いをいたします。これで、この質問については終わらせていただきます。

では、次の質問に移ります。2つ目の創り出す視点で、酒どころで交流人口の増加についてあります。先ほどは、職員の職場環境ですけれども、今度はがらりと変わりまして、酒どころで質問をさせていただきます。

御案内のとおり、本市には4つ、日本酒、ワイン、ウイスキー、ビールの製造所がございます。日本の自治体の中でもまれなエリアなんです。この酒どころをもっと交流人口の増加に結びつけることができると考えます。

このことについては、令和6年6月定例会で松見議員が、インバウンド事業の今後の取組と目標について一般質問をされております。そのときの答弁は、今後も本市の観光の核であります八千代座を中心とした豊前街道の町並みや市内各所の温泉、四季折々の農産物、お酒、栗スイーツなど、国内外にアピールし、集客に努めてまいりますとあります。このことは交流人口を増加するための方策であったと考えます。特に、国内外にアピールする、この部分については、具体的にどのようなアピールをされているのか大変興味深いところであります。

では、質問に移ります。酒どころを広く周知・P Rするための方策を伺います。

#### ○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

#### ○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問にお答えいたします。

日本酒につきましては、昨年12月に、日本の伝統的酒造りがユネスコ無形文化遺産に登録され、ウイスキーにつきましては、今年10月に県内初となります山鹿蒸溜所のシングルモルトジャパニーズウイスキーが発売されるなど、多種多様な酒どころとして、全国的に注目を集めております。

このような酒どころをP Rする事業として、本市及び熊本県鹿本地域振興局、商工・観光団体などの関係者で構成され、本市が事務局となる山鹿地域観光推進協議会が主体となり、各酒造メーカーと連携した山鹿4種のお酒プロジェクトを立ち上げ、観光資源の一つとして確立させる取組を進めております。

これまで、本年3月に、やまが酒巡りほろ酔いツアーと銘打った日帰りバスツアーの開催、10月には、市内飲食店等を経営する事業者を対象に酒造所巡りを開催し、4種のお酒の魅力を知ってもらい、取扱い増加につなげる取組を実施しております。

こういった取組により、関係人口の増加を図るとともに、S N Sやホームページ

での発信、またイベントを通じて新聞等のメディアで取り上げてもらうことで、酒どころとしての認知度向上を図っております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

勢田議員。

[17番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

ただいまの答弁から、PR事業として山鹿地域観光推進協議会を設立をし、その協議会が主体となり、各酒造メーカーと連携した山鹿4種お酒プロジェクトを立ち上げているとのこと。また、それぞれの団体が連携して、広く周知活動に取り組んでおられることも確認ができました。今後、積極的な認知度向上を図っていただくことを願っております。山鹿に来れば、4種のお酒が飲めますよのキャッチフレーズの下、酒どころであるという強みを生かしていけば、様々な効果が期待できます。

そこで、2回目の質問をいたします。今後の波及効果はどうか。また、今後の展望について伺います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたイベントに加え、本年11月に4つの酒造所と複合施設YAMA G A B A S Eが協働し、山鹿の酒文化の魅力を広く発信することを目的としたイベント、第2回美酒の宴が開催され、多くの来場者でにぎわっていました。また、今月7日に開催される新市20周年感謝祭にも、4つの酒造所の出店が予定されています。

さらに、令和8年1月から2月にかけては、山鹿市物産振興協会主催による山鹿温泉酒場めぐりフェア、2月には山鹿地域観光推進協議会による山鹿4種のお酒祭りが計画されております。

このように、地元の民間団体が主体となって、お酒をテーマとしたイベントや取組が多数企画されており、4種のお酒を通じた地域活性化や、市内でこれらのお酒を楽しめる飲食店が増えることで、飲食店と連携したにぎわいづくりが進むことも期待しております。

次に、今後の展望につきましては、市内の豊かな農林畜産物を生かした、おつまみ・料理の提供など、お酒を核とした地域づくりの展開や、お酒のPRを契機に、

山鹿の食や文化、癒やしが堪能できる魅力ある地域づくりを目指すなど、お酒が地域振興の重要な役割を担うことが期待されます。

本市としましては、この4種のお酒を新たな観光資源として活用し、山鹿の魅力を市内外へ積極的に発信することで、観光客の誘致や地域内での回遊性の向上、滞在時間の延長、観光消費額の増大等を図りながら、さらなる交流人口の増加につなげてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

勢田議員。

[17番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

答弁から、それぞれの波及効果、今後の展望も理解することができました。4種のお酒で交流人口の拡大と観光客の誘致、地域内での回遊性の向上、滞在時間の延長など、プラス面が大変大きいと感じました。そのことは、地域経済への効果もアップいたします。

早田市長は、選ばれる山鹿とよく言われます。この4種のお酒を活用することが、私はその一つの手段ではないかと考えております。

先に述べましたように、全国には約1,780の自治体があります。その中でも4種のお酒を製造するという地域は、極めてまれなエリアであると考えます。その特徴を生かし、1つ目に、全国・世界の旅行業者を集めて周知活動を実施されてはいかがでしょうか。2つ目に、4種のお酒を積極的に利用される宿泊施設、飲食店への支援もいかがでしょうか。そして、3つ目には、余談になりますが、吉田類さんを呼んで、それぞれ4か所を巡ってもらう。そういうことを取り組まれたらいかがでしょうか。

この地域に4つの製造所がある。本当にもう全国でもここだけしかないと、私は思っております。そういう意味でも、そこだけでも選ばれる山鹿になれると確信をいたしております。先ほど言いました3つの部分、特徴を生かした3つをぜひ実現させていただければと願っております。

それでは、アルコールから次は教育のほうに移らせていただきます。それでは、3つ目につなぐ視点で、日本一の学園都市やまがについての質問に移ります。マスコミや広報やまがなどを通じて、本市の子供たちの活動を知ることができます。最近では、全国学力学習状況調査が県内でも上位を占めているんだということ、それから2つ目には11月7日、天草市で開催されました熊本県中学校体育連盟駅伝大会で、男子、米野岳中学校が2位、山鹿中学校が7位、そして女子の部では、山鹿中

学校が3位、米野岳中学校が21位、そして先日11月29日、佐賀県で行われました九州大会では、男子の米野岳中学校が4位に入賞しております。

それとはまた別に、文化面では、11月9日、静岡県浜松市で開催された全日本合唱コンクール全国大会の金賞でございます。これは山鹿小学校、めのだけ小学校の合同チームでございます。そのほかにもたくさんあります。

それでは、今述べましたように、日本一の学園都市やまがの1回目の質問です。誰一人取り残さない教育を推進するための指導の重点は何かを伺います。

#### ○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。北本教育部首席教育審議員。

[北本憲仁 教育部首席教育審議員 登壇]

#### ○北本憲仁 教育部首席教育審議員

御質問の、誰一人取り残さない教育の実践を推進するための指導の重点について、お答えいたします。

本市では、山鹿市教育大綱を基に日本一の学園都市やまがを目指した誰一人取り残さない教育の実現を、令和7年度の学校教育指導の重点として、市内13校に提示しております。

より具体的な指導の重点3項目として、安心・安全な園・学校づくり、児童・生徒の自立に向けた特別支援教育、将来を見据えた学力保障を示し、いじめ・不登校の未然防止や特別支援教育に關わる校内支援体制の充実と学びの場の適切な保障、児童・生徒が主体的に学ぶ授業改善の推進等について、さらに具体的な評価項目を定めて、誰一人取り残さない教育の実現に向けた取組を充実しております。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○有働辰喜 議長

勢田議員。

[17番 勢田昭一 議員 登壇]

#### ○勢田昭一 議員

今の答弁で、3つの重点を確認することができました。そして、それらを十分に取り組んでいることが、児童・生徒の活躍につながっていることも分かりました。では、その3つの重点を現場で実践するために、いろいろな方策が必要だと感じます。

そこで、2回目の質問をいたします。それらを実践するための方策として、まず1つ目にデジタル教科書の導入、2つ目に校舎内カメラの導入について伺います。

#### ○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。北本教育部首席教育審議員。

[北本憲仁 教育部首席教育審議員 登壇]

○北本憲仁 教育部首席教育審議員

御質問にお答えいたします。

まず、デジタル教科書の現状でございますが、本市では令和7年3月に文部科学省の決定により、市内各学校にデジタル教科書の導入を行っております。令和7年度から小学校・中学校の英語は13校全てに、算数は小学校3校、数学が中学校1校にデジタル教科書が配布されており、現在、配付された学校での活用がなされているところです。

今後につきましては、文部科学省デジタル教科書推進ワーキンググループで協議される動向を注視し、適切に対応していきたいと考えております。

次に、校舎内カメラの導入でございますが、防犯用校舎外カメラにつきましては、市内13校全てに設置済みです。

一方、お尋ねの校舎内カメラにつきましては、各学校からの要望等が上がっていないことや、協議事項としていないこと等により、今のところ、整備の予定はございません。今後、要望等が上がった場合においても、プライバシー等への配慮を含めて、慎重に対応してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

勢田議員。

[17番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

デジタル教科書の現状、それから校舎内カメラの導入については、答弁で確認したとおりであります。

それを実現するための方策について、2回目の質問に引き続いて、最後の質問です。先ほどもありましたように、働いて、働いて、働いて、働いて、働いてまいります。この言葉はやっぱり学校現場はどうしても多いんじゃないかなと考えます。

そこで、最後の質問は、先生方の人材確保と働き方改革について伺います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。北本教育部首席教育審議員。

[北本憲仁 教育部首席教育審議員 登壇]

○北本憲仁 教育部首席教育審議員

御質問にお答えいたします。

まず、人材確保につきまして、本市では不登校対策や特別支援教育の充実等に、支援員やスクールソーシャルワーカー等を各学校に複数名配置するとともに、学校

外での学びの場として教育支援センターを3か所設置し、専門の支援員を配置しております。そのことにより、不登校傾向にある児童・生徒へのきめ細かな支援や特別支援教育における児童・生徒個々のニーズに応じた支援が実現し、確かな成果が上がっております。また、児童・生徒が情報機器を活用する際の支援や、学校の校務改善へのサポートのために、ＩＣＴ支援員の配置も行っている状況です。

次に、働き方改革につきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法が令和7年6月に一部改正されたことに伴い、さらに学校の働き方改革を進めているところです。

働き方改革は、単に教職員の負担軽減というだけではなく、児童・生徒に向き合う時間を確保し、誰一人取り残さない教育につなげ、学校教育の目標を実現するためのものです。

本市では、教職員に働き方改革の目的を再度周知するとともに、教職員の勤務時間を正確に把握し、必要に応じて職員の業務に無理がないか、年2回の面談等で確認し、助言等を行っております。

また、教職員のための学校業務改善ハンドブック等を活用しながら、校務の学校外への移管や業務の精選、ＩＣＴ機器等を活用した校務の効率化を進めているところです。

今後、教職員の働き方に関する詳細についてアンケートを実施し、実態を把握した上で、さらに働き方改革を進めていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○有働辰喜 議長

勢田議員。

[17番 勢田昭一 議員 登壇]

#### ○勢田昭一 議員

いろいろな方法で、人材確保や働き方改革が進められていることが分かりました。以前の議会の委員会でも質問しておりますけれども、山鹿の場合、手厚い人材確保ができているということを感じております。これらは全て児童・生徒、山鹿の宝を育むためのものです。

さて、今回はよかボス宣言から見る職場環境の充実、酒どころの交流人口の増加、日本一の学園都市やまがの実践と展望の3つのテーマで質問をさせていただきました。

先ほども述べましたように、日本にある自治体の数は1,780と言われています。その中で選ばれる山鹿を政策に掲げ、市長のしっかりとしたかじ取りの下、私たちにできること、守ること、つなぐことも、創り出すことを積極的に推進していきた

いものです。

そして、最後に誰一人取り残さない学校教育、誰一人取り残さない職場組織環境、誰一人取り残さない山鹿市民サービスを、官民一体となってつくり上げていきたいものです。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○有働辰喜 議長

以上で、勢田議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、永田紘二議員の発言を許します。永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

#### ○永田紘二 議員

最後になりました。早めに終わりますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

発言通告に基づきまして、一般質問を2点行います。

20番議員の永田でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

まず1点目、山鹿市の人権教育についてということ、それから2点目には、山鹿市医療センターの経営についてということで、一問一答でお願いをしていきたいと思います。

まず、1点目の山鹿市の人権教育についてお伺いをいたします。私が議員になった頃までは、人権教育というと人権・同和教育という表現がされていました。途中から、同和という部分が抜けております。内容としては、同和対策事業特別措置法が2002年3月頃に終わっているようあります。その後10年ぐらいは、人権・同和問題ということで言われてきましたけれども、それについてお伺いしていきますが、同和という表現が外れたことによって、部落差別とか同和対策とか、差別発言等の発生がなされているんじゃないかなと。それについて、教育がおろそかになっているんじゃないかなということを疑問を持っております。

ただ、先日、11月28日ですが、熊日新聞に、後で参考まで取って読んでいただくと分かると思いますが、実は山鹿中学校の3年生が、全国中学人権作文コンテスト大会県大会で優勝しました。その題名は、部落差別をなくすためにという題名がありました。その中で、道徳教育やいろんな研修を踏まえて、障害者差別、性別差別、間違っていることを間違っていると言える勇気と、相手の気持ちを考えて行動のできる優しさを持っていきたいですと示しております。

また、もう一つびっくりしましたのは、部落差別をなくすために、これは大賞ですけれども、全国水平社というのが結成をされました。これにも触れております。これを見たとき、学校でも子供たちがこれだけやっぱり同和教育についても関心が

あるのかなという気がして安心したところであります。

ここで、人権教育についてお伺いをしていきたいんですが、12月6日、もうすぐ人権フェスタが開催をされます。これは人権擁護委員の皆さん方が主体になって人権教育をされると思います。

それから、もう一つ、人権教育には地域人権教育指導員も携わっております。この2つの委員さん方がどういう役割で、どういう仕事をされているかを、まずお伺いをしたいと思います。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

人権擁護委員は、人権尊重の理念を広く国民に浸透させることを目的として、市が議会の同意を得て推薦を行い、法務大臣より委嘱を受けた方々でございます。

人権擁護委員は、法務局職員とともに、人権相談や救済のための活動に取り組んでおられます。具体的には、こどもSOSミニレター活動、高校生を対象としたデートDV講座や街頭啓発など、地域に密着した人権啓発の活動をされております。

次に、地域人権教育指導員は、本市における様々な人権問題の解決を目指し、全ての人々の基本的人権が尊重される社会の実現に資する教育の一層の充実と深化を図るために配置しているものであります。その職務は、人権・同和教育に関する指導及び助言、事業の実施、さらには推進のための調査研究などであり、具体的には、ふれあい人権講座、人権のつどいの実施や、出前講座の講師などを務めております。

また、やまが人権フェスティバルにつきましては、人権擁護委員と地域人権教育指導員が連携し、共同で開催しているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

続きまして、人権教育について、2回目の質問をいたします。

先ほど、熊日の内容等を示しましたけれども、小中学校における人権教育の取組状況についてお伺いをしていきたいと思います。お願いします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。北本教育部首席教育審議員。

[北本憲仁 教育部首席教育審議員 登壇]

○北本憲仁 教育部首席教育審議員

御質問にお答えいたします。

各学校におきましては、人権学習年間指導計画を作成し、系統的・計画的に、人権尊重の意識を高め、自他の人権を大切にする実踐行動のできる児童・生徒の育成を図っております。

全ての学校において、学期に1回ほど、人権教育に重点を置いた週間を設定し、教材等を活用して人権学習に取り組んだり、学んだことや課題を出し合い、よりよい仲間づくりを話し合う人権集会を実施したりしております。

また、人権教育を全ての教育活動の根幹に据え、全ての教科や道徳の授業、学校生活の中で日常的に取組を積み重ねており、その成果の一つとして、先ほど議員からもありましたが、全国中学生人権作文コンテスト県大会において、山鹿中学校の3年生の生徒が、最優秀賞である県人権擁護委員連合会長賞となりました。

さらに、人権教育の充実を図るために、職員の人権感覚を磨く取組も必要であり、学校においては校内研修を通じて学んだり、本市においては人権教育主任を対象にした研修を行ったりして、人権問題に関する基本的認識を高め、実践的な指導力の向上に努めています。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

先ほど、人権教育について、それぞれお話がありました。ちまたでは、差別発言があったとか、こういう問題が発生しているとかという話を聞きますけれども、正式に例えば我々の所管委員会辺りに話が全く来ません。よければ、情報を我々議員も、皆様方と一緒に共有をしたい。そこら辺は御配慮いただきたいなと思います。

続きまして、2点目の山鹿市民医療センターの経営についてお伺いをいたします。全国的に、今日も朝からテレビでやっていましたけれども、病院経営の悪化が非常に報じられている。70%以上がもうとにかく経営が不安だというような話もあっておりました。特に自治体病院の厳しい状況が示されています。

また、先日、熊本大学病院が赤字になるような話がありました。特に市民医療センターにおいては、熊大の協力を得ながら経営しているわけでありますので、今後、大変な問題が発生するのかなということを思います。

その中で、経営状況、経営の悪化、要因等、改善の取組等をやっておられると思

いますが、その内容についてお話をいただきたいと思います。特に経営状況について、まずお伺いをします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。入江市民医療センター事務部長。

[入江智紀 市民医療センター事務部長 登壇]

○入江智紀 市民医療センター事務部長

御質問にお答えいたします。

自治体病院は、行政や医療機関、介護施設などと連携し、地域に必要な医療を公正・公平・継続的に提供し、地域住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に寄与することを使命としています。

さらに、救急、小児、感染症、各種疾患やがん治療などの様々な高度医療のみならず、民間では採算性の関係で対応が難しい医療も担い、地域医療の最後のとりとしてその役割はますます高まってきているところです。

しかしながら、現状では、電気・ガスをはじめとしますエネルギー価格の高騰のほか、感染症対応や医療安全、働き方改革、処遇改善、医療DXの推進に向けて、必要経費や人件費の高騰により、財源不足が顕著となっており、医療提供体制の維持・改善がますます難しくなってきております。

一方、令和4年3月に発表されました研究論文において、自治体病院が地域にもたらす経済効果が報告されております。この研究によります本センターの地域への経済波及効果は56億4000万円、就業誘発者数は580人と推計されていますことからも、本センターの役割は地域医療のみならず経済面からも大変重いものであり、経営強化の取組が喫緊の課題であります。

次に、本センターの経営状況につきましては、10年前の平成27年度の決算におきまして、累積で約13億円の欠損金を計上しております。その後、平成28年度から令和元年度までの4年間で約2億円の欠損金を解消しましたことや、令和2年度から令和5年度までのコロナ禍におきまして、感染症対策に係る補助金が4年間で約20億円交付されましたことから、令和4年度の決算においては、累積の欠損金が解消し、約1億2000万円の利益剰余金を計上しております。

しかしながら、コロナの補助金が縮小・廃止されました令和5年度並びに令和6年度の決算におきましては、2年間で合わせて約9億7000万円の欠損金を生じることとなり、令和6年度決算で約8億5000万円の累積欠損金を計上しております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

市民医療センターの経営について、2回目の質問を行います。先ほど、経営状況についてお伺いをいたしました。経済効果が56億円、就業誘発者が580人ぐらいという表現がありましたけれども、令和6年度末の決算で8億5000万円の累計赤字になっているということです。

続きまして、経営悪化のその原因、それから今後の改善の取組についてお尋ねをしたいと思います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。入江市民医療センター事務部長。

[入江智紀 市民医療センター事務部長 登壇]

○入江智紀 市民医療センター事務部長

御質問にお答えいたします。

経営悪化の主な要因としましては、令和6年4月の診療報酬の改定におきまして、急性期病棟の在院日数が18日以内から16日以内に短縮されましたことにより、医業収益の7割を占める入院収益に係る新規患者数は、コロナ禍前の令和元年度から令和6年度にかけて4%増加しているものの、入院延患者数は7%減少しております。

また、医業収益につきましては、同じく令和元年度から令和6年度にかけて5.7%増加し、医業費用は16.6%増加するなど、近年の物価・賃金の急激な上昇により、病院運営のコストが大幅に増加する一方で、病院の収入源となる診療報酬は、国が定める公定価格であり、費用増加を価格に転嫁することができません。そのため、不採算医療を担う自治体病院に限らず、民間病院も含め、病院経営が極めて圧迫されております。

次に、経営改善に係る取組としましては、病院事業管理者や院長による大学医局との関係性の強化により、常勤医師数は令和4年度の21人から、本年度には25人と、4人増加しており、来年度には新たに2人が赴任される見込みとなっております。

さらに、断らない救急医療による医療サービスの向上と入院患者の獲得としまして、救急車受入件数は令和元年度の999台から、令和6年度においては1,464台と、465台、46.5%増加しており、救急を契機としました1日当たりの入院患者数は、今年度の上半期で1日平均46.6人と、入院患者数の38%を占めております。

このほか、職員に対する収益向上のアイデア募集と実践、医療DXの推進による業務効率化とコスト削減、病院経営に関する知見・実績を有する他医療機関の幹部事務職員の次年度からの招聘、県北の自治体4病院の幹部職員による年4回の情報・意見交換会の開催、院内照明設備の交付金を活用したLED化による経費削減

などに努めております。

加えて、本センターの病床機能や病床数につきましては、本年度から来年度にかけて国・県が策定します地域医療構想を踏まえ、県や市、鹿本医師会などと協議・調整の上、令和9年度には見直し適用したいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

山鹿市民医療センターの経営について、3回目の質問をいたします。先ほどから山鹿市民医療センターの現状について詳しく報告をいただきました。ここで、数字的に少しお尋ねをしたいと思います。令和6年度の決算において、一般会計から繰入れなり、負担金・補助金をいただいております。それから、企業債の残金なり、借入金残高等がどれくらいあるのか教えていただきたいと思います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。入江市民医療センター事務部長。

[入江智紀 市民医療センター事務部長 登壇]

○入江智紀 市民医療センター事務部長

御質問にお答えいたします。

一般会計繰入金としまして、救急医療の確保や小児医療などの不採算医療に係る経費、高度医療機器の元利償還金に係る一部負担金、職員の退職手当や基礎年金拠出金、企業債償還金に係る一部負担金などに対する負担金・補助金などとしまして4億7759万4000円のほか、休日及び夜間における重度救急患者の診療体制を確保するための医師などの給与に係る病院群輪番制病院事業費としまして366万4000円が補助されております。

次に、市を介して国などから交付されます交付金などとしまして、市町村間の国民健康保険財政の不均衡を是正するための国民健康保険調整交付金が、超音波画像診断装置の施設整備分としまして275万円、地域住民に対する病気予防や医療情報の普及・啓発を目的とした総合窓口の設置分としまして800万円、本センター内照明設備のLED化に係る地方創生臨時交付金が4895万円、光熱水費や給食費の物価高騰に係る対策支援金としまして69万9000円の交付を受けております。

次に、借入金残高としまして、安定的な資金繰りのため、平成23年に市から長期借入れしました10億円に係る未償還金が3億円、企業債としまして病院施設整備に係る未償還金が13億6225万6000円、全身用エックス線CT装置や電子カルテシステム

ムなどの医療機器や、システムの整備に係る未償還金が5億9738万1000円、このほか民間金融機関からの病院経営のための運転資金に係る一時借入金が10億円となっております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

市民医療センターの経営について、4回目の質問を行いたいと思います。令和6年度の決算の中身をということで報告いただきました。市からの負担金4億7000万円ぐらいかな、補助金が5000万円ぐらい、保険税の交付金1000万円、それから市貸付金の残高がまだ3億円あると。これは行政のほうから出している分でありますから、行政のほうでどういう役割のもので、どういう形で出しているかというのを教えていただきたいと思います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問についてお答えいたします。

病院事業会計に対する繰出金には、先ほど事務部長からありましたとおり、一般会計からと国民健康保険事業特別会計からの2つがございます。昨年度の実績で申しますと、まず一般会計からの繰出金の1つ目に、総務副大臣通知の基準に基づき地方交付税が措置される法定繰出金4億5490万円を含めた4億7759万4000円、2つ目に、医療機関等に対するエネルギー価格の高騰分などの支援のため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した市民医療センター照明LED化事業の4895万円、3つ目に、休日及び夜間における重症救急患者の診療体系を確保するため、病院群輪番制病院に対し診療日数に応じて支払う病院群輪番制病院運営事業補助金366万4000円がございます。

国民健康保険事業特別会計からの繰出金では、国民健康保険診療施設として健康管理事業800万円のほか、医療器械器具を購入する場合に負担する診療施設整備事業275万円の合計1075万円を繰り出しております。繰り出し以外に貸付けとしまして、本市から市民医療センターへ、平成23年度に病院事業経営健全化資金として10億円を貸し付けており、令和6年度末の残高は3億円、令和9年度には完済の予定となっております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

5回目の質問を行いたいと思います。今までの数字をずっと拾い出していきますと、市行政からの繰入金4億7000万円、補助金が366万円と4895万円という話であったので、5億円ぐらいになるのかなと。それから、国民健康保険税から1075万円繰り出しをしていると。そうしますと、このほとんどは5億4000万円ぐらいになるんですが、ほとんどが交付税措置で入ってくる財源であります。これを一般交付税で来たやつを病院会計のほうで振っていると、国保税のやつも振っているということでありますけれども、今後は先ほどから人口減少の話がでていますけれども、国保税申請に対する材料が減っていきますので、当然、この収入というのは従来減ってくるだろうとということを思います。

それから、借入金残金ですけれども、というのは山鹿市はまだ3億円貸付けをしておりま、経過を踏まえて話されました。それから、企業債が19億5000万円の企業債の残高が残っていると。それから、外部の借入金が銀行から10億円借りていると。これを足しますと、32億5000万円という負債があるわけですね。それにましてや、令和6年度の累積赤字が8億円、途中でこれはコロナの補助金が20億円ぐらい入りましたので、令和3年か令和4年ぐらいに黒字になったと思いますが、去年と一昨年だけで8億円、今後はこれがまた5億円、6億円と続いてくると思うんです。

そうしたときに、開設者は山鹿市でありますから、山鹿市行政として、こういう方向性に向いているやつに、どういう指導をして、どういう改善をしていくかと、そういう対応等についてお尋ねをしたいと思います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問についてお答えいたします。

山鹿市民医療センターは、地域の中核となる地域医療支援病院として、地域医療機関や行政機関との連携を図り、また災害や新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックなどの非常時には、地域の拠点病院として医療・救援活動を行います。

あわせて、小児医療、救急医療などの不採算部門の診療体制の確保や、将来的な

人口減少や少子高齢化を見据え、がん診療、高齢者医療、予防医療を3つの柱として、地域医療体制の充実を推進しておられます。

本市といたしましては、これらの取組について、総務省が示す繰出基準に基づく資金の負担や、医師や看護師の人材不足解消に寄与する医師修学資金貸与や看護師等修学資金貸与による人材確保の取組を継続しながら、山鹿市民医療センターが地域住民に良質な医療を安定的かつ継続して提供できるよう支援してまいりたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

質問は以上でありますが、ただ行政として考えていただきたいのは、病院が32億円ぐらいの借入金を持っている。今後、経営していく中で、5億円、6億円の決算赤字が、恐らく今年も出ると思います。

そういう中で、最終的に自治体病院が必要であるということは分かるけど、最終的に倒れたときとか、その責任は僕は行政にあると思う。それは全部、市民の税金にかかってくるということになります。そうなりますと、どうしても病院経営にはもう少しシビアに、行政も携わって経営指導していくべきだと思いますので、よろしくお願ひ申し上げまして、一般質問を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、永田議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全て終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

お諮りをいたします。

議案第86号から議案第90号までの5案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

異議なしと認めます。よって、議案第86号から議案第90号までの5案件は、委員会付託を省略することに決しました。

---

日程第2 委員会付託

○有働辰喜 議長

日程第2、委員会付託を行います。

議案第59号から議案第85号までについては、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

---

## 散 会

### ○有働辰喜 議長

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時21分 散会

~~~~~

12月17日(水曜日)

令和7年（第5回）山鹿市議会12月定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和7年12月17日（水曜日）午前10時開議

第1	議案第59号	山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
	議案第60号	山鹿市税条例の一部を改正する条例
	議案第61号	山鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
	議案第62号	山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
	議案第63号	山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
	議案第64号	山鹿市矢谷渓谷キャンプ場条例の一部を改正する条例
	議案第65号	山鹿市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
	議案第66号	山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
	議案第67号	山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
	議案第68号	山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例
	議案第69号	山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例
	議案第70号	令和7年度山鹿市一般会計補正予算（第3号）
	議案第71号	令和7年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第72号	令和7年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	議案第73号	令和7年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第74号	令和7年度山鹿市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第75号	令和7年度山鹿市水道事業会計補正予算（第1号）
	議案第76号	令和7年度山鹿市病院事業会計補正予算（第1号）
	議案第77号	令和7年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第1号）
	議案第78号	令和7年度山鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
	議案第79号	工事請負契約の締結について（鹿本体育館空調設備設置工事）
	議案第80号	訴えの提起について（藤井地区児童遊園）
	議案第81号	基本構想の策定について
	議案第82号	公の施設の指定管理者の指定について (山鹿市一本松農村公園)

議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について
(山鹿市矢谷渓谷キャンプ場(矢谷渓谷))

議案第84号 公の施設の指定管理者の指定について
(山鹿市矢谷渓谷キャンプ場(奥矢谷渓谷きらり))

議案第85号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議案第86号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第87号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第88号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第89号 人権擁護委員の推薦について

議案第90号 人権擁護委員の推薦について
(委員長報告)

討 論
採 決

第2 議員提出議案第2号 議案第81号 基本構想の策定についてに対する附帯決議

第3 議案第91号 山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第92号 山鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第93号 令和7年度山鹿市一般会計補正予算(第4号)

議案第94号 令和7年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第95号 令和7年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第96号 令和7年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第97号 令和7年度山鹿市工業団地整備事業特別会計補正予算(第3号)

議案第98号 令和7年度山鹿市水道事業会計補正予算(第2号)

議案第99号 令和7年度山鹿市病院事業会計補正予算(第2号)

議案第100号 令和7年度山鹿市下水道事業会計補正予算(第2号)

議案第101号 令和7年度山鹿市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)

議員提出議案第3号 山鹿市議会会議規則の一部を改正する規則

意見書案第1号 難聴者の補聴器に対する国の公的支援制度創設を求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（20名）

1番	工藤	彩友美
2番	北原	和智
3番	高松	佳美
4番	小林	文江
5番	古家	茂臣
6番	永田	壮拡
7番	原	芳郎
8番	隈部	賢治
9番	高橋	龍一
10番	豊田	新二郎
11番	山下	誠治
12番	古川	和博
13番	金光	一誠
14番	松見	真一
15番	小川	榮二
16番	芋生	よしや
17番	勢田	昭一
18番	有働	辰喜
19番	服部	香代
20番	永田	紘二

説明のため出席した者

市長	早田	順一
副市長	阿蘇品	貴司
教育長	堀田	浩一郎
総務部長	吉岡	隆
市民部長	小山	天
福祉部長	徳丸	和孝
農林部長	鶴川	浩一郎
商工観光部長	新堀	竜一郎
建設部長	隈部	光磨
教育部長	西島	靖雄
市民医療センター事務部長	入江	智紀

消防本部消防長	黒田 武徳
総務部政策審議員	永田 健一
市民部政策審議員	園田 和雄
福祉部政策審議員	原 幸徳
建設部次長	功能 宇治
水道局長	迎田 祐樹
教育部首席教育審議員	北本 憲仁
財務課長	富崎 嘉隆
長寿支援課長	北原 敬年
商工政策課長	大塚 昭夫



事務局職員出席者

議会事務局長	森田 英美
議会事務局局長補佐	服部 隆文
書記	一法師 由臣



午前10時00分 開議

○有働辰喜 議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第59号～議案第90号

○有働辰喜 議長

日程第1、各常任委員会に付託してありました議案第59号から議案第85号まで及び議案第86号から議案第90号までの全案件を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。金光建設経済委員長。

[金光一誠 建設経済委員長 登壇]

○金光一誠 建設経済委員長

おはようございます。

建設経済委員会から、報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託された案件は議案12件であります。

去る12月8日、午前10時から、本庁5階501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催しました。

議案審査に先立ち、令和7年に発生しました災害箇所の現地調査を行い、担当職員から詳細な説明を受けました。

帰庁後、午後1時から委員会を再開し、前半に建設部所管の議案を、その後、農林部・商工観光部所管の議案を慎重に審査しました。その結果について報告します。

議案第64号、矢谷渓谷キャンプ場の入場料の値上げは市民負担を強いることになり、反対であるとの反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第65号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第66号、議案第67号、下水道料金の値上げは、市民に厳しい負担を強いることになり、反対であると反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第68号、議案第74号、議案第75号、議案第77号、議案第78号、議案第82号、議案第83号、議案第84号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設経済委員会の報告を終わります。

○有働辰喜 議長

隈部市民福祉委員長。

[隈部賢治 市民福祉委員長 登壇]

○隈部賢治 市民福祉委員長

おはようございます。

市民福祉委員会から御報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は議案9件であります。

去る12月9日、午前10時から501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、議案第80号 訴えの提起について、未登記財産となっている藤井地区児童遊園を現地調査し、担当課から概要説明を受けました。

帰庁後、委員会を再開、初めに市民部所管の議案を、その後、福祉部及び市民医療センター所管の議案を慎重に審査いたしました。その結果について、御報告をいたします。

議案第60号から議案第63号まで、議案第71号から議案第73号まで、議案第76号及び議案第80号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、市民福祉委員会の報告を終わります。

○有働辰喜 議長

松見総務文教委員長。

[松見真一 総務文教委員長 登壇]

○松見真一 総務文教委員長

おはようございます。

総務文教委員会の報告をいたします。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は議案5件であります。

去る12月10日、午前10時から、501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め委員会を開催しました。

議案審査に先立ち、鹿本町体育館空調設備設置工事について現地調査を行い、担当者から工事の概要説明を受けました。

帰庁後、委員会を再開。議案を慎重に審査いたしました。その結果について、御報告いたします。

議案第59号、議案第69号、議案第79号、議案第81号及び議案第85号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教委員会の報告を終わります。

○有働辰喜 議長

小川予算決算委員長。

[小川榮二 予算決算委員長 登壇]

○小川榮二 予算決算委員長

皆さん、おはようございます。

予算決算委員会の御報告をいたします。

今期定例会において、当委員会に付託されました案件は議案1件であります。

今月4日、本議場において委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め委員会を開催し、議案第70号について、担当課長より説明を受けました。

12日、第1会議室において、各分科会に分担していた審査内容について、分科会長より報告を受け、報告に対する質疑、討論、採決を行いました。

質疑及び討論の中では、先般開催された山鹿灯籠ウィメンズマラソン大会に絡み、企業版ふるさと納税の寄附金を財源として、大会実行委員会に交付する予定のスポーツ振興補助金330万円について、すでに終了した大会に後から予算をつけて交付することには問題がある、予算は事業の実施前に議決されるのが原則である、専決処分をして対応することもできたのではないかといった厳しい指摘があり、一方で執行部からも今回のケースは初めてであり、異例の対応に反省すべき点があったとの認識が示され、また盛況に終えることができた大会そのものは、本市のにぎわい創出に大きな効果をもたらしたこと、さらには使途を指定して寄附を行った企業の厚意に鑑みれば、原案のとおり可決することはやむを得ないのでないかなどの意見が出されました。

採決の結果、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

採決後に行った委員間討議におきましては、ただいま報告いたしましたスポーツ振興補助金が議題に上がりました。

予算案は可決したもの、今後、執行部におかれましては、本来、事業の実施や団体への支援については、予算の事前議決が原則であることを改めて認識していただき、さらには市民・議会への説明や情報共有により一層努められ、今回のような疑念を招くことのないよう、今後における予算の計上及び執行に十分に留意していただくよう意見を付すことと決定いたしました。

以上、予算決算委員会の報告といたします。

○有働辰喜 議長

以上で、各委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告がついておりますので、発言を許します。芋生よしや議員。

○芋生よしや 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号16番、日本共産党の芋生よしやです。

私は、議案第61号、第64号、第66号、第67号、第71号、第72号の6案件に、反対の立場から討論を行います。

議案第61号は、山鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例です。現代の子育て環境は、ワンオペ育児とも言われ、孤立し、多くの悩みを抱えて子育てしているという状況があり、サポートは大変重要なことです。

しかし、こども誰でも通園制度は、保育所などに通っていない生後6か月から3歳未満のお子さんを、保護者の就労要件を問わず、時間単位で保育所等に預かる制度です。家庭とは異なる経験の中で成長できる機会を保障する、在宅で子育てる保護者の孤立感や不安感の解消につながると政府は意義を強調しますが、どうでしょうか。

私は、保育士を34年ほどしました。埼玉県で働いていた頃は、すでに子育てに悩む保護者と子供たちを受け入れる一時保育も行われておりました。子育てに悩む保護者と一緒に子育てに携わる機会をつくるための一時保存でしたが、保育士配置は国の基準より多く配置され、施設面積も基準よりずっと広く取られている保育園でしたので、お互いがゆったり寄り添って過ごすことができました。

一方で、その前に働いておりました福岡市での状況は、園の都合で要望に応じ、子供たちを自由契約児として入所させるところでした。こちらは国の配置基準も保育士基準も下回るところで、受け入れる保育士も本当に大変でした。何よりも不安になるのは、入って来る子供と、やっと保育所や保育士に慣れた在園の子供たちが、新しくやって来た子供たちの泣き声などに落ち着きをなくす姿です。保育園の4月、新入園児を迎える時期は、子供たちが早く楽しく通えるようにと、保育士も全身を使って接し、様々な神経を使います。こども誰でも通園制度は、子供にとって大きなストレスとなり、親の都合を子供より優先するものだと考えます。

今年76年ぶりに配置基準の見直しがありましたが、全く不十分なもので、受け入れる側も大きな負担となります。本当に子供たちの育ちや保護者の子育てを応援するのであれば、全ての子供たちの育ちを応援するために、保育士の配置基準を抜本的に改善し、専用の保育室を確保し、親の就労にかかわらず公が責任をもつ保育施設に入れる体制をつくるべきです。よって、この制度には反対です。

議案第64号 山鹿市矢谷渓谷キャンプ場条例の一部を改正する条例。入場料を中学生以上は285円値上げして600円、小学生は190円の値上げで、400円とするもので

す。今、子供たちも消費税や物価高騰の影響を受けています。もちろん保護者たちも同様です。終わりの見えない物価高騰かもしれません、値上げを抑え、市内はもちろん、県外からもさらにたくさん利用していただけるようにすべきだと考え、この時期での値上げに反対いたします。

議案第66号 山鹿市下水道条例の一部を改正する条例、議案第67号 山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例、一緒に行います。今回、下水道使用料体系の統一を行い、使用料が山鹿地域は1人世帯から値上げ、鹿北・菊鹿・鹿央地域は3人世帯までは値下げとなります、4人世帯からは値上げとなるものです。

今回、使用水量区分での料金の多くが熊本県下14市で最も高くなります。下水道は独立採算が原則で、家庭から出る汚水の処理費用は受益者負担とされていますが、健康で衛生的な市民生活を維持するために不可欠なものです。その重要性と公共性を考えたら、国が維持管理に責任を持つべきです。

基盤整備更新には莫大な費用がかかり、それを人口減少、利用者減の中、受益者負担で賄うことは、市民の負担をさらに強いることになります。地方公営企業法第17条の3には、災害及び特別な理由がある場合、一般会計などから補助をすることができるとしています。この特別な理由の解釈を広げ、一般会計からの繰入れなどで、物価高騰の中、住民の生活基盤を守るため、下水道料金の値上げを抑制すべきと考え、反対いたします。

次に、議案第71号 令和7年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第72号 令和7年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、これも一緒に行います。

議案第71号 令和7年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の国民健康保険制度関係業務事業費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金が616万円、議案第72号 令和7年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の総務管理費補助金が340万4000円、これはいずれも国・県からの支出金ですが、子ども・子育て支援法改正で令和8年4月から段階的に徴収を開始するためのシステム改修費です。子ども・子育て支援制度により、国民健康保険加入者と後期高齢者医療制度の加入者に、新たな保険料の上乗せ負担が発生するものです。

政府の試算によると、支援金は2026年度から3年かけて段階的に引き上げ、最も負担が大きくなるのは2028年度です。国民健康保険は1世帯当たり2026年度が年間4,200円、2027年度が年間5,400円、最終の2028年度は7,200円、後期高齢者制度では、2026年が2,400円、2027年度が年3,000円、2028年度は年4,200円と試算されています。2024年度の公的年金額は、物価上昇率に追いついておらず、年金が実質減になるなど、物価高での国民の生活は依然逼迫しています。

さらに、国保の1世帯当たりの負担額は、2021年度の実態に基づいて計算され、国保料の引上げに伴う支援金の負担額の引上げも懸念されるところです。負担額は、加入する保険で異なるため、収入の少ない人が多い方より負担が増えることも起ります。75歳以上の後期高齢者や、今でも負担が重い市町村国民健康保険税は、現在の保険税に対する負担増の比率が高く、逆進性が強まります。高齢者の負担を増やすことは、親を支える子供世帯の負担に直結する上、若者を含めて現役世代の将来不安を広げます。負担増、社会保障削減が前提の子育て支援では、国民は期待を持てません。少子化という国の存続に関わる課題ならば、抜本的支援のため、税制を変え、大企業、富裕層に応分の負担を求めることが不可欠です。以上の理由から、システム改修費の支出に反対します。

この反対討論をもちまして、議員の皆さんに賛同を訴えて、私の討論を終了します。

○有働辰喜 議長

以上で、芋生議員の討論は終了いたしました。

これをもちまして、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第59号及び議案第60号の2案件を一括採決いたします。これら2案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、2案件は原案のとおり可決することに決しました。

議案第61号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○有働辰喜 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

議案第62号及び議案第63号の2案件を一括採択いたします。これら2案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、これら2案件は原案のとおり可決することに決しました。

議案第64号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○有働辰喜 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第65号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第66号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○有働辰喜 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第67号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○有働辰喜 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第68号及び議案第69号の2案件を一括採決いたします。これら2案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、これら2案件は原案のとおり可決することに決しました。

議案第70号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。議案第71号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○有働辰喜 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。議案第72号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○有働辰喜 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。議案第73号から議案第78号までの6案件を一括採決いたします。これら6案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、これら6案件は原案のとおり可決することに決しました。

議案第79号から議案第85号までの7案件を一括採決いたします。これら7案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、これら7案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第86号から議案第88号までの3案件を一括採決いたします。これら3案件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、これら3案件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第89号及び議案第90号の2案件を一括採決いたします。これら2案件

は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、これら2案件は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、しばらく休憩いたします。再開は40分といたします。

午前10時28分 休憩



午前10時40分 開議

○有働辰喜 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議案第81号に対する附帯決議案1件、議案11件、議員提出議案1件、意見書案1件が提出されました。

お諮りいたします。この際、ただいま提出されました14案件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、これら14案件を日程に追加し、議題とすることに決しました。



日程第2 議員提出議案第2号 議案第81号 基本構想の策定についてに対する附帯決議

○有働辰喜 議長

日程第2、議員提出議案第2号、議案第81号 基本構想の策定についてに対する附帯決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。永田壮拡議員。

[6番 永田壮拡 議員 登壇]

○永田壮拡 議員

議員提出議案第2号、基本構想の策定についてに対する附帯決議について、提案理由の説明をいたします。

本附帯決議案は、先ほど可決されました議案第81号、この基本構想が本市の今後8年間の施設運営における最上位計画の礎となる重要なものであることから、その実効性と将来への展望をより確かなものとするために提案するものであります。

今回の基本構想には、一定の方向性は示されているものの、成果を検証するため

の指標の少なさ、人口減少対策における積極性、山鹿市ならではの独自性の打ち出しといった点に課題が見られます。

そこで、今後策定されますアクションプランにおいて、客観的に評価が可能な指標の充実、市民が将来に希望を持てるための人口増加も視野に入れた攻めの政策目標の明確化、そして本市の強みを生かした重点戦略の明示を求めるとともに、市民に分かりやすい情報発信に努めることを強く要望するため、本附帯決議案を提案するものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、提出者の説明を終わります。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議員提出議案第2号、議案第81号 基本構想の策定についてに対する附帯決議について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○有働辰喜 議長

起立多数あります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。



日程第3 議案第91号～議案第101号

議員提出議案第3号

意見書案第1号

○有働辰喜 議長

日程第3、議案第91号から議案第101号、議員提出議案第3号、意見書案第1号までの13案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

議案第91号から議案第101号まで、一括して御説明申し上げます。

議案第91号 山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、本年的人事院勧告を踏まえ、県内自治体における特別職の期末手当の状況に鑑み、市議会議員及び市長等の期末手当の支給割合を年間0.05月引き上げるものであります。

附則といたしまして、この条例は一部の規定を除き、公布の日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第92号 山鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、本年的人事院勧告を踏まえ、職員の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月、職員の月例給を平均3.3%引き上げるため、所要の規定を整備し、併せて文言の整備等を行うものです。

この改正により、賞与の年間支給割合は、一般職の職員が4.65月、再任用短時間勤務職員が2.45月、特定任期付職員が3.7月となります。

また、通勤手当の支給額の変更及び通勤手当の距離区分に新たな距離区分を設けるものです。

附則といたしまして、この条例は一部の規定を除き、公布の日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

次に、議案第93号から議案第101号につきまして、議案第91号、議案第92号の条例改正に伴う給与改定等に係る補正予算であります。

順を追って、御説明申し上げます。

議案第93号 令和7年度山鹿市一般会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億401万7000円を追加し、349億5135万8000円とするものです。

補正予算の主な内容について、歳出により御説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。

（款）民生費、（目）児童家庭支援費1億4432万4000円は、国が進める経済対策の一環である物価高対応子育て応援手当の支給に係る経費になります。

27ページをお願いいたします。

（款）教育費、（目）保健体育総務費561万9000円のうち550万円は、山鹿灯籠ウ

イメンズマラソンへの補助金で、財源は全額企業版ふるさと応援寄附金になります。

ほか人事院勧告を踏まえ、議員、三役、一般職員及び会計年度任用職員の給与改定に伴う増額のほか、会計間異動、育児休業、特別会計への給与等に係る繰出金など、給与費に係る補正として4580万7000円の減額となります。

議案第94号 令和7年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ999万1000円を減額し、66億8748万7000円とするものです。

議案第95号 令和7年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万7000円を追加し、10億7190万4000円とするものです。

議案第96号 令和7年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万9000円を追加し、70億2047万6000円とするものです。

議案第97号 令和7年度山鹿市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ199万円を減額し、1億9961万4000円とするものです。

議案第98号 令和7年度山鹿市水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第2条、収益的支出、第1款、水道事業費用の既決予定額に19万7000円を追加し、6億3171万4000円とするものです。

なお、これに伴い、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を19万7000円増額し、5809万9000円とするものです。

議案第99号 令和7年度山鹿市病院事業会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第2条、収益的支出、第1款、病院事業費用の既決予定額に1億1557万7000円を追加し、47億6422万7000円とするものです。

なお、これに伴い、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を1億1509万7000円増額し、26億9646万2000円とするものです。

議案第100号 令和7年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第2条、収益的支出、第1款、下水道事業費用の既決予定額から27万7000円を減額し、15億7995万8000円とするものです。

なお、これに伴い、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を27万7000円減額し、6148万2000円とするものです。

議案第101号 令和7年度山鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第2条、収益的支出、第1款、農業集落排水事業費用の既決予定額から33万円を減額し、7億6499万4000円とするものです。

なお、これに伴い、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を33万円減額し、869万6000円とするものです。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

服部香代議員。

[19番 服部香代 議員 登壇]

○服部香代 議員

議員提出議案第3号 山鹿市議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をいたします。

本案は、本会議における起立表決等において、議長が採決の判断を確実かつ速やかに行うことができるようすることを目的として、電子採決システムを導入するため、所要の規定を整備するものです。

以上、提案理由の説明を終わります。

○有働辰喜 議長

永田壮拡議員。

[6番 永田壮拡 議員 登壇]

○永田壮拡 議員

意見書案第1号 難聴者の補聴器に対する国の公的支援制度創設を求める意見書

について、提案理由の説明をいたします。

難聴は、年齢を問わず、誰にでも起こり得るものであり、就学、就労や社会参加、日常生活に大きな支障をもたらします。

その改善に有効な補聴器は、高額である一方、現行の制度では身体障害者手帳の取得要件を満たさない多くの難聴者が公的支援の対象外となっております。

また、補聴器支援を自治体独自の判断に委ねることは、自治体間の支援格差の拡大や公平性の問題を生じさせる恐れがあります。

高齢化の進行や就労年齢の延長、認知症予防、子供の発達支援といった観点からも、難聴対策は国全体で取り組むべき重要な課題であり、年齢は障害者手帳の有無にかかわらず、必要な人が等しく支援を受けられる全国一律の制度整備が求められます。

以上の理由から、国の責任において、補聴器に対する公的支援制度の創設・拡充を強く要望するため、本意見書を提案するものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、議案審査のため、しばらく休憩をいたします。

議員の皆様は、速やかに第1・第2会議室へお集まりください。

午前10時57分 休憩

○

午前11時59分 開議

○有働辰喜 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております全案件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております13案件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御質疑なしと認めます。よって、ただいま議題となっております13案件は委員会

付託を省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論の通告があつておりますので、発言を許します。
芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

議席番号16番、日本共産党の芋生よしやです。

追加議案の第91号と93号に反対の立場で討論を行います。

まず、議案第91号 山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例です。

一般職員と同様に、人事院勧告を踏まえ、期末手当を引き上げるというもので、年間0.05か月、議員のほうが41万1000円、市長など三役が11万7000円とのことです。その提案ですが、近年でも2021年12月に、こちらは人事院勧告に従い、期末手当を引き下げました。

しかし、2023年12月、2024年12月、続けて引き上げが行われました。人事院勧告は国家公務員の一般職のうち、給与法の適用を受ける職員を対象としており、市長や議員には適用されません。自動的に引き上げることは問題です。

また、物価高騰の影響も大きいため、一般職の公務員の給与引き上げは当然行うべきと考えています。一般質問の中でも言及しましたように、今、コロナ禍の立ち直りもままならない中、3年以上続く物価高騰で、市民も商いをする方たちも大変厳しい暮らしや商いが続いております。市民の代表である私たち議員の期末手当を、こんな中で増額することに納得が得られるはずはありません。市民への支援こそ打ち出し、暮らしを守るべきです。

以上の理由から、議員及び市長などの期末手当を引き上げることに反対します。

議案第93号 令和7年度山鹿市一般会計補正予算（第4号）、今反対しました市議会議員、市長などの期末手当0.05か月分、61万6000円も含まれているため、この点に反対といたします。

以上で、私の討論を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、芋生議員の討論は終了いたしました。

これをもちまして、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第91号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○有働辰喜 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第92号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第93号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○有働辰喜 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第94号から議案第101号までの8案件を一括採決いたします。これら8案件について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、これら8案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議員提出議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○有働辰喜 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、意見書案第1号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○有働辰喜 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

————— ○ —————

閉 会

○有働辰喜 議長

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和7年（第5回）山鹿市議会12月定例会を閉会いたします。

午後 0 時 06 分 閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長 有 働 辰 喜

山鹿市議会議員 豊 田 新二郎

山鹿市議会議員 高 橋 龍 一